

畜産経営力向上緊急支援リース事業規程集

(目 次)

I 規程等

- 1 畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領
- 2 畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領附則による畜産高度化支援リース事業実施要領の改正
- 3 畜産高度化支援リース事業実施要領において準用等する畜産高度化支援リース事業実施要領の該当条項
- 4 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」の一部改正新旧対照表
- 5 機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について
- 6 財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き
- 7 契約書
 - (1) 財団法人畜産環境整備機構貸付施設等売買契約書
 - (2) 財団法人畜産環境整備機構貸付施設等貸付契約書（直接・間接リース）

II 留意事項

- 1 畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項
- 2 畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項において「例による」とされている他の事業の留意事項
 - (1) 畜産環境整備リース事業の留意事項
 - (2) 堆肥保管施設リース事業の留意事項

III 参考資料

- 1 畜産経営力向上緊急支援リース事業要綱

畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領

平成 25 年 3 月 25 日環機第110号 制定

畜産業においては、配合飼料価格の高騰などにより生産コストが上昇しており、畜産経営体等の経営力の向上を図るため、生産性及び飼料自給率の向上や安全な国産畜産物の安定供給の確保が喫緊の課題となっている。

このため、財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)は、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4748 号。以下「要綱」という。)に基づき独立行政法人農畜産業振興機構(以下「振興機構」という。)の補助を受けて、畜産業を営む者等における畜産経営の生産性や飼料自給率の向上及び飼料生産受託組織等の経営高度化のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援し、もって畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の実施及び補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、畜産業振興事業の実施について(平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号)及び要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 畜産経営強化緊急支援事業

機構は、第 2 の 1 に規定する借受者が、畜産経営の生産性向上、畜産物の付加価値の向上、労働力の軽減及び飼料自給率の向上を図るために必要な機械装置を機構からリース方式により導入する場合、貸付料等について負担の軽減を図るものとし、借受者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成する。

2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

機構は、第 2 の 2 に規定する借受者が、経営の高度化を図るために必要な機械装置を機構からリース方式により導入する場合、貸付料等について負担の軽減を図るものとし、借受者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成する。

3 効率的生産継続支援事業

機構は、第 2 の 1 及び 2 の借受者が 1 又は 2 の事業により電力供給を必要

とする機械装置を導入する際に、畜産物の効率的な生産の継続のために電力を供給する機械装置を機構からリース方式により一体的に導入する場合、貸付料等について負担の軽減を図るものとし、借受者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成する。

第2 機械装置の借受者

1 畜産経営強化緊急支援事業

(1) 畜産経営強化緊急支援事業の借受者

畜産経営強化緊急支援事業の借受者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合であって畜産業の振興を目的とする法人(以下「農協等」という。)及び次のアからウまでの要件のいずれかを満たす者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

ア 畜産業を営む者又は農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)若しくは農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律132号)第72条の3に規定する農事組合法人をいう。)であって、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者

イ 畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について(平成18年7月26日付け18生畜第1014号農林水産省生産局畜産部長通知)に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定(特認)基準において都道府県知事が特に認めた者

ウ ア又はイを含む2戸以上の農業者が構成する集団

(2) 環境と調和のとれた農業生産活動の実施及び配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

畜産高度化支援リース実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号。以下「高度化リース要領」という。)第1の2の(4)のイの(ウ)及び(エ)の規定は、畜産経営強化緊急支援事業による貸付に準用する。ただし、同(ウ)中「(ア)のbに掲げる者((d)の集団のうち養畜の事業を行わないものを除く。(エ)において同じ。)」及び同(エ)中「(ア)のbに掲げる者」とあるのは、「借受者」と読み替えるものとする。

2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業の借受者

飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業の借受者は、農協等並びに次の(1)及び(2)の要件をいずれも満たす者であって、リース方式により機械装

置を導入する者とする。

(1) 次のアからケまでのいずれかの組織形態のコントラクター(飼料生産受託組織をいう。)、TMRセンター(完全混合飼料の飼料生産組織をいう。)を営む者及びその他の飼料生産組織(以下「コントラクター等」という。)であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。

ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会

イ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)

ウ 土地改良区

エ 農事組合法人(農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。)

オ 農事組合法人以外の農業生産法人

カ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。)

キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの

ク 農業(畜産業を含む。以下2において同じ。)を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法(平成17年法律第86号。以下同じ。)第575条第1項に規定する持分会社(以下「持分会社」という。)であって、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に適合するもの

(ア) 農業を主たる事業として営んでいること。

(イ) 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。

(ウ) 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。

ケ 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に適合するもの

(ア) 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。

(イ) 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること。

b 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。

c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な

事項を明らかにしていること。

(ウ)エ、オ又はクに掲げる法人となることが見込まれる組織であること。

(2) 経営の高度化を図る組織として、次のアからウまでのいずれかを満たす組織であること。

ア 平成27年度までに経営の法人化を図ることが平成25年度末までに開催される総会の議決等により確実と見込まれるもの

イ 平成27年度までに飼料生産受託面積(国産粗飼料増産対策事業実施要綱(平成17年4月1日付け16生畜第4388号農林水産事務次官依命通知)別表の1の(1)から(6)までに定める作業を受託する面積(自ら飼料を販売している組織にあっては飼料生産作業面積)をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。)を平成23年度又は平成21年度から平成23年度の3カ年の平均と比較して、北海道は概ね40ha、都府県は概ね20ha(中山間地域にあっては、北海道は概ね20ha、都府県は概ね10ha)以上拡大することが平成25年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する地域をいう。

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく特定農山村地域

(イ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

(ウ) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

(エ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

(オ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(カ) 沖縄県、奄美群島及び小笠原諸島の区域

ウ その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事がイに掲げるものと同様以上の効果を有すると判断し、機構理事長及び振興機構理事長が適当と認めたもの

3 効率的生産継続支援事業の借受者

第 1 の 1 又は 2 の事業を実施する者は、この事業の借受者となることができる。

4 貸付機械装置の再貸付

(1) 機械装置の貸付けを受けた農協等は、借受者に当該機械装置を再貸付けすることができる。

(2) 農協等が貸付機械装置を直接使用する場合は、借受者についての規定による。

第 3 貸付対象機械装置の範囲

1 貸付けの対象となる機械装置(以下「貸付対象機械装置」という。)の範囲は、別表 1 に掲げるとおりとする。

2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。

3 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。

4 国又は振興機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

第 4 事業の実施

1 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成 24 年度から平成 25 年度までとする。

2 事業の実施方法

(1) この事業は、機構が実施するリース事業の一環としてその方式により実施する。

(2) 事業の実施方法に関し、この要領に定めのない事項については、畜産高度化支援リース事業のうちの 1/2 補助付きリースの例によるものとし、用語についても特に定める場合を除き、高度化リース要領の例による。ただし、「施設等」とあるのは、「機械装置」と読み替えるものとする。

3 貸付申請

貸付申請書の様式は、別紙様式 1 及び 2 のとおりとする。

4 貸付期間

貸付期間については、高度化リース要領第 2(2の(3)を除く。)の規定を準用する。ただし、貸付期間の延長に関する規定は、適用しない。

5 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の譲渡

(1) 貸付対象機械装置の譲渡

貸付期間終了後の貸付対象機械装置の譲渡については、高度化リース要領第4の規定を準用する。

(2) 貸付期間終了後の適正使用義務

貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

6 貸付料

貸付料については、高度化リース要領第3のうち1/2補助付きリースに係る規定を準用する。

第5 補助の交付及び返還等

1 補助金の交付

(1) 機構による補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

(2) 借受者は、貸付機械装置の検収が終わったときは、速やかに畜産経営力向上緊急リース事業実績報告書(別紙様式3)を作成し、機構に提出するものとする。機構は、当該実績報告書を受領後、その内容を審査し、適当と認められる場合は、貸付決定に基づく額を限度として、借受者に補助金相当額を交付する。その場合、機構は、当該金額を機構が借受者に代わって販売業者等に支払う支払対価の一部に充当する方法により交付するものとし、借受者はこれを了承するものとする。

(3) 前項の実績報告書は、借受団体又は受託団体ごとに、とりまとめ表を添付して提出するものとする。

2 補助金の返還等

(1) 禁止行為による返還

借受者は、貸付対象機械装置について次の行為を行ってはならず、これらの違反行為が判明した場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

ア 要綱又は要領に定める規定(第6の規定により準用される高度化リース要領の規定を含む。)に違反した行為を行うこと。

イ この事業の目的以外の用途に使用すること。

ウ 第三者に転貸し、又は譲渡すること。

エ 質権その他名目のいかに関わらず担保の目的に供すること。

(2) 貸付契約違反等による返還

機構は、借受者が貸付対象機械装置の貸付期間中において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者に対して補助金の全部又は一部の返還を

命じることができるものとする。

ア 貸付契約(再貸付契約及び再々貸付契約を含む。以下(2)において同じ。)を解約又は解除したとき

イ 借受者が経営を中止したとき

ウ 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき

エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき

オ 貸付契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

カ 変更の届出、報告等を怠ったとき

第6 高度化リース要領の準用

高度化リース要領第2(2の(3)を除く。)、第3から第8まで、第9(3の(5)のただし書並びに5のただし書及び各号列記の部分を除く。)及び第10から第16までの規定(これらの規定に基づく細則を含む。)は、この要領に基づく貸付に準用する。ただし、第3の4、第9の3の(2)、(5)本文及び(6)中「1/2補助付きリース」とあるのは、「畜産経営力向上緊急支援リース事業によるリース」と、第9の5中「次の事項に関する意見」及び「1/2補助付きリース」とあるのは、それぞれ「意見」及び「畜産経営力向上緊急支援リース事業によるリース」と、第13の5中「1/2補助付きリース」とあるのは、「畜産経営力向上緊急支援リース事業によるリース」と読み替えるものとする。

附 則(平成25年3月25日24農畜機第5234号承認)

1 施行期日

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成25年2月26日から適用する。

2 畜産高度化支援リース事業実施要領の一部改正

畜産高度化支援リース実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号)の一部を次のように改正する。

第1の1の(1)のエ及び同2の(4)のイの(イ)中「たい肥調整・保管施設リース事業」を「堆肥保管施設リース事業」に改める。

第6の1中「生乳リースを除く。」を「生乳リースにあつては、車両を借受ける者に限る。」に改める。

第7の3の(4)中「賃借権の譲渡等、」を削る。

第8の4を次のように改める。

4 災害等の場合の貸付料等の免除

著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認めるときは、別に定めるところにより特別の措置として被

災時点以降の貸付料等の免除を行うことができる。

第 12 を次のように改める。

第 12 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱

1 補助付きリースにおける補助金に係る消費税相当額の返還義務

補助付きのリースにおいては、消費税の納税に関し簡易課税制度を選択していない借受者は、貸付開始日の属する年(年度)の消費税の申告に際し、課税売上に係る消費税等相当額から課税仕入に係る消費税等相当額を控除する計算において計上した補助金に係る消費税等相当額を機構に返還しなければならない。

2 消費税等相当額の返還の手続

- (1) 機構は、借受者に対し、貸付契約書の送付と同時に、返還を要する金額を通知するとともに、消費税等課税に関する申立書(別紙様式の 4)の用紙を送付する。
- (2) 借受者は、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している場合は、(1)で送付した消費税等課税に関する申立書に必要な証明書類を添付して、貸付開始のときまでに機構に提出するものとする。この申告書は、借受者の選択により貸付施設等の検収の際に検収実施者に封筒に密封して封印をした上で提出してもよいものとする。
- (3) 機構は、借受者から(2)の申立書の提出がなかった場合又はその内容が適正ではないと判断した場合には、第 1 回の貸付料の請求と併せて消費税等相当額返還金の支払を請求する。
- (4) 返還金の納入は、第 3 の 6 の規定を準用する。
- (5) 機構は、納入された金額が(3)により請求した金額に満たないときは、貸付料の徴収を優先する。

第 13 の 1 を次のように改める。

- 1 貸付契約は、機構、借受団体等及び借受者が合意する場合は、この要領及びこの要領に基づき定められた規定等に反しない範囲で変更することができる。

「様式 1 号の 1」の 3 の(4)、「様式 1 の 2」の 3 の(4)、「様式 2 号」の 3 の(4)及び「様式 3 号」の 3 の(3)中「畜産高度化支援リース事業」を「機構のリース事業」に改める。

附則に次のように加える。

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日(以下「承認日」という。)から施行し、次の各号に定める日又は申請から適用する。

(1) 第 1 の改正規定

平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 第 12 の 2 の改正規定

平成 25 年 4 月 1 日以降に貸付を開始する貸付契約から適用する。ただし、貸付申請日が承認日の前日以前である場合は、なお従前の例による。

- (3) 前各号に掲げる改正以外の改正規定
承認日から適用する。

貸付対象貸付機械装置及び貸付期間

1 畜産経営強化緊急支援事業

(1) 畜産経営の生産性向上及び畜産物の付加価値向上に資する機械装置

対象機械装置	内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 (年)
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置	7
乳質改善、管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、乳頭洗浄機、哺乳口ポット	7
省エネ機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置	7
畜産物の付加価値向上に 資する機械装置	動力噴霧機、車両消毒装置	7
	食肉加工機械、乳製品加工機械	9

(2) 畜産経営における労働力軽減に資する機械装置

対象機械装置	内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
自動給餌機関係機械装置、 管理機械	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、バッチカルミキサー、ベールフィーダー	7
酪農関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置	7
鶏卵関係機械装置	集卵装置、汚卵洗浄機	7

(3) 飼料自給率向上に資する機械装置

対象機械装置	内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
耕起・播種機械装置	サブソイラ、プラウ、ディスクハロー、スタブルカルチ、ロータリ、ブロードキャスタ、ディスクカルチ、コンビドリル、ソイルルースナー、シーダ、プランタ、施肥播種機、グラスシーダー、バキュームシーダー、ダブルソイラー、牧草追播種機、ツースハロー	7
覆土・鎮圧機械装置	ハロー、ローラー、K型ローラー、パワーハロー、パスチャーハロー、カルチパッカ	7

たい肥調整機械装置	ホイルローダー、油圧ショベル、移動式たい肥攪拌機	7
たい肥散布機械装置	ライムソーワ、ブロードキャスタ、マニュアルワゴン、マニュアルスプレッダー、マニュアルローダ、スカベンジャー、コンポキャスタ、自走式マニュアルスプレッダー、ハイドロマニュアルスプレッダー、スラリーインジェクター、レインガン、ファームワゴン(散布可能なものに限る)、バキュームカー(散布可能なものに限る)、スラリータンカー(散布可能なものに限る)	7
飼料収穫機械装置	モア、モアコンディショナー、フロントモアコン、フォーレージハーベスター、ハイダンプワゴン、自走式モアコンディショナー、自走式ハーベスター、稲ホールクropp収穫機、ローダバケット、フォーレージワゴン、ピックアップワゴン	7
飼料調整機械装置	テッダ、レーキ、ヘーメーカ、ヘーベラー、ロールベラー、ラップマシーン、細断型ロールベラー、細断型ベラーラッパー、ベールグリッパー、自走ロールベラー、自走ラップマシーン、サイロプレス、メイズベラー、サイレージカッター、ロールベールカッター、飼料攪拌機、フォーレージカッター、サイレージクラブ	7
エコフィード給餌装置	機械エコフィード給餌システム(リース対応可能なもの)	7
飼料米利用に必要な機械装置	粉碎機、混合機、飼料タンク	7
リキッドフィード給餌装置	飼料タンク、混合機(配合飼料とリキッドフィードを混合するのであって、リキッドフィードの製造を目的としないもの)、パイプライン、飼槽	7
エコフィード混合給餌装置	①自家配合飼料給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破碎機、混合機、パイプライン ②TMR給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破碎機、混合機(TMRセンター)、パイプライン	7

(4)効率的な畜産物生産に資する機械装置

内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
大型送風機械装置	7
大型温風機械装置	7

(5)都道府県知事が特に必要と認める機械

内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
(1)から(4)の機械と同様の効果がある機械として、都道府県知事が特に必要と認める機械であって、理事長が適当と認めたもの(特認機械装置)	別途定める。

注1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付機械装置がある場合には、申請のあった貸付機械装置に基づき別途定めるものとする。

2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

(1) 飼料播種機械装置

対象機械装置	北海道	都府県	貸付期間年
牧草播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12条播き以上のものに限る。		7
追播種機			7
とうもろこし播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のもの又は作業能率が50a/1時間以上のものに限る。		7
飼料用稲直播機	複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調整機能等を有するものに限る。		7
簡易草地更新機械	複合作業機を含み、草地等の簡易更新(除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥・播種、覆土・鎮圧等)に係る作業に要する機械		7

(2) 収穫・調製用機械装置

対象機械装置	北海道	都府県	貸付期間年
モアコンディショナー ヘイコンディショナー	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル(肉用牛は1.6メートル)以上のものに限る。	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。	7
フォーレイジハーベスター	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はとうもろこし専用機に限る。	乗用トラクター用又は自走式のものに限る。	7
とうもろこし収穫機	とうもろこし雌穂収穫専用アタッチメントに限る。		7
テッター、レーキ テッターレーキ	乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のものに限る。	乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のものに限る。	7
ロールベラー	ピックアップ幅1.2メートル	ピックアップ幅1.0メートル	7

	以上のロール型、細断型 ロールベラー、稲発酵 粗飼料用ロールベラー 又は汎用型飼料収穫機に 限る。	以上のロール型、細断型 ロールベラー、稲発酵 粗飼料用ロールベラー 又は汎用型飼料収穫機に 限る。	
梱包解体機、運搬機	積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。		7
梱包格納用機械			7
サイレージ取出機 積込機	フロントローダー、ホイールローダー及びこれらに装着 する飼料作物積込アタッチメントに限る。		7
飼料攪拌機 飼料粉碎機			7
稲わら収集機 アンモニア処理機			7

(3)その他

対象機械装置	北海道	都府県	貸付期間 年
家畜糞尿土壌還元用機械	乗用トラクター用又は自走式の家畜糞尿散布機		7
作業管理システム機器			7

- 注1 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械装置と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り助成対象とする。
- 2 本表の運搬等の機械には、汎用性のあるトラック等は含まないものとする。
- 3 本表のほか、コントラクター等の経営の高度化に資するものとして都道府県知事が特に必要と認める機械であって、理事長が適当と認めたもの(特認機械装置)についても貸付対象とする。
- 4 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2から引用したものである。
- 5 本表に記載のない貸付機械装置がある場合には、申請のあった貸付機械装置に基づき別途定めるものとする。

3 効率的生産継続支援事業

効率的生産の継続に資する機械装置

対象機械装置	貸付期間 年
自家発電機、配電盤	7

注1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付機械装置がある場合には、申請のあった貸付機械装置に基づき別途定めるものとする。

別表2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化緊急支援事業	機械装置の取得に必要な経費	3分の1以内
2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業	機械装置の取得に必要な経費	2分の1以内
3 効率的生産継続支援事業	機械装置の取得に必要な経費	2分の1以内

別紙様式1(1)(直接リース)

番 号
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏 名 等

電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス(")

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書
兼補助金交付申請書

この度、下記により機械装置の貸付けを受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第6で準用する畜産高度化支援リース事業実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、併せて、補助金 円を交付されたく、申請します。なお、貴機構から交付される補助金については、当方に代わって販売業者等に貸付機械装置の支払対価の一部として支払うようお願いします。

また、貸付申請に当たり、下記5の事項については、これを誓約します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

様式1の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1)畜産経営強化緊急支援事業				
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事業				
合 計				

4 事業実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 誓約事項

- (1) 貸付決定の上は、実施要領(実施要領により準用される畜産高度化支援リース事業実施要領の規定を含む。)、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- (2) 機械装置を借受けるに当たり、貸付契約の締結時に「リース事業保証保険」に加入する機構手続を機構に委任します。
- (3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続については、すべて受託団体を通じて行います。

6 添付書面

- (1) 見積書、カタログ等
- (2) 見積合わせ結果表
- (3) 法人の場合は、履歴事項全部証明書
- (4) 認定農業者又は知事特認の認定書面
- (5) 共同利用の貸付機械装置にあつては、共同利用契約書等
- (6) 繰越欠損金がある場合は、申請者の直近3年の決算書(所得税青色申告決算書、損益計算書、貸借対照表、収入金額内訳等を含む付属資料)
- (7) 畜産経営力向上緊急支援リース事業貸付申請に係る審査表
- (8) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (9) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等
- (10) 農業環境規範に基づく点検シート
- (11) 配合飼料価格安定制度に係る該当年度分の数量契約
- (12) 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書

注1 貸付申請書の記載は、次に掲げる様式とする。

畜産経営強化緊急支援リース(及び効率的生産継続支援リース)

個人の場合は、様式1号1(個人用)

法人等の場合は、様式1号2(法人、集団用)

2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援リース(及び効率的生産継続支援リース)

様式2号(法人、集団用)

畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業(個人用)

1 貸付申請者の状況等

氏名・年齢		(歳)		
後継者の有無		有(申請者との関係)、 無		
経営継続の確認				
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月		
労働力(従業員数)		人(家族労働 人、雇用労働 人)		
農業経営	家畜家きん等の種類	申請時現在(頭・羽)	前年度(頭・羽)	前々年度(頭・羽)
	草地等の面積	草地	ha、畑	ha、田 ha
項目		○年度(千円)	○年度(千円)	○年度(千円)
直近の経営状況	収入金額①			
	経費②			
	差引金額③=①-②			
	繰戻額等④			
	繰入額等⑤			
	青色申告控除額⑥			
	所得額⑦=③+④-⑤			
赤字の繰越額				

- 注1 経営継続の確認は、年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中畜産経営を継続する旨を記述すること。
- 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月とすること。
- 3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1、乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例:育成牛、子牛、未經産牛など)。また、預託の場合は、()書きで内数の頭数を記入すること。
- 4 直近の経営状況については、申請者の所得税の確定申告書B(第一表及び第二表)、所得税青色申告決算書(損益計算書、貸借対照表、収入金額内訳書等を含む。)を添付のこと。(確定申告等の内容が正確に把握できる資料があれば、それらの資料でも可)
- 5 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載のこと。

2 貸付申請機械装置

別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり

注 補助金額は、消費税込みで計算して下さい。

畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業(法人・集団用)

1 貸付申請者の状況等

法人名・集団名					
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月			
労働力(従業員数)		人(家族労働 人、雇用労働 人)			
資本金(出資金)及び構成内訳		総額 千円			
		出資者名	金額 千円	出資者名	金額 千円
		出資者名	金額 千円	出資者名	金額 千円
農業経営	家畜家さん等の種類	申請時現在(頭・羽)	前年度(頭・羽)	前々年度(頭・羽)	
	草地等の面積	草地 ha、畑 ha、田 ha			
項目		○年度(千円)	○年度(千円)	○年度(千円)	
直近の経営状況	売上高①				
	売上原価②				
	販売費及び一般管理費③				
	営業損益④=①-②-③				
	営業外損益⑤				
	経常利益⑥=④+⑤				
	特別利益及び損失⑦				
	法人税等⑧				
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧				
繰越損益					

注1 集団の場合、畜産農業者が含まれていることを証すること。

- 2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月とすること。
- 3 家畜家さん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1、乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例:育成牛、子牛、未経産牛など)。また、預託の場合は、()書きで内数の頭数を記入すること。
- 4 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること
- 5 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること

2 貸付申請機械装置

別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり

注1 様式は、様式1号1の2の別添様式に準ずる。

2 補助金額は、消費税込みで計算して下さい。

飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業
(法人・集団用)

1 貸付申請者の状況等

法人名・集団名									
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月							
労働力(受託作業関係)		人(うちオペレーター 人)							
資本金(出資金)及び構成内訳		総額 千円							
		出資者名		金額 千円		出資者名		金額 千円	
		出資者名		金額 千円		出資者名		金額 千円	
借受者要件	(1)経営の法人化	実施予定年度：平成 年度							
		法人化により期待される効果：							
	(2)飼料生産受託面積・飼料生産作業面積	21年度 (A)	22年度 (B)	23年度 (C)	3年間 平均(D)	〇年度 計画(E)	拡大面積 (E-C 又は D)		
	受託面積	()	()	()	()	()	()		
	生産面積(販売用)	()	()	()	()	()	()		
	合計	()	()	()	()	()			
項 目		〇年度(千円)		〇年度(千円)		〇年度(千円)			
直近の経営状況	売上高①								
	売上原価②								
	販売費及び一般管理費③								
	営業損益④=①-②-③								
	営業外損益⑤								
	経常利益⑥=④+⑤								
	特別利益及び損失⑦								
	法人税等⑧								
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧								
	繰越損益								

注1 借受者の要件については、(1)及び(2)のいずれか該当する方に記入すること。

2 借受者の要件の(2)に記入する場合は、次の注意点に留意して記入すること。

- ① とうもろこしの二期作や作付けの組み合わせにより、作付け及び収穫をそれぞれ2回行う場合は、延面積(延作付面積)を記入すること。
- ② 受託面積及び生産面積のいずれの面積についても、明細を添付すること。

- ③ 年度計画は、27年度までの年度で記入すること。
 - ④ 中山間地域の面積は、()内に内数として記入すること。
 - 3 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること
 - 4 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること
- 2 貸付申請機械装置
- 別添「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり。

注 補助金額は、消費税込みで計算して下さい。

別紙様式1(2)(直接リース)

番 号
年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

受託団体(〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏 名 等

電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス(")

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書
兼補助金交付申請及びとりまとめ表の進達について

この度、別添のとおり平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請兼補助金交付申請書の提出があったので、下記のとおりとりまとめ表を添付して進達します。

記

- 1 申請書
同封のとおり(件)
- 2 とりまとめ表
別添のとおり
- 3 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

別紙様式2(1)(間接リース)

番 号
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受団体 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等
電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス(")

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書
兼補助金交付申請書

この度、下記により貸付機械装置の貸付けを受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第6で準用する畜産高度化支援リース事業実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、併せて、補助金円を交付されたく、申請します。なお、貴機構から交付される補助金については、当方に代わって販売業者等に貸付施設等の支払対価の一部として支払うようお願いいたします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業取りまとめ表」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1)畜産経営強化緊急支援事業				
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事業				
合 計				

4 事業実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 添付資料

対象となる事業ごとに、別紙様式1の2の別添「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」を準用して作成した表を添付すること。

6 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

別紙様式2(2)(間接リース)

番 号
平成 年 月 日

借受団体又は転貸借受団体の代表者あて

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏 名 等

電話番号

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス(")

印

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書
兼補助金交付申請書

この度、下記により機械装置の貸付けを受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第6で準用する畜産高度化支援リース事業実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、併せて、補助金
円を交付されたく、申請します。なお、貴機構から交付される補助金については、当方に代わ
って販売業者等に貸付施設等の支払対価の一部として支払うようお願いいたします。

また、貸付申請に当たり、下記5の事項については、これを誓約します。

記

別紙様式1の記以下の様式を準用する。

別紙様式3(1)(直接リース)

番 号
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏 名 等

電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス(")

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、下記のとおり実施したので、同事業実施要領第5の1の(2)の規定に基づき、実績を報告します。

なお、補助金の概算払請求額については、販売業者等への貸付機械装置の支払対価の一部として、支払をお願いします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分 (単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1) 畜産経営強化緊急支援事業				
(2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3) 効率的生産継続支援事業				
合 計				

4 事業に係る精算額

(単位:円)

区 分	交付決定額	確定額	概算払 受領額	精算払 請求額
(1)畜産経営強化緊急支援 事業				
(2)飼料生産受託組織等経 営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事 業				
合 計				

5 事業開始年月日及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

別紙様式3(2)(間接リース)

番 号
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受団体 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏 名 等

電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス(")

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、下記のとおり実施したので、同事業実施要領第5の1の(2)の規定に基づき、実績を報告します。

なお、補助金の概算払請求額については、販売業者等への貸付機械装置の支払対価の一部として、支払をお願いします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1)畜産経営強化緊急支援事業				
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事業				
合 計				

4 事業に係る精算額

(単位:円)

区 分	交付決定額	確定額	概算払 受領額	精算払 請求額
(1)畜産経営強化緊急支援 事業				
(2)飼料生産受託組織等経 営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事 業				
合 計				

5 事業開始年月日及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

別紙様式3(3)(間接リース)

番 号
平成 年 月 日

借受団体又は転貸借受団体の代表者あて

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏 名 等

電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス(")

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、下記のとおり実施したので、同事業実施要領第5の1の(2)の規定に基づき、実績を報告します。

なお、補助金の概算払請求額については、販売業者等への貸付機械装置の支払対価の一部として、支払をお願いします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1)畜産経営強化緊急支援事業				
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事業				
合 計				

4 事業に係る精算額

(単位:円)

区 分	交付決定額	確定額	概算払 受領額	精算払 請求額
(1)畜産経営強化緊急支援 事業				
(2)飼料生産受託組織等経 営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事 業				
合 計				

5 事業開始年月日及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業

事業名	No	導入目的		機械装置							作業幅等条件値			機械装置価格・補助金等(円)					貸付期間		貸付料納入方法(※)					
		手法・手段(※)	知事特認	現行の機械装置の概要 (機械装置名、数量等)	機械装置の概要							合致	要綱値	カタログ値	機械価格A	消費税B	計(A+B)	補助率	補助金額	年数		法定耐用年数	貸付期間短縮の理由			
					機械装置名	型式	メーカー	販売業者	数量	選定理由	設置場所															
緊急飼料生産受託組織等経営高度化支援事業	1														0											年1回払い
	2														0											
	3														0											
	計	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
効率的生産継続支援事業	1														0											
	2														0											
	計	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 記入項目のうち、※印の付いている項目は、プルダウンメニューのため、該当するものを選択して下さい。
 注2 選定理由については、導入目的に対する機械装置の選定理由を記入して下さい。また、機能向上の場合は、現行の機械装置との相違点を記入して下さい。
 注3 申請する機械装置が知事特認による場合は○印を記入し、選定理由の欄に導入の必要性や効果等について具体的に記入して下さい。

畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領実施要領附則による畜産高度化支援リース事業実施要領の改正

畜産高度化支援リース事業実施要領（（平成22年5月28日付22農畜機第448号））の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1 事業の内容等</p> <p>1 (1) ア～ウ（略）</p> <p> エ <u>堆肥保管施設リース事業</u>（以下「1／2補助付きリース」という。）</p> <p>2 (1) ～ (3)（略）</p> <p> (4) ア （略）</p> <p> イ (ア) （略）</p> <p> (イ) 借受者は、貸付施設等の利用についてたい肥の利用先とたい肥調整・保管の年間延べ日数、たい肥の仕向け量、貸付施設等の保管場所等に関する「<u>堆肥保管施設リース事業貸付施設等利用規約</u>」（以下「貸付施設等利用規約」という。）を締結し、貸付申請書にその写しを添付するものとする。</p>	<p>第1 事業の内容等</p> <p>1 (1) ア～ウ（略）</p> <p> エ <u>たい肥調整・保管施設リース事業</u>（以下「1／2補助付きリース」という。）</p> <p>2 (1) ～ (3)（略）</p> <p> (4) ア （略）</p> <p> イ (ア) （略）</p> <p> (イ) 借受者は、貸付施設等の利用についてたい肥の利用先とたい肥調整・保管の年間延べ日数、たい肥の仕向け量、貸付施設等の保管場所等に関する「<u>たい肥調整・施設リース事業貸付施設等利用規約</u>」（以下「貸付施設等利用規約」という。）を締結し、貸付申請書にその写しを添付するものとする。</p>
<p>第6 保険の取扱</p> <p>1 保険加入の義務</p> <p> 借受者（<u>生乳リースにあっては、車両を借受ける者に限る。</u>）</p> <p> は、貸付施設等及びその債務の履行に関し、自らの負担で機構を保険金受取人とする損害保険及び機構が別に定める保証保険</p>	<p>第6 保険の取扱</p> <p>1 保険加入の義務</p> <p> 借受者（<u>生乳リースを除く。</u>）は、貸付施設等及びその債務の履行に関し、自らの負担で機構を保険金受取人とする損害保険及び機構が別に定める保証保険を付さなければならない。</p>

改 正 後	現 行
<p>を付さなければならない。</p> <p>2、3（略）</p> <p>第7 貸付施設等の維持管理等</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 目的外使用、設置場所の変更、改造等の禁止</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) (1)から(3)にかかわらず、借受者及びその相続人等からの申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、貸付施設等の設置場所の変更又は貸付施設等の改造を行うことができる。</p> <p>第8 事故等の発生の場合の措置</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 <u>災害等の場合の貸付料等の免除</u></p> <p><u>著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況</u></p>	<p>2、3（略）</p> <p>第7 貸付施設等の維持管理等</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 目的外使用、設置場所の変更、改造等の禁止</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) (1)から(3)にかかわらず、借受者及びその相続人等からの申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、貸付施設等の<u>賃借権の譲渡等</u>、設置場所の変更又は貸付施設等の改造を行うことができる。</p> <p>第8 事故等の発生の場合の措置</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 <u>天災等による滅失等</u></p> <p><u>天災等借受者の責に帰さない事由によって貸付施設等の使用が著しく困難となり、又は滅失した場合は、機構は、当該貸付施</u></p>

改正後	現行
<p>から借受者の経営の再建が著しく困難であると認めるときは、別に定めるところにより特別の措置として被災時点以降の貸付料等の免除を行うことができる。</p>	<p>設等についての貸付期間が終了したものとみなし、その時点以後の借受者の責任を免除することができる。ただし、その時点までの貸付料については、日割計算で支払うものとし、この場合の貸付料の納入期限は、機構が当該貸付料の請求書を発送した日から起算して20日目とする。</p>
<p>第12 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱</p> <p>1 補助付きリースにおける補助金に係る消費税相当額の返還義務</p> <p>補助付きのリースにおいては、消費税の納税に関し簡易課税制度を選択していない借受者は、貸付開始日の属する年（年度）の消費税の申告に際し、課税売上に係る消費税等相当額から課税仕入に係る消費税等相当額を控除する計算において計上した補助金に係る消費税等相当額を機構に返還しなければならない。</p> <p>2 消費税等相当額の返還の手続</p> <p>(1) 機構は、借受者に対し、貸付契約書の送付と同時に、返</p>	<p>第12 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱</p> <p>1 経営リース、食肉リース及び生乳リースにおいては、借受者がこの実施要領により貸付施設等の貸付開始日の属する年（年度）の消費税等の納付額の計算においては、貸付料及び譲渡代金の消費税等を課税仕入れとして課税売上げの消費税等から控除することになるが、機構に納入する貸付料及び譲渡代金に含まれる消費税等と控除する消費税等が同額となるので、機構に返還する消費税等相当額は生じない。</p> <p>2 1/2 補助付きリースにおいては、消費税の納税に関し簡易課税制度を選択していない借受者は、貸付開始日の属する年（年度）の消費税の申告に際し、課税売上げに係る消費税等相当額</p>

改 正 後	現 行
<p><u>還を要する金額を通知するとともに、消費税等課税に関する申告書（別紙様式の4）の用紙を送付する。</u></p> <p><u>（2）借受者は、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している場合は、（1）で送付した消費税等課税に関する申告書に必要な証明書類を添付して、貸付開始のときまでに機構に提出するものとする。この申告書は、借受者の選択により貸付施設等の検収の際に検収実施者に封筒に密封して封印をした上で提出してもよいものとする。</u></p> <p><u>（3）機構は、借受者から（2）の申告書の提出がなかった場合又はその内容が適正ではないと判断した場合には、第1回の貸付料の請求と併せて消費税等相当額返還金の支払を請求する。</u></p> <p><u>（4）返還金の納入は、第3の6の規定を準用する。</u></p> <p><u>（5）機構は、納入された金額が（3）により請求した金額に満たないときは、貸付料の徴収を優先する。</u></p>	<p><u>から課税仕入れに係る消費税等相当額を控除する計算において計上した補助金に係る消費税等相当額を次に掲げるところにより機構に返還するものとする。</u></p> <p><u>（1）機構は、借受者に対し、貸付開始日の属する年の翌年の2月末までに消費税等課税に関する申告書（別紙様式の4）の用紙と消費税等相当額の返還請求書を送付する。</u></p> <p><u>（2）借受者は、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している場合は、（1）の消費税等課税に関する申告書に必要な証明書類を添付して、（1）の送付があった年の4月10日までに機構に提出するものとする。機構がこの申告書の内容が適正であると認めたときは、借受者は、消費税等相当額の返還を要しない。</u></p> <p><u>（3）借受者は、（2）に該当しない場合は、その年の4月30日までに消費税等相当額を機構に返還するものとする。</u></p> <p><u>（4）返還金の納入は、第3の6の規定を準用する。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>第 13 貸付契約の変更及び解約</p> <p>1 <u>貸付契約は、機構、借受団体等及び借受者が合意する場合は、この要領及びこの要領に基づき定められた規定等に反しない範囲で変更することができる。</u></p> <p>2～6（略）</p> <p>様式 1 号の 1</p> <p style="text-align: center;">経営リース（個人用）</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 「<u>機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について</u>」に基づき必要となる書面</p> <p>(5)（略）</p> <p>様式 1 号の 2</p> <p style="text-align: center;">経営リース（法人・集団用）</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 添付書類</p>	<p>第 13 貸付契約の変更及び解約</p> <p>1 <u>機構は、必要があると認めるときは、借受者又は借受団体との合意に基づき貸付契約を変更することができる。</u></p> <p>2～6（略）</p> <p>様式 1 号の 1</p> <p style="text-align: center;">経営リース（個人用）</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 「<u>畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について</u>」に基づき必要となる書面</p> <p>(5)（略）</p> <p>様式 1 号の 2</p> <p style="text-align: center;">経営リース（法人・集団用）</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 添付書類</p>

改 正 後	現 行
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「<u>機構</u>のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「<u>畜産高度化支援</u>リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面</p> <p>(5)、(6) (略)</p>
<p>様式 2 号</p> <p style="text-align: center;">食肉リース</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「<u>機構</u>のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面</p> <p>(5) (略)</p>	<p>様式 2 号</p> <p style="text-align: center;">食肉リース</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 添付書類</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 「<u>畜産高度化支援</u>リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面</p> <p>(5) (略)</p>
<p>様式 3 号</p> <p style="text-align: center;">生乳リース</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>様式 3 号</p> <p style="text-align: center;">生乳リース</p> <p>1、2 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>3 添付書類</p> <p>(1)、 (2) (略)</p> <p>(3) 「<u>機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について</u>」に基づき必要となる書面</p> <p>(4) ～(6) (略)</p> <p><u>附 則 (平成 25 年 3 月 25 日 24 農畜機第 5234 号承認)</u></p> <p><u>この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日 (以下「承認日」という。) から施行し、次の各号に定める日又は申請から実施する。</u></p> <p><u>(1) 第 1 改正規定</u></p> <p><u>平成 25 年 4 月 1 日から適用する。</u></p> <p><u>(2) 第 12 の 2 の改正規定</u></p> <p><u>平成 25 年 4 月 1 日以降に貸付を開始する貸付契約から適用する。ただし、貸付申請日が承認日の前日以前である場合は、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(3) 前各号に掲げる改正以外の改正規定</u></p>	<p>3 添付書類</p> <p>(1)、 (2) (略)</p> <p>(3) 「<u>畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について</u>」に基づき必要となる書面</p> <p>(4) ～(6) (略)</p>

改 正 後	現 行
<u>承認日から適用する。</u>	

附 則（平成 25 年 3 月 25 日 24 農畜機第 5234 号承認）

1 施行期日

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成 25 年 2 月 26 日から適用する。

畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領において準用等する畜産高度化支援リース事業実施要領の該当条項

(注)

- 1 この資料は、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領において準用する畜産高度化支援リース事業実施要領の該当条項をそのまま掲載したものです。なお、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領において準用する際に読替規定を設けたものについては、読替対象部分を下線で、読替後を【 】書きで標記しています。また、部分的に準用等しない条項や適用しないとされている条項には、~~抹消線~~を引いています。
- 2 畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領附則第 2 項による改正後の規定を掲載しています。準用等は、改正後の規定が準用されます。
- 3 「準用する」とは、ある事項について、それとは直接関係がない事項に関する規定に必要な修正を加えて機能させることをいいます。また、「例による」とは、ある事項について、それとは直接関係がない制度全般を援用して、その制度によるのと同じような取扱をすることをいいます。

従って、準用等される規定は、文面通り適用するのではなく、畜産経営力向上緊急支援リース事業と畜産高度化支援リース事業の違いを考慮して、畜産高度化支援リース事業実施要領の該当条項に必要な修正を加えた上で畜産経営力向上緊急支援リース事業に適用することになります。

畜産高度化支援リース事業実施要領（抄）

平成 22 年	5 月 28 日	22 環機第 448 号	制 定
平成 22 年	6 月 25 日	22 環機第 571 号	一部改正
平成 22 年	8 月 31 日	22 環機第 726 号	一部改正
平成 22 年	9 月 22 日	22 環機第 788 号	一部改正
平成 22 年	10 月 22 日	22 環機第 831 号	一部改正
平成 23 年	3 月 30 日	23 環機第 209 号	一部改正
平成 23 年	12 月 28 日	23 環機第 852 号	一部改正
平成 25 年	3 月 25 日	25 環機第 110 号	一部改正

第 1 事業の内容等

2 貸付対象施設等【機械装置】の範囲及び借受者等の範囲等

(4) 1/2 補助付きリース

イ 借受者の範囲等

(ウ) (ア) の b に掲げる者 ((d) の集団のうち養畜の事業を行わない

ものを除く。(エ)において同じ。)【借受者】は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。

(エ) (ア)のbに掲げる者【借受者】は、次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。

- a 配合飼料を利用し、前年度において「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付50畜B第302号農林事務次官依命通達)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約(以下「数量契約」という。)を締結していた場合、引き続き本年度においても数量契約を締結していること。
- b 前年度及び本年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。
- c 新たに本年度、数量契約を締結していること。
- d 前年度に数量契約を締結していたが本年度において数量契約を締結していない場合については、配合飼料の給与を完全に中止していること。

第2 貸付期間

1 貸付施設等【機械装置】の貸付期間は、原則として、法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)と同一年数とする。

2 貸付期間は、借受者が貸付申請時に申請することにより、次のとおり短縮し、又は延長することができる。~~ただし、第1の2の(4)のリース事業に係る貸付期間の延長はできない。~~

(1) 短縮することができる期間は、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等【機械装置】にあつては当該法定耐用年数の100分の70に相当する年数まで、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等【機械装置】にあつては当該法定耐用年数の100分の60に相当する年数までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てるものとする。

~~(2) 延長することができる期間は、法定耐用年数の100分の120に相当する年数(理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数)までとする。その場合、1年未満の端数があるときはその端数は切り上げるものとし、その年数が20年を超える場合は20年とする。ただし、貸~~

~~付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生の場合、都道府県からの申出等に基づき、理事長が認めた範囲で延長することができるものとする。~~

~~(3) 複数種類の貸付施設等（動産総合保険対象施設等に限る。）を借り受けるときは、当該貸付施設等の取得価額（当該貸付施設等の取得に係る支払対価の額から消費税等の額を控除して得た額をいう。以下同じ。）の合計額を1の貸付期間から第3の4の（1）により計算された当該貸付施設等ごとの基本貸付料（年額）の合計額で除して得た年数以内の年数を当該複数種類の貸付施設等のそれぞれの貸付期間とする。~~

第3 貸付料

1 貸付料の徴収

機構は、直接リースにあっては、借受者から直接又は受託団体（その者から再委託を受けた団体を含む。以下同じ。）を介して貸付料を徴収する。間接リースにあっては、借受団体から貸付料を徴収する。ただし、貸付前後の家畜伝染病又は激甚災害等の発生により借受者等に深刻な影響を与えた場合、理事長は、都道府県からの申出等に基づき、リース事業に係る補助金を毀損させない範囲で貸付料の徴収の繰延又は猶予を行うことができるものとする。

2 貸付料の納入方法の選択

(1) 貸付料の納入方法は、年1回払い又は年4回払いとし、借受者又は借受団体は、貸付申請時に貸付申請ごとに貸付料の納入方法を選択するものとする。

(2) (1)により選択した貸付料の納入方法は、変更することができない。

3 貸付料の計算期間

貸付料の計算期間（以下「計算期間」という。）は、年1回払いの場合は1年（ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日から翌年の応当月の末日まで）、年4回払いの場合は3ヵ月（ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日からその3ヵ月後の月の末日まで）とする。

4 貸付料の額

計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額をその基準とする。

(1) 基本貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等【機械装置】の取得価額から譲渡価額（当該取得価額の10%に相当する額をいう。以下同じ。）を控除して得た額を当該貸付施設等【機械装置】に係る計算期間の数で除して得た額とする。ただし、1/2補助付きリース【畜産経営力向上緊急支援リース事業によるリース】及び補助残リースにおいては、取

得価額から補助金相当額を控除した額を取得価額とみなして計算した額とする。

- (2) 附加貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等【機械装置】の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、貸付契約締結時における株式会社日本政策金融公庫の利率等を参考にして理事長が定める料率（以下「基準料率」という。）を乗じて得た額とする。~~ただし、借受者になろうとする者（機構に対し滞納している債務（過去に機構の補助付きリース事業を利用したことのある者）にあつては、当該貸付けについて補助金に係る消費税等相当額の処理を含む。）がない者に限る。）が次のいずれかの要件に該当する場合は、基準料率より低い料率とすることができる。~~

~~ア 経営リース~~

~~(ア) 特別対策機械（従前の畜産環境整備特別対策機械リース事業実施要領（平成17年8月30日制定）第1に定める特別対策機械に該当する施設等をいう。）を借り受けるものであること。~~

~~(イ) 貸付申請額が1申請当たり200万円以上であつて、かつ、機構のリース事業（補助付きリース事業を含む。）を利用した実績があること。~~

~~(ウ) 畜産経営に係る認定農業者であること。~~

~~(エ) 家畜伝染病又は自然災害等の発生により深刻な影響を受けた者であることを都道府県の申出に基づき理事長が認めた者であること。~~

~~イ 食肉リース~~

~~(ア) 別表2の(3)で指定する衛生管理機械を借り受けるものであること。~~

~~(イ) 過去3年度内における食肉リースの借受実績が3,000万円以上である者であること。~~

~~(ウ) 食肉処理等施設等を借り受ける場合は、農畜産機構の出資を受けている者であること。~~

~~ウ 生乳リース~~

~~過去3年度内における生乳リースの借受実績が9,000万円以上である者であること。~~

- (3) 年1回払いの場合における第1回及び最終回の基本貸付料及び附加貸付料の額は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、第1回については(1)及び(2)により計算した額に12分の4を乗じて得た額、最終回については(1)及び(2)により計算した額に12分の8を乗じて得た額とする。

(4) 消費税等相当額は、基本貸付料の額に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

(5) ~~第2の2の(2)のただし書による貸付期間の延長及び第3の1のただし書による貸付料の徴収の繰延又は猶予を行った場合の貸付料等(第4の譲渡代金及び第6の保険料を含む。)~~の徴収時期及び徴収額については、理事長が別途定める。

~~(6) 借受者が補助残リースにより機構から貸付施設等を借り受けた場合には、その補助金相当額を第1回の貸付料と併せて納入するものとする。~~

5 貸付料の納入期限

貸付料の納入期限は、年1回払い及び年4回払いごとに次のとおりとする。

(1) 年1回払い

ア 第1回の貸付料の納入期限は、当該貸付施設等【機械装置】の貸付けが開始された月の末日から起算して3ヵ月後の月の末日とし、以後毎年応当月の末日を期限とする。

イ 最終回の貸付料の納入期限は、貸付開始月の応当月の末日とする。

(2) 年4回払い

第1回の貸付料の納入期限は、当該貸付施設等【機械装置】の貸付けが開始された月の末日から起算して2ヵ月後の月の末日とし、以後前回の納入期限の3ヵ月後の月の末日を期限とする。

6 貸付料の納入

貸付料の納入は、機構が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

第4 貸付施設等【機械装置】の譲渡

1 貸付施設等【機械装置】の譲渡は、譲渡価額及びその額に対する消費税等相当額の合計額(以下「譲渡代金」という。)が機構に納入された日に、借受者に譲渡されるものとする。

2 譲渡代金の納入期限は、最終回の貸付料の納入期限から3ヵ月後の月の末日とする。

3 譲渡代金の徴収及び納入については、第3の1及び6の規定を準用する。

第5 貸付施設等【機械装置】に係る公租公課

1 公租公課の負担者

貸付施設等【機械装置】の所有権は、貸付期間終了後に当該貸付施設等【機械装置】が借受者に譲渡されるまでは機構にあるが、貸付施設等【機械装置】

に係る公租公課は、賃借権に基づいて貸付施設等【機械装置】を占有し、使用する借受者が負担するものとする。

2 公租公課の取扱い

- (1) 固定資産税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条に基づき毎年1月1日に償却資産（自動車税の対象となる自動車を除く。）が所在する市町村の長にその年の1月31日までに償却資産申告書を提出し、申告しなければならないが、貸付施設等【機械装置】については、地方税法第342条第3項に基づき機構と借受者との共有物とみなされるので、借受者は、連帯納税義務者として貸付施設等【機械装置】の所在する市町村の長に対して申告し、納税するものとする。
- (2) 不動産取得税は、不動産を取得した者に対してその取得時において都道府県が地方税法第73条の2（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に基づき当該不動産の評価額に対し課税するものである。貸付施設等【機械装置】に係る不動産取得税は、その不動産の取得者である機構に対して課税されるが、当該不動産の借受者が、納税義務者である機構に代わって納税に関する一切の処理を行う納税管理人として貸付施設等【機械装置】の所在する都道府県に届出し、当該税額を負担するものとする。
- (3) 自動車税については、使用者である借受者が負担するものとする。

第6 保険の取扱い

1 保険加入の義務

借受者（~~生乳リースにあつては、車両を借り受ける者に限る。~~）は、貸付施設等【機械装置】及びその債務の履行に関し、自らの負担で機構を保険金受取人とする損害保険及び機構が別に定める保証保険を付さなければならない。

2 保険加入の手続等

借受者が損害保険を付さなければならない貸付施設等【機械装置】の種類及び契約の内容、手続等並びに保証保険の契約内容、手続等については、別に定める。

3 保険料の徴収等

- (1) 損害保険料及び保証保険料の徴収及び納入については、第3の1及び6の規定を準用する。
- (2) 保険料は、貸付料等の徴収の繰延又は猶予期間中であっても借受者が負担しなければならない。

第7 貸付施設等【機械装置】の維持管理等

1 維持管理の原則

- (1) 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等【機械装置】を維持管理し、使用しなければならない。
- (2) 借受者は、機構が表示させた貸付記号を、当該貸付施設等【機械装置】の譲渡を受けるまでの間、常に見やすい状態に保つよう努めなければならない。

2 経費の負担

貸付施設等【機械装置】の維持管理及び使用等のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。

3 目的外使用、設置場所の変更、改造等の禁止

- (1) 借受者は、貸付施設等【機械装置】をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目の如何にかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。
- (2) 借受者は、貸付施設等【機械装置】の設置場所（自動車等にあつては、車庫の所在地。以下同じ。）を変更してはならない。
- (3) 借受者は、貸付施設等【機械装置】を改造してはならない。
- (4) (1)から(3)にかかわらず、借受者及びその相続人等からの申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、貸付施設等【機械装置】の設置場所の変更又は貸付施設等【機械装置】の改造を行うことができる。

第8 事故等の発生の場合の措置

1 事故等の発生の報告と修理

貸付施設等【機械装置】に関し事故又は故障（以下「事故等」という。）が発生した場合は、借受者は、直ちに電話等により直接又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体を通じて機構に事故等の内容及びとった措置等について報告し、修理が可能であるときは、自己の負担において修理を行うものとする。この場合において、機構は、その事故等の程度に応じ、文書により報告を求めることがある。

2 事故等と貸付契約との関係

- (1) 貸付施設等【機械装置】が一部損傷した場合等であつて借受者が修理したときは、貸付契約は継続されるものとし、損害保険金が機構に支払われたときは、機構は、受け取った保険金を限度として借受者が修理に要した費用に充当するものとする。
- (2) 貸付施設等【機械装置】の隠れた瑕疵により事故等が発生し、借受者が損害を被った場合は、貸付契約は継続されるものとし、機構は、当該貸付施設等【機械装置】の販売業者、施工業者又は製造業者（以下「販売業者

等」という。)に対する損害賠償請求権を借受者に譲渡するものとする。

(3) 借受者の責に帰すべき事由により貸付施設等【機械装置】の使用が著しく困難となった場合は、貸付契約は終了する。この場合の貸付施設等【機械装置】の取扱いについては、3に定めるところによる。

3 借受者の責に帰すべき事由による貸付施設等【機械装置】の滅失等

(1) 借受者は、その責に帰すべき事由により貸付施設等【機械装置】の使用が著しく困難となったときは、当該貸付施設等【機械装置】をその時点の精算額(第13の5の精算額をいう。ただし、機構が損害保険金の支払いを受けることができる場合は、当該額からその損害保険金額を控除して得た額とする。(2)において同じ。)で買い取らなければならない。

(2) 借受者は、その責に帰すべき事由により貸付施設等【機械装置】が滅失したときは、当該貸付施設等【機械装置】に係るその時点の精算額に相当する額を補償金として機構に支払わなければならない。

4 災害等の場合の貸付料等の免除

著しく大規模な災害等によって貸付施設等【機械装置】が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認めるときは、別に定めるところにより特別の措置として被災時点以降の貸付料等の免除を行うことができる。

第9 貸付けの申請

1 貸付施設等【機械装置】の選定

この事業により貸付施設等【機械装置】の貸付けを機構に申請するときは、借受者となろうとする者は、価格競争原理を導入する等して自己の責任において自己の経営に最も適する貸付施設等【機械装置】を選定するよう努めるものとする。また、必要に応じて、都道府県、市町村、農業協同組合、畜産環境アドバイザー等の指導を受けるものとする。

2 貸付けの申請

(1) 貸付けの申請は、直接リースは別紙様式の1により、間接リースは別紙様式の2により行うものとする。

(2) 直接リースにあつては、貸付申請者は、必要な書面等を添付し、原則として受託団体を経て申請を行うものとする。

(3) 間接リースにあつては、貸付申請者は、必要な書面等を添付して、借受団体又は転貸借受団体を経て申請を行うものとする。

(4) 都道府県畜産主務課長は、機構への進達等に当たり、特認施設等【機械装置】の貸付けについては、その必要性についての意見を貸付申請書に添付して行うものとする。

3 貸付申請書の添付書類等

(1) 法人が貸付施設等【機械装置】の貸付けを受けようとする場合は、次に掲げる書面を添付しなければならない。

ア 履歴事項全部証明書（農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）

イ 会社にあつては、借受者に該当することを証する書面

(2) 経営リース及び1／2補助付きリース【畜産経営力向上支援リース事業によるリース】にあつては、集団が貸付施設等【機械装置】の貸付けを受けようとする場合（農事組合法人が集団として申請する場合を含む。）は、構成員の畜産経営がそれぞれ飼養管理している家畜、家きん及びその飼養頭羽数を記載した書面及び構成員による共同利用契約書の写しを添付しなければならない。なお、共同利用契約書には、次の事項を記載して、構成員全員が記名押印しなければならない。

ア 名称及び所在地

イ 構成員及び代表者の住所及び氏名

ウ 貸付施設等【機械装置】の名称、型式、設置場所及び責任者

エ 共同利用の方法及び計画

オ 貸付料等の負担方法

カ その他必要な事項

(3) 貸付申請書には、貸付施設等【機械装置】に係る見積書、カタログ及び設計図面を添付しなければならない。なお、当該設計図面については、原本証明をしなければならない。

(4) 第2の2に基づき貸付施設等【機械装置】について貸付期間の短縮又は延長を申請しようとする場合は、申請する貸付期間及び短縮又は延長の理由等を記した申請書を添付しなければならない。

(5) 1／2補助付きリース【畜産経営力向上支援リース事業によるリース】にあつては、貸付申請者（農業協同組合連合会及び農業協同組合を除く。）が、第1の2の（4）のイの（エ）の要件に該当することを証するため、「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書」を添付しなければならない。~~ただし、養畜の事業を行わない者は、添付する必要がない。~~

(6) 1／2補助付きリース【畜産経営力向上支援リース事業によるリース】にあつては、借受者が第12の2に定める消費税等相当額を機構に返還すること等を確約した書面（別紙様式の3）を添付しなければならない。

4 貸付申請書の作成及び提出

(1) 貸付申請者は、直接又は受託団体を経由して、機構に貸付申請書を提出するものとする。この場合、貸付申請者又は受託団体は、原則として、都道府県畜産主務課を経由して機構に貸付申請書を提出するものとする。

- (2) 貸付申請書を提出するときに既に納入されている貸付施設等【機械装置】は、貸付申請の対象としてはならない。
- (3) 貸付申請者は、緊急に貸付施設等【機械装置】の貸付けを受けようとする場合には、直接又は借受団体若しくは受託団体を介してあらかじめ機構に申し出るものとする。

5 都道府県畜産主務課長の意見

都道府県畜産主務課長は、貸付申請者から貸付申請書が提出されたときは、当該申請書について審査のうえ、次の事項に関する意見【意見】を付して機構に送付するものとする。~~ただし、1/2補助付きリースを除く500万円未満の貸付申請及び全国又は都道府県を超える地域を区域とする貸付申請者は、(2)のウの場合を除き、都道府県畜産主務課長の意見は要しないものとする。~~

~~(1) 貸付対象施設等が家畜ふん尿処理施設等である場合~~

~~ア 第1の2の要件を満たしていること。~~

~~イ 家畜ふん尿の処理及び利用方法並びに導入貸付施設等が当該貸付申請者の経営に適していること。~~

~~(2) 貸付対象施設等が飼料の生産、給与等施設等、家畜飼養管理等施設等又は特認施設等である場合~~

~~ア 第1の2の要件を満たしていること。~~

~~イ 導入貸付施設等が当該貸付申請者の経営に適していること。~~

~~ウ 第3の4の(2)のアの(エ)の規定の適用を申請しようとする場合は、同規定の要件に該当すること。~~

~~(3) 貸付対象施設等が食肉等関連施設等である場合~~

~~ア 第1の2の要件を満たしていること。~~

~~イ 導入貸付施設等が当該貸付申請者の経営に適していること。~~

~~(4) 貸付対象施設等が生乳流通関連施設等である場合~~

~~ア 第1の2の要件を満たしていること。~~

~~イ 導入貸付施設等が集送乳の合理化又は牛乳の消費拡大等に適していること。~~

6 貸付申請書の提出期限

貸付申請書は、別に通知した場合を除き、いつでも提出することができる。

第10 貸付けの決定と契約の締結等

1 貸付けの決定

機構は、貸付申請書の内容を審査し、貸付施設等【機械装置】の貸付けの諾否を決定したときは、速やかに、貸付申請者にその旨の通知書を、貸付申

請書を進達等した都道府県畜産主務課及び受託団体に当該通知書の写しを送付するものとする。なお、貸付申請者は、貸付決定後においては貸付申請書の内容を変更できないものとする。

2 貸付契約の締結

(1) 機構は、貸付決定後、貸付申請者と次の事項について定めた貸付契約を締結するものとする。

- ア 貸付施設等【機械装置】の設置場所、型式及び取得価額
- イ 貸付料の額及び納入の方法
- ウ 貸付期間
- エ 公租公課
- オ 損害保険及び保証保険
- カ 貸付施設等【機械装置】の管理
- キ 貸付施設等【機械装置】の譲渡
- ク 貸付施設等【機械装置】の滅失・毀損
- ケ その他必要な事項

(2) 機構は、貸付施設等【機械装置】の検収（第11の2の(1)の検収をいう。以下同じ。）が終了した時点において、貸付開始日、貸付終了日及び貸付料の納入期限等を確定し、貸付契約書1部を貸付申請者に送付するものとする。

(3) 貸付契約の締結日は、貸付決定の日と同一の日付とし、貸付開始日は、貸付施設等【機械装置】の検収が終了した日（道路運送車両法（昭和26年法律185号）の規定に基づき登録を要する自動車にあっては、自動車検査・登録日）とする。

(4) 貸付終了日は、貸付施設等【機械装置】ごとに譲渡代金が納入された日とする。

3 保証措置

貸付契約の締結に当たって機構が必要と認めたときは、貸付申請者に対しその債務の履行を確保するために必要な保証措置を求めることができるものとする。

4 貸付施設等【機械装置】の購入及び売買契約の締結

(1) 機構は、貸付決定後、別に定める購入手続により貸付施設等【機械装置】を購入するものとする。

(2) 機構は、(1)により貸付施設等【機械装置】を購入するに当たっては、別に定める売買契約書により当該貸付施設等【機械装置】の販売業者等と売買契約を締結するものとする。

5 検収前の危険負担

貸付契約の締結後貸付施設等【機械装置】の貸付けが開始されるまでの危険は、借受者及び販売業者等が負担し、両者の間で解決するものとする。

6 再貸付料

借受団体又は転貸借受団体が借受者から徴収する再貸付料は、機構が借受団体から徴収する貸付料の額を超えてはならない。

第11 貸付施設等【機械装置】の検収

1 検収の委託

(1) 第10の4の売買契約に基づき機構が貸付施設等【機械装置】を取得する場合における貸付施設等【機械装置】の検収は、受託団体若しくは借受団体又は借受者に委託して行うものとする。

(2) (1)により検収の委託を受けた者（以下「検収者」という。）がその業務を再委託しようとする場合には、あらかじめ機構の承認を得なければならない。

2 検収の実施

(1) 検収者（その者から再委託された者を含む。）は、機構が別に定める検収の方法（以下「検収の方法」という。）により貸付施設等【機械装置】を検収しなければならない。

(2) 検収者が(1)の検収の方法に違反した場合には、機構は、検収者に対し損害賠償の請求その他必要な措置をとるものとする。

第12 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱

1 補助付きリースにおける補助金に係る消費税相当額の返還義務

補助付きのリースにおいては、消費税の納税に関し簡易課税制度を選択していない借受者は、貸付開始日の属する年（年度）の消費税の申告に際し、課税売上に係る消費税等相当額から課税仕入に係る消費税等相当額を控除する計算において計上した補助金に係る消費税等相当額を機構に返還しなければならない。

2 消費税等相当額の返還の手続

(1) 機構は、借受者に対し、貸付契約書の送付と同時に、返還を要する金額を通知するとともに、消費税等課税に関する申告書（別紙様式の4）の用紙を送付する。

(2) 借受者は、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している場合は、(1)で送付した消費税等課税に関する申告書に必要な証明書類を添付して、貸付開始のときまでに機構に提出するものとする。この申告書は、借受者の選択により貸付施設等【機械装置】の検収の際に検収実施者に封筒に

密封して封印をした上で提出してもよいものとする。

- (3) 機構は、借受者から(2)の申告書の提出がなかった場合又はその内容が適正ではないと判断した場合には、第1回の貸付料の請求と併せて消費税等相当額返還金の支払を請求する。
- (4) 返還金の納入は、第3の6の規定を準用する。
- (5) 機構は、納入された金額が(3)により請求した金額に満たないときは、貸付料の徴収を優先する。

第13 貸付契約の変更及び解約

- 1 貸付契約は、機構、借受団体等及び借受者が合意する場合は、この要領及びこの要領に基づき定められた規定等に反しない範囲で変更することができる。
- 2 借受者又は借受団体は、貸付契約を解約することはできない。ただし、機構がやむを得ないと認めた場合は、機構が提示する条件を了承のうえ解約することができるものとする。
- 3 機構は、借受者又は借受団体がこの実施要領又は貸付契約に違反したときは、貸付契約を解約することができる。この場合、当該借受者又は借受団体は、機構が提示する条件に従わなければならない。
- 4 機構は、借受者が倒産、銀行取引停止等の状態に至ったときは、貸付契約を解約することができる。この場合において、機構が必要と認め、借受者に対し請求したときは、当該借受者は、当該貸付施設等【機械装置】を5の精算額で買い取らなければならない。機構は、買取りを請求しても償えない損害があるときは、併せて損害賠償の請求その他必要な措置をとることができる。
- 5 精算額は、当該精算額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等【機械装置】の残存基本貸付料等（基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計額をいう。以下同じ。）と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額との合計額（1/2補助付きリース【畜産経営力向上支援リース事業によるリース】及び平成23年4月1日改正前の第1の2の(5)のリース事業（以下、「旧1/3補助付きリース事業」という。）にあっては、機構が別に定める額）とする。この場合、附加貸付料相当額とは、基本貸付料の支払残額に第3の4の(2)に定める利率を乗じて得た額を1年間の日数で除して得た額に過去において最も近い貸付料の納入期限（第1回の貸付料の納入期限以前の場合は、貸付開始日）から精算額を納入する日までの日数を乗じて得た額をいう。

- 6 2及び3の機構が提示する条件に係る額並びに精算額の納入期限は、機構が納入についての通知を発送した日から起算して20日目とする。

第14 売買契約違反等に対する措置

- 1 機構は、売買契約を締結した販売業者等がこの実施要領又は売買契約書の各条項に違反したときは、売買契約の解約、損害賠償の請求、その他必要な措置の全部又は一部をとるものとする。
- 2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、年14.6%の利率により算定した違約金を徴収するものとする。ただし、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第15 業務の委託等

- 1 機構は、業務の全部又は一部を別に定める委託要領により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業の振興を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人その他理事長が適当と認める団体又は法人に委託することができるものとする。
- 2 受託団体は、この事業の実施に関し必要があると認めるときは、業務の一部を理事長が承認した者に委託することができる。
- 3 機構は、委託に係る業務に関し、予算の範囲において委託費を交付することができる。

第16 雑則

1 帳簿の備付け

- (1) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、貸付施設等【機械装置】についての帳簿を備え、当該貸付施設等【機械装置】の維持管理及び使用状況につき必要な事項を記帳し、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、公租公課、貸付料等の領収書等、貸付決定通知書、契約書等の関係書類を貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (3) 受託団体は、委託業務に係る関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、貸付施設等【機械装置】ごとに貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間とする。

2 貸付施設等【機械装置】の検査及び報告

機構は、必要があると認めたときは、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体に対し、貸付施設等【機械装置】の維持管理、使用状況等について報告を求め、又は検査を行うことができる。この場合、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体は、検査に応じ、検査に立ち会い、書類、帳簿等の整備、提出等、検査が円滑に行われるように協力しなければならない。

3 経費の支援

この実施要領に基づく借受者等の貸付料の支払い等の経費の負担について、その他の者が助成することは妨げない。

「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p data-bbox="264 199 974 231"><u>機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について</u></p> <p data-bbox="510 276 1093 343">平成23年3月31日23環機第219号改制定 平成25年3月25日25環機第138号一部改正</p> <p data-bbox="141 391 268 422">趣旨 略</p> <p data-bbox="600 467 633 499">記</p> <p data-bbox="141 507 280 539">1～4 略</p> <p data-bbox="141 579 286 611">附 則 略</p> <p data-bbox="141 730 286 762">別紙1 略</p> <p data-bbox="141 810 224 842">別紙2</p> <p data-bbox="141 850 376 914">1 リース事業名： 2 借受者名：</p> <p data-bbox="141 962 241 994">表 略</p> <p data-bbox="230 1042 1008 1074"><u>「長期借入金等負債の償還計画」の記載に当たっての留意事項</u></p> <p data-bbox="141 1121 369 1153"><u>1 債務について</u></p> <p data-bbox="185 1161 1097 1453">(1) <u>長期借入金とは、金融機関等から借入期間が1年以上の借入金とします。</u> (2) <u>長期借入金に役員からの借入金がある場合は、当該役員への返済の有無によって当該償還の必要額を記載して下さい。</u> (3) <u>直近の決算において繰越等損がある場合であって、当該繰越等損の解消等に向けた年度別計画がある場合は、当該解消等額を、それ以外については、5年間で解消等できる平均額を記載して下さい。</u> (4) <u>借入利率が変動利率の場合は、直近の利率を記入して下さい。</u></p>	<p data-bbox="1193 199 2011 231"><u>畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について</u></p> <p data-bbox="1529 276 2078 308">平成23年3月31日23環機第219号改制定</p> <p data-bbox="1126 391 1254 422">趣旨 略</p> <p data-bbox="1585 467 1619 499">記</p> <p data-bbox="1126 507 1265 539">1～4 略</p> <p data-bbox="1126 579 1272 611">附 則 略</p> <p data-bbox="1126 730 1272 762">別紙1 略</p> <p data-bbox="1126 810 1209 842">別紙2</p> <p data-bbox="1126 850 1361 914">1 リース事業名： 2 借受者名：</p> <p data-bbox="1126 962 1227 994">表 略</p> <p data-bbox="1126 1042 2078 1233">※ <u>1 長期借入金は、金融機関等から借入期間が1年以上の借入額とする。</u> <u>2 平成23年度以降の減価償却費は、今回貸付を受けた貸付施設等の減価償却費を含めること。</u> <u>3 負債等の返済資金がある場合は記入のこと。</u> <u>4 償還年度に係る当期利益は、直近3年間の実績の平均を用いること。</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>2 償還について</u></p> <p>(1) <u>償還初年度以降の減価償却費は、今回の貸付を受ける貸付施設等の減価償却費を含めて記載して下さい。</u></p> <p>(2) <u>償還年度に係る当期利益は、直近3年間の実績の平均を用いて下さい。</u></p> <p>(3) <u>当期利益以外の償還財源(例:引当金純増、固定資産処分、増資、その他投資資金回収など)があるときは、これを含めても構いません。この場合、根拠となる書面を添付して下さい。</u></p> <p>(4) <u>増頭等事業の拡大等により、償還財源となる利益が見込まれる場合は、当該利益を見込んでも構いませんが、その利益が生じる根拠となる明細を添付して下さい。</u></p> <p><u>3 貸付け</u></p> <p>(1) <u>貸付施設等の貸付けは、「長期借入金等負債の償還計画」の「上記債務の償還財源」の合計欄の額が、「債務の合計」欄の年度別長期借入金等の償還額を上回る場合に行います。</u></p> <p>(2) <u>上記の額が下回る場合には、貸付はできませんが、諸般の事情で貸付を強く要望するときは、連帯保証人が必要となります。連帯保証に関しては、別に定める「連帯保証人制度の必要性及びその運用について」を参考にして下さい。</u></p> <p>別紙3及び4 略</p>	<p>別紙3及び4 略</p>

附 則

この規程の変更は、平成 25 年 3 月 25 日から施行し、平成 25 年 2 月 26 日から適用する。

機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について

平成23年3月31日23環機第219号改制定

平成25年3月25日25環機第138号一部改正

趣旨

昨今の当機構がリースした借受者において、離農、倒産等の経営破綻を起こし、解約等に至る事態が、保証保険制度が導入された平成10年代前半に比べ増加している。

こうしたことは、借受者が負担する保証保険料率の引き上げにもつながりかねず、安定した経営にも影響が及ぶことが懸念される。

このため、当機構は、リース事業の健全かつ円滑な実施を確保するため、借受者への貸付施設等の貸付に当たっては、次により貸付申請の審査等を行うこととする。

記

1 当機構は、借受者の経営状況等が、次のいずれかに該当する場合は、貸付を行わないものとする。

- (1) 借受者の家畜の生産性等が、特別な飼養管理・品種等である場合を除き、別紙1に定める標準的な指標を下回っている場合
- (2) 直近の決算において、長期借入金、繰越又は累積欠損額等の状況から貸付料等の返済に支障を来すと判断される場合
- (3) 現在、当機構のリース料等を滞納しているか又は過去に保証保険の適用を受けたことがある場合
- (4) 当機構の補助付きリース事業において、機構が調査する「消費税納税についての調査票」に回答がない場合、又は、機構が請求する補助金に係る消費税等相当額の保留金を返還していない場合
- (5) 直近3年間に借受者が経営する農場又は食肉処理場等において、畜産等関連する法令違反による行政処分等がなされたことが明らかな場合
- (6) 直近3年間に借受者が経営する農場等において法定伝染病等家畜の病気等が発生し、衛生状態等の改善がなされていないと判断される場合

なお、(2)については、長期借入金等の売上高に対する割合が5割を超える場合は、別紙2の「長期借入金等負債の償還計画」により判断する。また、食肉リース及び生乳リースは、(1)を適用しない。

2 1件当たりの貸付申請額(補助金抜き、消費税込み。当機構への申請時の貸付残高(基本貸付料、譲渡価額及び消費税等相当額の合計額)を含む。)が3千万円以上の場合、通常添付する書面に加え、次の書面を貸付申請書に添付する。

- (1) 3千万円から1億円未満の場合(食肉リース事業にあつては1千万から3千万円)
貸付施設等を導入後の経営状況報告書(別紙3)
- (2) 1億円以上の場合(食肉リース事業にあつては3千万円)
貸付施設等を導入後の経営状況報告書(別紙3)及び事業計画書(別紙4)

3 現地確認等の実施

- (1) 機構は、3千万円(食肉リース事業にあつては1千万円)以上の貸付施設等の貸付に当たっては、事前にヒアリングを行うとともに、現地調査を行うことができるものとする。
- (2) 当機構は、リース事業の健全かつ円滑な運営を確保するため、借受者の経営状況等を勘察し、貸付に当たり連帯保証措置を求めることができるものとする。
- (3) 機構は、貸付申請に記載された計画について、貸付後、当機構職員を派遣し、計画達成のための助言等の現地指導を借受者に行うことができるものとする。

4 その他

当機構の審査において、必要な場合は上記以外の資料の提出を求めることがある。

附則

- 1 平成23年4月1日から施行する。
- 2 「畜産環境整備リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」及び「食肉販売等合理化施設整備リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」(平成12年3月24日環機第261号)は、廃止する。

附 則

この規程の変更は、平成25年3月25日から施行し、平成25年2月26日から適用する。

貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標

経営形態	貸付できない申請者
酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の乳量が4.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が、100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7トン(ホルスタイン種)を下回っている者
	貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者
養豚 繁殖(一貫、)	母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間肥育豚又は子豚出荷頭数が15頭を下回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が17頭を下回っている者
	貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が19頭を下回っている者
養豚 (肥育)	出荷豚1頭当たりの飼料要求率が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間出荷豚1頭当たりの飼料要求率が4.0を上回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.6を上回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.3を上回っている者
肉用牛(繁殖、肥育)	繁殖牛の分娩間隔又は肥育牛の1日平均増体量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が16月(488日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.50kgを下回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が14月(424日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.55kgを下回っている者
	貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が13.5月(412日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.60kgを下回っている者
卵鶏	飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2年連続して悪化し、かつ、直近の飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.5を上回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)2.3を上回っている者
	貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.2を上回っている者
肉鶏	飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2年連続して悪化し、かつ、直近の飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.3を上回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.1を上回っている者
	貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が1.9を上回っている者

長期借入金等負債の償還計画

1 リース事業名:

2 借受者名:

(単位:千円)

借入先	○年度末残高	資金名	借入金等の使途	利率	償還期間	年度別長期借入金等の償還				
						○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
長期借入金等					～					
					～					
					～					
					～					
	長期借入金等の計①	0				0	0	0	0	0
	繰越欠損額②									
当機構の既貸付の貸付残高③										
上記リース債権の残額④						0	0	0	0	0
小計⑤=①+②+③	0					0	0	0	0	0
今回貸付申請額⑥										
上記リース債権の残高⑦						0	0	0	0	0
債務の合計⑧=⑤+⑥	0					0	0	0	0	0
上記債務の償還財源										
	計	0					0	0	0	0

経営状況報告書

氏名(法人名)
 (法人の代表者氏名)
 住所
 電話番号
 (法人の担当者所属氏名)

1 経営概要

(1)事業内容(養牛の場合、飼養品種・成育段階別の頭数を記載、食肉等関係の業種は、店舗展開・既存施設の概要を記載)

(2)法人の資本金(出資金)等

資本金の額 (千円)	資本構成内訳		備考
	株主名等	金額(千円)	
	
	

(3)従業員数(貸付申請時点)

ア 家族従業員 人
 イ 雇用従業員 人
 ウ 計(ア+イ) 人

2 経営成績(最近過去3年の実績)

区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2税引後当期損益			
3繰越損益			
借入金残高 (1)短期借入金 (2)長期借入金			

注1)主要項目についてはコメントしてください。

2)法人にあっては、過去3年の決算書及び事業内容書(報告書)等を添付してください。

3)上記についての最近3年の確定申告書の写し(税務署が收受したことが判る申告書)を添付してください。

4)繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)を添付して下さい。

5)「販売額」は、業種により「〇〇収入」として適宜変更して下さい。

3 今後の経営計画(見込み)

区 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1 業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2 税引後当期損益			
3 繰越損益			

4 今回新規に導入する機械装置に要する資金計画

(例えば、年収(年間売上高)のうち当該機械装置に係る貸付料、ランニングコスト等の支出見込み等の内訳)

5 本件債務に係る連帯保証等の有無(有の場合はその内容)

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載された既存の資料がある場合は、当該資料でも可。

平成 年 月 日作成

事業計画書

氏名(法人名)
(法人の代表者氏名)

1. 損益状況表

項目	実績		見込			合計
	年度	年度	年度	年度	年度	
収益の部	売上高					
	その他収益					
	小計①					
費用の部	素畜費					
	飼料費					
	人件費					
	管理費					
	リース料					
	減価償却費					
	その他費用					
	小計②					
当期損(▲)益 ③(①±②)						

前期繰越損(▲)益④						
当期損(▲)益⑤						
次期繰越損(▲)益 ⑥(④±⑤)						

※1 売上高は、貸付申請の物件に係るものを記入し、経営リースでは農業関係収入、食肉リースでは食肉関連を記入する。それ以外の収入は、その他収益に記入又は別に添付する。費用も同様。

※2 リース料は、基本貸付料と附加貸付料及び消費税の合計額です。

※3 ③と⑤の「当期損益」の額は、法人税等を控除するため、一致しない場合がある。

※4 表中の▲は、損失額を指す。

2. 中期資金計画

項目	実績		見込			合計
	年度	年度	年度	年度	年度	
前期繰越金①	千円	千円	千円	千円	千円	千円
収入の部	売上金					
	その他収入金					
	借入金受入(イ)					
	小計②					
支出の部	飼料購入費					
	素畜購入費					
	人件費					
	管理費					
	リース料					
	借入金返済(ウ)					
	その他支出					
	小計③					
次期繰越金 ④(①+②-③)						

借入金残高

期首借入金残高(ア)						
当期借入額(イ)						
当期返済額(ウ)						
当期末借入金残高 (ア+イ-ウ)						

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載してある既存の資料がある場合は、その資料で充分です。

「財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き」の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き</p> <p>平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 779 号制定</p> <p>平成 22 年 7 月 8 日 22 環機第 615 号一部改正</p> <p><u>平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 138 号一部改正</u></p> <p>1～2 略</p> <p>3 貸付施設等の納入及び検収</p> <p>(1) 略</p> <p><u>ただし、畜産経営力向上緊急支援リース事業においては、</u> <u>原則として、平成 26 年 3 月 31 日を超える納期の延長は認めな</u> <u>いものとする。</u></p> <p>4 略</p>	<p>財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き</p> <p>平成 20 年 9 月 29 日 20 環機第 779 号制定</p> <p>平成 22 年 7 月 8 日 22 環機第 615 号一部改正</p> <p>1～2 略</p> <p>3 貸付施設等の納入及び検収</p> <p>(1) 略</p> <p>4 略</p>

附 則

この規程の変更は、平成 25 年 3 月 25 日から施行し、平成 25 年 2 月 26 日から適用する。

財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き

平成20年9月29日20環機第779号 制 定

平成22年7月 8日22環機第615号一部改正

平成25年3月25日25環機第138号一部改正

1 貸付施設等の決定

機構は、貸付申請書に記載されている貸付対象施設等の販売業者等から提出された当機構あての見積書の内容を検討し、適当と認めた場合は、当該貸付施設等の購入を決定することとする。

2 貸付決定の通知及び売買契約の締結

(1) 機構は、貸付申請者に対して1の貸付決定を通知する。

(2) 機構は、販売業者等と1により決定した貸付施設等の売買契約を別紙書式により締結し、締結された売買契約書はそれぞれ1部ずつ保有するものとする。

3 貸付施設等の納入及び検収

(1) 販売業者等は、売買契約書に記載した貸付施設等の納入期限を遵守するものとし、やむを得ない事情により遅延する場合には、機構にあらかじめ連絡し、承認を得るものとする。

ただし、畜産経営力向上緊急支援リース事業においては、原則として、平成26年3月31日を超える納期の延長は認めないものとする。

(2) 販売業者等は、納入した貸付施設等について、検収者の指名した検収実施者が行う検収を受けるものとする。

4 売買代金の支払い

(1) 販売業者等は、貸付施設等を売買契約書に基づき納入し、検収実施者の検収が終了したときは、機構に対し、当該貸付施設等の代金の支払いを請求できるものとする。

(2) 販売業者等は、(1)の請求に当たっては、貸付施設等設置確認書を添付した請求書を受託団体又は借受団体(以下「受託団体等」という。)に提出するものとする。

(3) 機構は、受託団体等から提出された貸付施設等検収報告書、検収写真、請求書及び貸付施設等設置確認書に不備がないことを確認したときは、これら書類を受理した日から40日以内に当該代金を指定口座に振り込むものとする。

財団法人畜産環境整備機構貸付施設等売買契約書

売主 (以下「甲」という。)と
買主 財団法人畜産環境整備機構(以下「乙」という。)は、乙が実施するリース事業に係る貸付施設等の買入れ(請負工事により取得する場合を含む。以下同じ。)について、乙が定める当該事業の実施要項に基づくほか、次のとおり契約を締結する。

(買入れる貸付施設等とその価額)

第1条 乙が甲から買入れる貸付施設等とその価額(第3条に定める設置場所において貸付施設等の据付(工事を含む。以下同じ。)が完了するまでの経費を含む。)は、別添の仕様書による。

(第三者による履行)

第2条 甲は、貸付施設等の据付を第三者に行わせようとする場合は、あらかじめ乙に通知しなければならない。本件契約の申込みにあたってその旨を見積書等に記載する等により乙に提出している場合は、この通知がなされたものとみなす。

2 前項の場合、甲は、当該第三者の行為についてすべての責任を負わなければならない。

(貸付施設等の設置場所と納入期限)

第3条 貸付施設等の設置場所と納入期限は、別添仕様書のとおりとし、納入期限までに貸付施設等の据付を完了しなければならない。

2 甲は、据付に支障を及ぼす天災、天候の不良、許認可の遅延その他乙の責に帰することができない事由によって納入期限までに据付が完了しないと見込まれるときは、遅滞なくその理由を付して乙に納入期限の延長を申請しなければならない。

(他人の土地の使用)

第4条 甲は、据付のため借受者又は第三者の所有又は管理する土地又は建物に立ち入り、又は使用する必要がある場合には、当該借受者又は第三者の承諾を得なければならない。

(第三者の損害等)

第5条 貸付施設等の据付のために第三者に損害が生じたときは、その損害の発生が乙又は借受者の責に帰すべき事由による場合を除き、甲が賠償の責任を負う。

2 そのほか貸付施設等の据付に関し第三者との間に紛議が生じたときは、甲の責任で解決に当たるものとする。

(検収)

第6条 貸付施設等の検収は、実施要領及び畜産環境整備機構貸付施設等検収要領に基づき行う。

2 甲は、貸付施設等の設置場所への据付が完了した後、検収者の指定する検収実施者が実施する検収に立ち会うものとし、検収に合格しなかった場合は、速やかに代替品を納入し、又は補修工事、追加工事等を行って、再検収を受けなければならない。

3 検収に合格したときは、甲は、検収者及び借受者の立会のもとに乙が定めたシールを貼付する等により貸付記号を見やすい場所に表示するものとする。

(所有権の移転時期)

第7条 貸付施設等の所有権は、前条の検収が不備なく終了した時点で甲から乙に移転するものとする。

(危険負担)

第8条 この契約締結の時から前条の規定により乙に所有権が移転するまでの間の当該貸付施設等に係る危険は、甲が負担するものとする。

(売買代金の支払)

第9条 甲は、第6条の検収が終了した場合には、売買代金請求書に貸付施設等の借受者への引渡しを証明する書類の原本及び貸付施設等検収報告書の写しを添付して乙に売買代金を請求するものとし、乙は、これらの書類に不備がなければ、売買代金請求書を受理した日から40日以内に甲の指定する金融機関の口座にその売買代金を振り込むものとする。

(品質の保証等)

第10条 甲は、貸付施設等が別添の仕様書のと
おりの性能を有すること及び隠れた瑕疵が
ないことを乙に保証するものとする。

2 甲は、貸付期間内に隠れた瑕疵が発見さ
れたときは、機構が当該瑕疵担保責任に基
づく損害賠償請求権を借受者に譲渡するこ
とにあらかじめ同意するものとする。

(秘密保持の義務)

第11条 甲及び乙は、本件契約の締結及び履
行に関し知り得た相互及び借受者に関
する秘密及び個人情報を漏らしてはな
らない。

2 甲は、第2条の規定により第三者に貸付施
設等の据付けを行わせるときは、当該第三
者にも前項の義務を遵守させるよう秘密保
持契約を締結するなどの必要な措置を講じ
なければならない。

(契約違反の処理)

第12条 貸付施設等の納入が第3条に定める納
入期限よりも遅延した場合には、甲は、その
遅延した部分の価額(その遅延により貸付施
設等の全部が使用できない場合は全価額)
について年率 14.6%の割合で延滞金を支
払わなければならない。ただし、甲の申し出
によりやむを得ない事由と認められる場合
は、延滞金の全部又は一部を免除するこ
とができる。

(不可抗力による実施不能の場合)

第13条 天災地変その他の不可抗力により本件
契約の履行の全部又は一部が履行不能とな
ったときは、甲又は乙は本件契約を解除す
ることができ、相互に責任を負わない。

2 甲又は乙が本契約の条項に違反したとき
は、相手方は、本契約を解除し、又はこれに

よって生じた損害の賠償を請求することがで
きる。

(解釈等についての協議)

第14条 本契約に定めのない事項又は解釈上
の紛議については、双方は信義誠実の原
則に基づき協議の上これを解決するもの
とする。

(畜産経営力向上緊急支援リース事業に関する特
則)

第15条 畜産経営力向上緊急支援リース事業に
係る貸付施設等についての第3条第2項の規
定の適用については、平成26年3月末日を超
えて納入期限を延長することはできないもの
とする。

2 畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る貸
付施設等についての第6条の規定による検収
(第2項の規定による再検収を含む。)は、遅くとも
平成26年3月末日までに終了しなければならないものとする。

3 甲が前項の規定に違反した場合は、乙は、催
告を要せずに通知をもって本契約を解除するこ
とができるものとする。

4 前項の場合は、乙は、乙に故意過失がある場
合を除き、一切の責任を負わない。この場合の
本契約対象物件の取扱い等については、甲と借
受者との間で解決するものとする。

(合意管轄)

第16条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必
要が生じたときは、東京地方裁判所のみを第
一審の専属管轄裁判所とすることに合意す
る。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保存する。

平成 年 月 日

売主(甲) 住所
氏名

印

買主(乙) 住所 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
氏名 財団法人畜産環境整備機構
理事長 堤 英 隆

印

(直接リース)

財団法人畜産環境整備機構貸付施設等貸付契約書
(事業名:)

財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

とは、貸付施設等の貸付けに関し、甲の上記事業に係る実施要領(以下「実施要領」という。)に基づくほか、次の条項により契約を締結する。

(貸付施設等)

第1条 貸付施設等の設置場所及び型式並びに実施要領第3の4の(1)に定める取得価額は、別表に定めるとおりとする。

(貸付料)

第2条 貸付料は、実施要領第3の4に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料、消費税等相当額及び附加貸付料の合計額であって、別表に定めるとおりとする。

(貸付料の納入)

第3条 乙は、実施要領第3の5に基づき、貸付料を甲が別に通知する期日までに受託団体(第18条の「受託団体」をいう。以下「丙」という。)を経て(丙がない場合は直接)甲の指定する金融機関に払込むことにより納入するものとする。

(貸付期間等)

第4条 貸付期間は別表に定めるとおりとし、貸付期間の開始日は実施要領第11の2の検収を不備なく終了した日とする。

2 この貸付契約は、第12条の譲渡代金の納入をもって当該貸付施設等について終了する。

(貸付施設等の引渡し等)

第5条 貸付施設等は、検収完了によりその引渡しがあったものとする。

2 甲は、検収を終了したときは、遅滞なく、貸付開始日並びに貸付料及び譲渡代金の納入期限を乙に通知する。

(貸付施設等の瑕疵)

第6条 検収終了後貸付施設等に隠れた瑕疵が発見された場合、甲はその責任を負わないものとする。

2 前項の事由により、第3条の義務を履行している乙が損害を受けたとき、甲は当該貸付施設等の売り主に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。

3 前2項の場合、この貸付契約は変更されないものとする。

(公租公課等)

第7条 乙は、実施要領第5に基づき、貸付施設等に係る固定資産税その他の公租公課を納付するものとする。

2 補助付きリース事業にあつては、乙は、甲の指示に基づき実施要領第12の2の規定による補助金に係る消費税等相当額の返還手続を行うものとする。

(損害保険)

第8条 甲は、別表の貸付施設等を損害保険に付し、これに要する保険料相当額を乙から丙を

経て徴収するものとする。ただし、別表の備考欄に「要保険手続」と指定する貸付施設等については、乙は、実施要領第6の1に基づき、甲を受取人とし、貸付施設等の取得に要した額(初年度に限る。次年度以降は当該貸付施設等の評価額)を保険金額とする損害保険に付し、保険契約期間は貸付施設等の貸付期間と同一若しくは貸付期間中これを更新し存続するものとする契約を締結するものとする。

2 乙は、貸付施設等を前項ただし書きの損害保険に付したときは、当該保険証券の写しを丙を経て甲に提出するものとする。

3 貸付施設等に損害保険事故が発生した場合、甲は受け取った保険金額の範囲において、次のいずれかに当該保険金を使用するものとする。

(1) 第15条の(1)の乙の負担する経費への支払い

(2) 第15条の(2)の精算に要する経費への支払い

(保証保険)

第9条 甲は、乙から保証保険加入の申込みの委任を受けて保険会社に保証保険の加入申込みを行うものとする。

2 この保証保険の保険料は乙が負担するものとし、乙は、定められた納入期日までに丙を経て甲に納入するものとする。

3 甲は、保険金の支払い請求権及び受領権に基づき、保険会社から直接保険金の支払いを受けるものとする。

4 甲は、保険会社から保証保険金を受け取った後、その受け取った保険金の額を限度として、甲の乙に対する債権(実施要領第13の5の規定に基づく精算額(以下「精算額」という。)及び当該精算額に係る実施要領第14の2に基づく違約金をいう。)に係る権利を保険会社に譲渡するものとする。

(貸付施設等の管理と使用)

第10条 乙は、善良な管理者の注意義務をもって貸付施設等を管理し使用するものとする。

2 乙は、貸付施設等について正常な機能の維持管理のための補修、修理を行うものとする。

(設置場所の変更)

第11条 乙は、貸付施設等の設置場所を変更しようとするときは、事前に丙を経て甲の承諾を得るものとする。

(貸付施設等の譲渡等)

第12条 甲は、乙が第3条の義務を履行し、譲渡代金を期日までに納入したときは、当該貸付施設等を乙に譲渡するものとする。

2 甲は、第9条第3項に基づく保険金の受領をもって、乙が実施要領第4の1に基づき当該貸付

施設等を精算額で買い取ったものとみなし、その所有権を乙に引き渡すものとする。

(貸付施設等の目的外使用等の禁止)

第13条 乙は、貸付施設等について下記事項を行ってはならない。

- (1) 目的以外の用に使用すること
- (2) 第三者へ転貸し、又は譲渡すること
- (3) 質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること

2 乙は、貸付施設等を改造してはならない。ただし、特別の事情があり、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(貸付施設等の中途解約の禁止)

第14条 乙は、この貸付契約を途中で解約することはできないものとする。ただし、やむを得ない理由があると甲が認めた場合、乙は解約に伴い甲が提示する条件を了承のうえ解約することができる。

(貸付施設等の滅失、毀損)

第15条 甲及び乙は、貸付期間中乙の責に帰すべき事由により貸付施設等の滅失、毀損が生じた場合は、次により誠意をもって処理するものとする。

- (1) 当該貸付施設等が毀損したときは、乙の負担で完全な状態に修復するものとする。
- (2) 当該貸付施設等が滅失し、又はその使用が著しく困難となったときは、乙は、実施要領第8の3に基づく精算額で償い、又は当該貸付施設等を買取取るものとし、精算完了と同時に当該貸付施設等に関する貸付契約は終了するものとする。

(契約違反)

第16条 乙がこの貸付契約に定める条項の一つに違反したときは、甲は次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

- (1) 違約金の支払請求
- (2) 契約の解約及び精算額による貸付施設等買取請求
- (3) 損害賠償の請求

(検査及び報告)

第17条 甲は、何時でも貸付施設等の管理状況を検査することができる。この場合、乙及び丙はその検査に協力しなければならない。

2 乙は、当該貸付施設等の滅失、毀損等の事故があったときは、遅滞なくその内容及びとった措置について丙を経て甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の求めに応じて、貸付施設等の管理、使用状況を丙を経て報告しなければならない。

(丙への業務委託)

第18条 甲は、丙に、乙が甲に納入、提出等する事項に係る事務及び甲が乙に通知等する事項に係る事務を委託するものとする。

2 乙は、第3条、第8条、第9条、第11条及び第17条に定める事項については、丙を経て行うものとする。

(丙 :)
(再受託団体:)

(その他)

第19条 この貸付契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生乳リースに関する適用除外)

第20条 第9条の規定は、生乳リースには適用しない。

(畜産経営力向上緊急支援リース事業に関する特則)

第21条 畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る貸付については、乙は、甲が定める補助金の申請、交付等に関する手続に従わなければならない。

2 次の各号に該当する場合は、甲は、催告を要せず通知をもって本契約を解除することができるものとする。

ア 乙が前項の規定に違反したとき

イ 貸付施設等の検収(再検収を含む。)が平成26年3月末日までに終了しなかったとき

3 前項の場合は、甲は、甲に故意過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。この場合の本契約対象物件の取扱い等については、乙と当該物件の売主との間で解決するものとする。

(合意管轄)

第22条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保存する。

第 号
平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
財団法人 畜産環境整備機構
理事長 堤 英 隆

乙

印

(間接リース)

財団法人畜産環境整備機構貸付施設等貸付契約書

(事業名：)

財団法人畜産環境整備機構理事長(以下「甲」という。)

(以下「乙」という。)

とは、貸付施設等を乙が借受者に貸付けることに関し、甲の上記事業に係る実施要領(以下「実施要領」という。)に基づくほか、次の条項により契約を締結する。

(貸付施設等)

第1条 貸付施設等の設置場所及び型式並びに実施要領第3の4の(1)に定める取得価額並びに同第1の2に定める借受者は、別表に定めるとおりとする。

2の規定による補助金に係る消費税等相当額の返還手続を行わせるものとする。

(貸付料)

第2条 貸付料は、実施要領第3の4に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料、消費税等相当額及び附加貸付料の合計額であって、別表に定めるとおりとする。

(損害保険)

第9条 甲は、別表の貸付施設等を損害保険に付し、これに要する保険料相当額を乙から徴収するものとする。ただし、別表の備考欄に「要保険手続」と指定する貸付施設等については、乙は、実施要領第6の1に基づき、借受者に対し、甲を受取人とし、貸付施設等の取得に要した額(初年度に限る。次年度以降は当該貸付施設等の評価額)を保険金額とする損害保険に付し、保険契約期間は貸付施設等の貸付期間と同一若しくは貸付期間中これを更新し存続することとする契約を締結させるものとする。

(貸付料の納入)

第3条 乙は、実施要領第3の5に基づき、貸付料を甲が別に通知する期日までに甲の指定する金融機関に払込むことにより納入するものとする。

2 乙は、借受者が貸付施設等を前項ただし書きの損害保険に付したときは、当該保険証券の写しを甲に提出するものとする。

(貸付期間等)

第4条 貸付期間は、別表に定めるとおりとし、貸付期間の開始日は実施要領第11の2の検収を不備なく終了した日とする。

2 この貸付契約は、第13条の譲渡代金の納入をもって当該貸付施設等について終了する。

3 貸付施設等に損害保険事故が発生した場合、甲は受け取った保険金額の範囲において、次のいずれかに当該保険金を使用するものとする。

(1)第16条の(1)の借受者の負担する経費への支払い

(2)第16条の(2)の精算に要する経費への支払い

(貸付施設等の引渡し等)

第5条 貸付施設等は、検収完了によりその引渡しがあったものとする。

2 甲は、検収を終了したときは、遅滞なく、貸付開始日並びに貸付料及び譲渡代金の納入期限を乙に通知する。

(保証保険)

第10条 甲は、借受者から保証保険加入の申込みの委任を受けて保険会社に保証保険の加入申込みを行うものとする。

(貸付施設等の再貸付け)

第6条 乙が転貸借受団体(乙が借り受けた貸付施設等を他の転貸を目的とする団体又は借受者に転貸するため再貸付契約を締結した者をいう。以下同じ。)に貸付けをする場合、この貸付契約の内容をその内容とする契約を転貸借受団体との間で締結するものとする。その場合、再貸付料は第2条に定める貸付料の額を超えないものとする。

2 この保証保険の保険料は借受者が負担するものとし、乙は、当該保険料をとりまとめ、定められた納入期日までに甲に納入するものとする。

3 乙は、保証保険に係る包括的な契約に基づく保険金の受取人である転貸借受団体から委任を受けた保証保険金の支払い請求権及び受領権を甲に委任するものとする。

(貸付施設等の瑕疵)

第7条 検収終了後貸付施設等に隠れた瑕疵が発見された場合、甲はその責任を負わないものとする。

2 前項の事由により、第3条の義務を履行している乙又は借受者が損害を受けたとき、甲は当該貸付施設等の売り主に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。

3 前2項の場合、この貸付契約は変更されないものとする。

4 甲は、前項の規定により委任を受けた保険金の支払い請求権及び受領権に基づき保険会社から直接保険金の支払いを受けることができるものとする。

5 乙又は転貸借受団体は、甲が保証保険金を受け取った後、その受け取った保険金の額を限度として、借受者に対する債権(実施要領第13の5の規定に基づく精算額(以下「精算額」という。))及び当該精算額に係る実施要領第14の2に基づく違約金をいう。)に係る権利を甲に譲渡するものとする。

(公租公課等)

第8条 乙は、実施要領第5に基づき、貸付施設等に係る固定資産税その他の公租公課を借受者に納付させるものとする。

2 補助付きリース事業にあつては、乙は、借受者に甲の指示に基づき実施要領第12の

6 甲は、保険会社から保証保険金を受け取った後、その受け取った保険金の額を限度として、かつ、転貸借受団体の権利を害さない範囲内で5の借受者に対する債権に係る権利を保険会社に譲渡するものとする。

(貸付施設等の管理と使用)

第11条 乙は、借受者が善良な管理者の注意義務をもって貸付施設等を管理し使用するよう指導するものとする。

2 乙は、借受者が貸付施設等について正常な機能の維持管理のための補修、修理を行うよう指導するものとする。

(設置場所の変更)

第12条 乙は、借受者が貸付施設等の設置場所を変更しようとするときは、事前に甲の承諾を得るものとする。

(貸付施設等の譲渡等)

第13条 甲は、乙が第3条の義務を履行し、譲渡代金を期日までに納入したときは、乙を経て借受者に当該貸付施設等を譲渡するものとする。

2 甲は、第10条第3項の委任に基づく保険金の受領をもって、借受者が実施要領第4の1に基づき当該貸付施設等を精算額で買い取ったものとみなし、その所有権を乙を経て借受者に引き渡すものとする。

(貸付施設等の目的外使用等の禁止)

第14条 乙及び借受者は、貸付施設等について下記事項を行ってはならない。

- (1) 目的以外の用に使用すること
- (2) 第三者へ転貸し、又は譲渡すること
- (3) 質権その他名目の如何を問わず担保の目的に供すること

2 乙は、借受者が貸付施設等を改造しないよう指導するものとする。ただし、特別の事情があり、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(貸付施設等の中途解約の禁止)

第15条 乙は、この貸付契約を途中で解約することはできないものとする。ただし、やむを得ない理由があると甲が認めた場合、乙は解約に伴い甲が提示する条件を了承のうえ解約することができる。

(貸付施設等の滅失、毀損)

第16条 甲及び乙は、貸付期間中借受者の責に帰すべき事由により貸付施設等の滅失、毀損が生じた場合は、次により誠意をもって処理するものとする。

- (1) 当該貸付施設等が毀損したときは、借受者の負担で完全な状態に修復するものとする。
- (2) 当該貸付施設等が滅失し、又はその使用が著しく困難となったときは、借受者は実施要領第8の3に基づき精算額で償い又は当該貸付施設等を買取るものとし、精算完

了と同時に当該貸付施設等に関する貸付契約は終了するものとする。

(契約違反)

第17条 乙及び借受者がこの貸付契約に定める条項の一つに違反したときは、甲は次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

- (1) 違約金の支払請求
- (2) 契約の解除及び精算額による貸付施設等の買取請求
- (3) 損害賠償の請求

(検査及び報告)

第18条 甲は、何時でも貸付施設等の管理状況を検査することができる。この場合、乙はその検査に協力しなければならない。

- 2 乙は、当該貸付施設等の滅失、毀損等の事故があったときは遅滞なくその内容及びとった措置について甲に報告しなければならない。
- 3 乙は甲の求めに応じて貸付施設等の管理、使用状況を報告しなければならない。

(その他)

第19条 この貸付契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生乳リースに関する適用除外)

第20条 第10条の規定は、生乳リースには適用しない。

(畜産経営力向上緊急支援リース事業に関する特則)

第21条 畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る貸付については、乙は、甲が定める補助金の申請、交付等に関する手続に従わなければならない。

2 次の各号に該当する場合は、甲は、催告を要せず通知をもって本契約を解除することができるものとする。

- ア 乙が前項の規定に違反したとき
- イ 貸付施設等の検収(再検収を含む。)が平成26年3月末日までに終了しなかったとき

3 前項の場合、甲は、甲に故意過失がある場合を除き、一切の責任を負わない。この場合の本契約対象物件の取扱い等については、乙又は借受者と当該物件の売主との間で解決するものとする。

(合意管轄)

第22条 甲及び乙は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

上記の契約を証するため、本契約書2通を作成し、各自記名捺印のうえ各1通を保存する。

第 号
平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門5丁目12番1号
財団法人 畜産環境整備機構
理事長 堤 英 隆

乙

印

畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項

平成 25 年 3 月 25 日 25 環機第 138 号制定

畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項を次のように定める。

1 畜産経営力向上緊急支援リース事業の目的

畜産経営力向上緊急支援リース事業(以下「緊急支援リース事業」という。)は、日本経済の再生を目的として平成 24 年度補正予算及び平成 25 年度予算により総合経済対策の一環として実施されるものです。したがって、この事業は、可能な限り迅速に実施することにより早急にその成果を上げることが重要であり、この事業の実施に当たっては、25 年度前半(平成 25 年 9 月末)までに可能な限り多くの事業を行うことが求められます。

借受者、借受団体等は、このような趣旨に配慮して、迅速かつ円滑な事業推進に努めるものとします。

2 全体の仕組みについて

(1) 緊急支援リース事業は、基本的に、畜産高度化支援リース事業(以下「高度化リース事業」という。)の補助付きリースと同じ仕組みで実施します。

このため、「畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領」(平成 25 年 3 月 25 日付け 25 環機第 110 号。以下「実施要領」という。)により畜産高度化リース事業実施要領(平成 23 年 5 月 28 日 22 環機第 448 号。以下「高度化リース要領」という。)の多くの規定を一定の読替えをした上で準用することとしました。これにより、検収、消費税相当額の返還、「適正な実施の確保について」等の諸規定もそのまま準用して適用されることとなります。

「借受者」「取得価額」その他の用語についても高度化リース要領と統一し、現場段階で混乱が生じないように配慮しました。

(2) ただし、今回の事業は、高度化リース事業の仕組み(基金事業)とは異なり、「間接補助事業」として仕組まれていることから、補助金関係の手続きを中心に、若干の異なる取扱を定めました。この手続きは、基本的に、通常の間接補助事業の手続き等と大きく異なることはありません。

ア. 機構のリースの貸付を申請する際に提出すべき貸付申請書については、「畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱」(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4748 号)で求められる「事業参加申請書」及び直接又は間接補助事業に求められる「補助金交付申請書」を兼ねたものとし、複数の申請書を提出する手間を省くこととしました。これに伴い、貸付申請書の記載事項や添付書類に若干の変更があります。

イ. また、補助金の交付及び返還手続等に関する規定が実施要綱に明確に定められました。これに関連して、新たな提出書類としては、実績報告書(及び借受

団体等のとりまとめ表)の提出が求められることとなります。

ウ. 補助金の交付は、本来ならば機構から直接又は間接に借受者に交付されるものですが、リースの仕組みで実施する関係で、機構は、借受者が販売業者等に支払うべき支払対価の一部として、機構が販売業者等に対し借受者に代わって支払う方法により当該補助金を交付することとします。このため、補助金交付申請に際し、借受者は、この方式で支払うことを機構に依頼すべきものとした。

エ. 補助事業とされることから、事業は年度内に完了する必要があります。このため、高度化リース事業とは異なり、検収は必ず年度内(平成26年3月末まで)に行う必要があります。

オ. 貸付期間が法定耐用年数未満である場合には、法定耐用年数に達するまでの適正管理義務があることとされています。したがって、貸付期間が終了して当該機械装置の譲渡を受けた者が当該機械装置を譲渡等する場合には、機構の承認が必要になるほか、振興機構が定める基準により一定の金額の納付が必要になります。

- (3) 1で述べたように、この事業は、迅速に実施を図ることが重要であるため、貸付けについて間接リース方式をとる場合には、都道府県内で調整ができるなら、借受者の所属する単協を借受団体としても構いません。

3 対象施設等について

- (1) 事業を迅速に実施する観点から、この事業の貸付対象機械装置は、「一般に市販されているもの」に限られています。特注品は、対象とはなりません。
- (2) 実施要領別表1の(5)の機械装置は、高度化リース事業の「特認施設等」と同じです。この貸付を申請する手続も、高度化リース事業の「特認施設等」の規定によることとします。
- (3) 「配電盤」とは、外部電力と自家発電電力との切り替えのための配電盤で、自家発電装置の存在が前提です。
- (4) なお、設置工事費は補助対象金額に含まれないので、見積を徴取する場合は、設置場所での機械施設の引渡価格を原則とします。

4 貸付期間について

貸付期間については、短縮は認められますが、延長は認められません。

5 都道府県畜産主務課長の意見聴取について

貸付金額等にかかわらず、すべての案件について都道府県畜産主務課長の意見が必要です。

6 貸付申請等について

(1) 貸付申請等(別紙様式1又は2)の作成

貸付申請は、高度化リース事業の事務手続きとは異なり、補助金交付申請を兼ねておりますので、次により補助金交付申請を行う必要があります。

ア. 借受者は、導入する機械装置の見積価額(消費税込。以下同じ。)を複数の業者から徴取し、最も低い見積額を事業費とします。別紙様式1の3の「事業に要する経費の配分及び負担区分」の事業費欄に、最も低い見積額を事業費として記入します。

イ. アの事業費に補助率(1/3又は1/2以内)を乗じて、補助金交付申請額を決定し、これを「機構補助金」の欄に記入します。補助金は、事業費の1/3又は1/2を超えないようにして下さい。

ウ. 自己負担額は、事業費から補助金を差し引いた額になります。この額を貸付期間に、機構に貸付料として返済していただきます。

エ. イの「機構補助金」欄の合計額を、補助金の申請額として申請することになりますので、文書中に記入して下さい。

オ. 様式1又は2号の1の「貸付申請者の状況等」は、高度化リース事業と様式をほぼ同じにしておりますので、項目に従って必要事項を具体的に記入して下さい。

カ. 様式1又は2号の2の「貸付申請機械装置」については、別添様式の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」に、機械・装置の明細等を記入して下さい。

(2) 借受団体等のとりまとめ

借受団体又は受託団体は、借受者から貸付申請のあった機械装置について、その明細を別紙様式1(2)(直接リース)又は2(1)(間接リース)の別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」に基づき取りまとめ、機構に提出します。

(3) 貸付決定

ア. 当機構は、貸付申請等を受けて、申請のあった補助金を振興機構に交付申請しますので、貸付決定は、振興機構の補助金交付決定を受けた日に行います。

イ. 直接リース方式により実施している場合は、機構から直接交付決定通知及び貸付決定を行います。

ウ. 間接リース方式の場合は、借受団体は間接補助事業としての立場になりますので、機構から借受団体に対し交付決定通知及び貸付決定を行います。これを受けて、借受団体は、借受者又は転貸借受団体に対し、交付決定通知及

び貸付決定の通知を行うこととなります。

7 実績報告(別紙様式3)

- (1) 借受者は、販売業者等における機械・装置の設置完了及び借受団体等における検収の終了後、別紙様式3により実績報告書を作成し、6の(1)で貸付申請等を作成した要領に基づき、これを実績に置き換えて記入して下さい。
- (2) 実績報告書の4の「事業に係る精算額」については、「交付決定額」欄は、機構から通知された交付決定額を、「確定額」欄は、事業費に変更がない限り、交付決定額を、「概算払受領額」欄は、本事業は概算払いを行いませんので、「0」を、「精算払請求額」欄は、「確定額」を記入して下さい。なお、精算払請求額は、借受者からの要請に基づき、販売業者等に貸付機械装置の支払対価の一部として、機構から支払います。

8 高度化リース事業等の留意事項の参照

- (1) 上記以外の事項については、「畜産環境整備リース事業の留意事項」(平成23年3月31日23環機第219号)及び「堆肥調整・保管施設リース事業の留意事項」(平成23年6月1日付け23環機第421号)の例によることとします。
- (2) 添付する書式等については、次の通りとします。

ア. 畜産経営体

(ア) 添付を要する書式等

「堆肥・保管施設リース事業の留意事項」中、「配合飼料価格安定制度に関する申告書」、「貸付施設等共同利用契約書」、「見積合わせについて」、「貸付対象施設等の選定について」、「貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標」、「長期借入金等負債の償還計画」、「経営状況報告書」、「畜産主務課長の意見書」、「申請書の進達文書」

(イ) 添付を要しない書式等

「畜産環境整備リース事業の留意事項」中、「コスト分析基準」、「貸付対象施設」、を設置するために必要な法的手続に関する調書」

「堆肥・保管施設リース事業の留意事項」中、「ポイント制(ポイント指標)」、「規模計算、容積計算」

なお、ポイント制は、本事業には適用がありません。

イ. コントラクター

コントラクターについては、これらの様式に準じて作成して下さい。

9 補助金に係る消費税等相当額について

- (1) 免税事業者又は納税義務者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している借受者以外の借受者については、補助金に係る消費税等相当額につい

て、第1回の貸付料等に併せて請求します。

- (2) 免税事業者又は納税義務者で消費税の納税に関して簡易課税制度を選択している借受者については、貸付施設等の検収時(貸付けを開始するまで)に、高度化リース要領別紙様式の4の「消費税等課税に関する申告書」に必要な証明書類を添付して機構に提出して下さい。免税事業者又は納税に関して簡易課税制度を選択している借受者と認められる場合は、消費税等相当額の請求はいたしません。

10 販売業者の義務

- (1) 平成25年度を超える納期の延長は、原則、認められません。このため、機構が販売業者に発注する機械・装置は、平成25年度内に納入等を完了し、検収が終了できるものに限ります。
- (2) 25年度内に検収ができない場合、天災等やむを得ない事由による場合以外は、売買契約は解約となります。これにより、当機構は、損害賠償請求権等を借受者に譲渡しますので、借受者と販売業者間で、当機構が販売業者に発注した機械・装置の取扱いについて解決してもらうこととなりますので、十分にご留意下さい。

附 則

- 1 この通知は、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(平成25年3月25環機第110号)の施行の日から施行し、平成25年2月26日から適用する。
- 2 畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について(平成23年3月31日23環機第219号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について

別紙2の*の付された部分を次のように改める。

「長期借入金等負債の償還計画」の記載に当たっての留意事項

1 債務について

- (1) 長期借入金とは、金融機関等から借入期間が1年以上の借入金とします。
- (2) 長期借入金に役員からの借入金がある場合は、当該役員への返済の有無によって当該償還の必要額を記載して下さい。
- (3) 直近の決算において繰越等損がある場合であって、当該繰越等損の解消等に向けた年度別計画がある場合は、当該解消等額を、それ以外については、5年間で解消等できる平均額を記載して下さい。
- (4) 借入利率が変動利率の場合は、直近の利率を記入して下さい。

2 償還について

- (1) 償還初年度以降の減価償却費は、今回の貸付を受ける貸付施設等の減価償却費を含めて記載して下さい。
- (2) 償還年度に係る当期利益は、直近3年間の実績の平均を用いて下さい。
- (3) 当期利益以外の償還財源(例:引当金純増、固定資産処分、増資、その他投資資金回収など)があるときは、これを含めても構いません。この場合、根拠となる書面を添付して下さい。
- (4) 増頭等事業の拡大等により、償還財源となる利益が見込まれる場合は、当該利益を見込んで構いませんが、その利益が生じる根拠となる明細を添付して下さい。

3 貸付け

- (1) 貸付施設等の貸付けは、「長期借入金等負債の償還計画」の「上記債務の償還財源」の合計欄の額が、「債務の合計」欄の年度別長期借入金等の償還額を上回る場合に行います。
- (2) 上記の額が下回る場合には、貸付はできませんが、諸般の事情で貸付を強く要望するときは、連帯保証人が必要となります。連帯保証に関しては、別に定める「連帯保証人制度の必要性及びその運用について」を参考にして下さい。

3 財団法人畜産環境整備機構貸付対象施設等の購入手続き(平成20年9月29日20環機第779号)の一部を次のように改正する。

3の(1)を次のとおり改める。

3 貸付施設等の納入及び検収

(1)略

ただし、畜産経営力向上緊急支援リース事業においては、原則として、平成26年3月31日を超える納期の延長は認めないものとする。

4 堆肥・保管施設リース事業の留意事項(平成23年6月1日23環機第421号)の一部を次のとおり改正する。

留意事項中「たい肥調整・保管施設リース事業」を「堆肥保管施設リース事業」に改める。

附則に次のように加える。

この改正は、平成25年4月1日から適用する。

畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項において「例による」とされている他の事業の留意事項

1 この資料は、畜産経営力向上緊急支援リース事業の留意事項において準用する「畜産環境整備リース事業の留意事項」（平成 23 年 3 月 31 日 23 環機第 219 号）及び「堆肥調整・保管施設リース事業の留意事項」（平成 23 年 6 月 1 日付け 23 環機第 421 号）をそのまま掲載したものです。ただし、部分的に適用しないとされている条項等については、~~抹消線~~を引いています。

2 「例による」とは、ある事項について、それとは直接関係がない制度全般を援用して、その制度によるのと同じような取扱をすることをいいます。

従って、「例による」とされる規定は、文面通り適用するのではなく、畜産経営力向上緊急支援リース事業とこれらのリース事業の違いを考慮して、該当条項に必要な修正を加えた上で畜産経営力向上緊急支援リース事業に適用することになります。また、必要のない部分は、適用されません。

畜産環境整備リース事業の留意事項

平成23年 5月11日23環機第356号 一部改正

平成23年12月28日23環機第852号 一部改正

平成24年 4月 1日24環機第222号 一部改正

本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」という。)の畜産環境整備リース事業を実施するために留意すべき事項について説明します。

第1 本事業の対象施設等について

本事業で整備する対象施設等は、畜産環境対策として、家畜ふん尿処理施設等の整備と併せ、飼料の給与・貯蔵等に係る機械・装置及び家畜飼養管理施設・機械等を対象としております。

第2 貸付対象施設等の内容について

1 貸付対象施設等は、実施要領別表(以下「別表」という。)1の項目及び品目欄に掲げる施設・機械・装置になりますが、これは例示ですので、本表に記載のない機械・装置を希望する場合は、別途、機構担当者にご相談下さい。

2 補助付きリースに記載されている施設等は、すべて本事業の対象となります。

3 貸付対象施設等は、リース期間を通して正常に稼働するものに限られ、実証展示的なもの(原則として、貸付申請時点において、稼働実績が無く、貸付期間を通して正常に稼働すると判断できないもの)は貸付の対象となりません。

4 堆肥舎(発酵舎を含む)、屋根掛け、尿貯留施設及び、スラリータンクの設置に当たっては、貸付申請書様式例1～4の「コスト分析基準」を添付して提出するとともに、(1)から(4)のコスト分析基準額(以下「基準額」という。)を超えないよう低コスト化に努めてください。なお、基準額を超える場合は、その理由を記載し、それを証する書面を添付して下さい。やむを得ないもの以外は単価の引き下げを求めません。

(1) 堆肥舎等(発酵舎を含む)

ア 堆肥舎等の面積が200㎡未満の施設にあつては、㎡単価が24(特別地域は26)千円/㎡を超えないこと。

イ 堆肥舎等の面積が200㎡以上の施設にあつては、㎡単価が22(特別地域は24)千円/㎡を超えないこと。

(2) 屋根掛け

ア 屋根掛けの面積が200㎡未満の施設にあつては、㎡単価が19(特別地域は20)千円/㎡を超えないこと。

イ 屋根掛けの面積が200㎡以上の施設にあつては、㎡単価が18(特別地域は19)千円/㎡を超えないこと。

(3) 尿貯留施設

ア 尿貯留施設の容積が400m³未満の施設にあつては、m³単価が24千円／m³を超えないこと。

イ 尿貯留施設の容積が400m³以上の施設にあつては、m³単価が19千円／m³を超えないこと。

(4) スラリータンク

ア スラリータンクの容積が700m³未満の施設にあつては、m³単価が15千円／m³を超えないこと。

イ スラリータンクの容積が700m³以上の施設にあつては、m³単価が14千円／m³を超えないこと。

5 ダンプカー及びトラックについて

ダンプカー及びトラックのあおりを、たい肥積み込み用にかさ上げする場合は、そのかさ上げ部分の設置経費も本事業の貸付対象となります。

第3 貸付けの相手方について

1 新規就農者又は耕種部門からの畜産業への転入者等については、機構にご相談ください。

2 経営リースの場合は、年度内に補助付きリースを利用した者であっても貸付申請ができます。

第4 貸付期間について

1 貸付施設等の貸付期間は、別表1「貸付施設等及びその貸付期間(経営リース)」の貸付期間欄の年数によります。

2 貸付期間(法定耐用年数)の短縮又は延長を希望する場合は、実施要領別紙様式の1及び2の様式1号の1及び2の「貸付期間の短縮又は延長」の欄に記載することにより、短縮又は延長ができます。

3 短縮については、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の70／100(端数切捨て)、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の60／100(端数切捨て)の期間までとします。

4 延長については、法定耐用年数の120／100(端数切上げ)の期間までとします。なお、理事長が特に必要があると認める場合は、当該必要とする年数まで認められます。ただし、延長する年数は、20年を限度とします。

5 法定耐用年数の異なる複数種類の貸付施設等(動産総合保険対象施設等に限る。)を借受けるときは、借受者が申請手続きをすることにより、それぞれの貸付施設等の法定耐用年数を加重平均することにより、統一した貸付期間とすることができます。

第5 貸付料について

1 貸付料の支払い方法については、年1回又は年4回(3ヵ月毎)支払う方法があります。

2 貸付料の年額＝基本貸付料の年額＋附加貸付料の年額＋消費税額及び地方

消費税額(以下「消費税」という。)相当額

- ・ 基本貸付料の年額＝(貸付施設等の取得価額－譲渡価額)÷貸付期間
 - ・ 取得価額＝購入価額(消費税抜き価額、千円単位とする。)
 - ・ 購入価額＝支払対価の額－消費税
 - ・ 譲渡価額＝取得価額×10%
- 3 附加貸付料の年額＝[貸付施設の取得価額－(譲渡価額＋前年度までに納入した基本貸付料の額)]×理事長が定めた料率(基準料率)
- 4 消費税＝基本貸付料の年額×5%
なお、譲渡時にも譲渡価額の5%が消費税になります。
- 5 初回の貸付料について
初回の貸付料は、借受者の負担軽減のため、年間貸付金額の1/3(年1回支払いの場合)になっております。
- 6 貸付料の年4回払いを希望する場合
年4回の支払いを希望する場合は、貸付申請書(実施要領別紙様式1号の1及び1号の2又は別紙様式の2の2の様式1号の1及び1号の2の「貸付料の納入方法」欄の□年4回払いに✓印を記入してください。
この場合、借受者申請者及び借受団体又は受託団体は、4回払いすることについて、事前に調整してください。

第6 貸付施設等の譲渡について

貸付期間が満了したときは、譲渡代金(譲渡価額＋消費税額)の納付をもって借受者等に貸付施設等が譲渡されますので、所有権移転手続きを必要とするものは、必ず行ってください。

第7 貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について

- 1 トラック及びダンプカー並びに公道を走行するショベルローダー等にあつては、必ず、車両登録をしてください。
- 2 車両登録をする際の必要な書面(新規検査登録に係る機構の委任状、機構理事長の印鑑証明等)は、適宜、機構に連絡の上受領し、所有者は財団法人畜産環境機構、使用者は貸付申請者として、登録してください。
- 3 自動車税、登録費用等は、リース対象経費とはならないので、貸付申請時の見積書には、この事項は記載しないでください。
- 4 自動車税については、借受者が納入することとなっていますので、できるだけ、所管する自動車税事務所から、所定の納税管理人を指定する申告書入手し、当該申告書に借受者が記名、押印した上で、機構に提出し、納税者が機構から借受者になるよう手続きをお願いします。

第8 保険の取扱いについて

- 1 損害保険及び車両保険の対象となる貸付対象施設以外は、機構が一括して

「動産総合保険」に加入しています。

- 2 損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等については、機構を保険金受取人として、貸付申請者が保険契約に加入してください。この場合、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中にこれを更新し、継続となる契約としてください。

第9 貸付けの申請について

1 貸付対象施設等の選定

- (1) 貸付対象施設等の選定に当たっては、次の事項に留意してください。

ア 貸付対象施設等を選定する際は、3社見積合せを行う等価格競争原理を導入するなどして、価格を低くするよう努めて下さい。

イ 貸付申請者は、見積合せに際して、自らが希望する機械装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスについて十分検討し、できる限り低コストなものを選定するよう努めてください。また、貸付申請者は、検討の結果を踏まえ見積合せの条件を設定し、販売業者等に当該条件を説明の上、見積合せを実施して下さい。

なお、見積書については、「販売業者等との売買契約手続き等について(詳細版)」を参考にして下さい。

- (2) 貸付申請者が行う具体的な貸付対象施設等の選定、書類整備等見積り合わせにおける販売業者等の選定については、原則として、予め貸付対象施設等の銘柄又は販売業者等を特定して、見積合せ等を行わないで下さい。また、見積合せの都度、それぞれを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管して下さい。

2 貸付申請書

- (1) 直接リース方式による貸付申請

ア 受託団体(転貸借受団体を含む。以下同じ。)が行う審査

受託団体は、貸付申請者からの申請書に記載された貸付対象施設等及び貸付申請者の要件(実施要領第1の2の(1)のア及びイの(ア)又は(イ))を審査してください。また、貸付申請者が「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」(平成23年3月31日付け23環機第219号改制定、以下「円滑な実施の確保について」という。)記の1の(1)から(6)に該当する場合は、貸付申請を行うことができません。

なお、貸付申請者の長期借入金等の売上高に対応する割合が5割を超える場合は、「円滑な実施の確保について」の別紙2「長期借入金等負債の償還計画」(経営リース様式例6)の提出が必要となります。これにより貸付後の当機構への貸付料等の納付が可能かどうかを判断する重要な書面となりますので、正確に記入するよう指導してください。

参考:「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」記の1の(1)から(6)の内容

- (1) 借受者の家畜の生産性が、特別な飼養管理・品種等である場合を除き、別紙1に定める標準的な指標を下回っている場合
- (2) 直近の決算において、長期借入金、繰越又は累積欠損額等の状況から貸付料等の返済に支障を来すと判断される場合
- (3) 現在、当機構のリース料等を滞納しているか又は過去に保証保険の適用を受けたことがある場合
- (4) 当機構の補助付きリース事業において、機構が調査する「消費税納税についての調査票」に回答がない場合、又は、機構が請求する補助金に係る消費税等相当額の保留金を返還していない場合
- (5) 直近3年間に借受者が経営する農場又は食肉処理場等において、畜産等関連する法令違反による行政処分等がなされたことが明らかな場合
- (6) 直近3年間に借受者が経営する農場等において法定伝染病等家畜の病気等が発生し、衛生状態等の改善がなされていないと判断される場合
なお、(2)については、長期借入金等の売上高に対する割合が5割を超える場合は、別紙2の「長期借入金等負債の償還計画」により判断する。

イ 受託団体から機構への申請

アで申請者の要件に問題点がなかった場合、3の貸付申請書の添付書類を点検の上、実施要領別紙様式1の「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書(経営リース)」を作成し、貸付申請者が全国団体等である場合を除き、都道府県畜産主務課経由で提出してください。

この場合、申請金額が500万円(税込)以上の場合は都道府県の意見書が必要になります。

なお、申請書の提出を受けた都道府県にあつては、経営リース様式例参考1を参考に、貸付申請に対する意見書等を作成してください。

また、全国団体等にあつては、直接機構に送付してください。

(2) 間接リース方式による貸付申請

ア 借受団体(転貸借受団体を含む。以下同じ。)が行う審査

借受団体は、貸付申請者からの申請書に記載された貸付対象施設等及び貸付申請者の要件(実施要領第1の2の(1)のア及びイの(ア)又は(イ))を審査してください。また、貸付申請者が円滑な実施の確保について記の1の(1)から(6)に該当する場合は、貸付申請を行うことができません。

なお、貸付申請者の長期借入金等の売上高に対応する割合が5割を超える場合は、「円滑な実施の確保について」の別紙2「長期借入金等負債の償還計画」(経営リース様式例6)の提出が必要となります。これにより貸付後の当機構への貸付料等の納付が可能かどうかを判断する重要な書面となりますので、正確に記入するよう指導してください。

イ 借受団体から機構への申請

アで申請者の要件に問題点がなかった場合、3の貸付申請書の添付書類

を点検の上、実施要領別紙様式2の「畜産高度化支援リース事業貸付施設等貸付申請書(経営リース)」を作成し、借受団体が全国団体である場合を除き、都道府県畜産主務課経由で提出してください。

この場合、申請金額が500万円(税込)以上の場合は都道府県の意見書が必要になります。

なお、申請書の提出を受けた都道府県にあっては、経営リース様式例参考1を参考に、貸付申請に対する意見書等を作成してください。

なお、直接リース方式の貸付申請者又は間接リース方式の借受団体が全国団体である場合は、直接機構に送付してください。

3 貸付申請書の添付書類

貸付申請書に添付する書類は、以下のものとなります。

ア 畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表(経営リース)(経営リース様式例7)(借受団体が作成)

イ 所得税の確定申告書B(第一表及び第二表)、貸借対照表及び収入金額の内訳(確定申告の内容が正確に把握できる資料でも可)

(貸付申請者が添付)

ウ 貸付希望施設等の見積書(販売業者から機構あて貸付申請者が添付)

エ 貸付希望施設等のカタログ等(図面等の場合は、原本証明が必要)(貸付申請者が添付)

オ 履歴事項全部証明書(法務局で取得、貸付申請者が法人の場合のみ)

(貸付申請者が添付)

カ 共同利用の施設等にあっては、共同利用契約書

(貸付申請者が添付)

キ 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等

(貸付申請者が添付)

4 貸付申請に追加で必要となる場合

(1) 貸付申請者に繰越欠損金がある場合は、直近3年間の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明資料を含む。)

(2) 「円滑な実施の確保について」に基づく必要な書類

ア 「円滑な実施の確保について」記の1の(2)の内容による書類

長期借入金等負債の償還計画(経営リース様式例6)

イ 貸付申請額が、3千万円から1億円未満の場合

貸付施設を導入後の経営状況報告書(経営リース様式例8)

ウ 貸付申請額が、1億円以上の場合

貸付施設を導入後の事業計画書(経営リース様式例9)

(3) 当該貸付施設等を設置するため必要な法的手続きに関する調書(経営リース様式例10)

(4) その他の提出書類等

申請の内容等により、上記に加え、審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

第10 売買契約に係る印紙等

- 1 売買契約の締結に際しては、機構と販売業者等がそれぞれの契約書に印紙税法に定められた額の印紙を貼り、それぞれ消印することになっています。
- 2 所有権が機構に移転するまでの倒産、銀行取引停止や 自然災害等の危険については、販売業者等が借受者等と間において、解決して頂きます。

第11 貸付施設等の検収について

- 1 貸付施設等の検収は、機構が別に定める「検収要領」及び販売業者に通知した「販売業者等の売買事務について」に基づき実施してください。
- 2 同一貸付契約に係る検収は、原則として同一日に行ってください。

畜産環境整備リース事業貸付申請に添付する書面の様式例一覧

様式例 番号		
1	コスト分析基準(堆肥舎等)	
2	コスト分析基準(屋根掛け)	
3	コスト分析基準(尿貯留施設)	
4	コスト分析基準(スラリータンク)	
5	貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標	
6	長期借入金等負債の償還計画	
7	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表	
8	経営状況報告書	
9	事業計画書	
10	必要な法的手続きに関する調査	
参考1	畜産高度化支援リース事業貸付申請について(副申)	
2	借受団体(進達)	
3	受託団体(進達)	
4	再受託団体又は転貸借受団体(進達)	

経営リース様式例 1

コスト分析基準(堆肥舎等)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者 住所〒
氏 名

㊞

コスト分析について(報告)

1 申請に係る単価及び基準額との比較(消費税込み)

区 分		申請に係る 単価	対基準額比	当地の基準額 に○印する。
堆肥舎等	200 m ² 未満	円	%	24 千円/m ² (26) 千円/m ²
	200 m ² 以上	円	%	22 千円/m ² (24) 千円/m ²

(注)1 ()は、特別地域(豪雪地帯対策特別措置法第二条により指定された地域及び離島振興法第二条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む))における額

2 申請に係る単価は、堆肥舎等の柱芯々面積の単価とします。

2 申請に係る単価が基準額を上回った場合(理由)

(注)基準額内での実施が、困難な理由、必要性等を記載するとともに、これを証する書面を添付してください。

経営リース様式例 2

コスト分析基準(屋根掛け)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者 住所〒
氏 名

印

コスト分析について(報告)

1 申請に係る単価及び基準額との比較(消費税込み)

区 分		申請に係る 単価	対基準額比	当地の基準額に ○印する。
屋根掛け	200 m ² 未満	円	%	19 千円/m ² (20) 千円/m ²
	200 m ² 以上	円	%	18 千円/m ² (19) 千円/m ²

(注)()は、特別地域(豪雪地帯対策特別措置法第二条により指定された地域及び離島振興法第二条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法並びに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む))における額

2 申請に係る単価が基準額を上回った場合(理由)

(注)基準額内での実施が、困難な理由、必要性等を記載するとともに、これを証する書面を添付してください。

経営リース様式例 3

コスト分析基準(尿貯留施設)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者 住所〒
氏 名

Ⓜ

コスト分析について(報告)

1 申請に係る単価及び基準額との比較(消費税込み)

区 分		申請に係る 単価	対基準額比	当地の基準額 に○印する。
尿貯留施設	400 m ³ 未満	円	%	24 千円/m ³
	400 m ³ 以上	円	%	19 千円/m ³

2 申請に係る単価が基準額を上回った場合(理由)

(注) 基準額内での実施が、困難な理由、必要性等を記載するとともに、これを証する書面を添付してください。

経営リース様式例 4

コスト分析基準(スラリータンク)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者 住所〒
氏 名

印

コスト分析について(報告)

1 申請に係る単価及び基準額との比較(消費税込み)

区 分		申請に係る 単価	対基準額比	当地の基準額 に○印する。
スラリータンク	700 m ³ 未満	円	%	15 千円/m ³
	700 m ³ 以上	円	%	14 千円/m ³

2 申請に係る単価が基準額を上回った場合(理由)

(注)基準額内での実施が、困難な理由、必要性等を記載するとともに、これを証する書面を添付してください。

貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標

経営形態	貸付できない申請者
酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の乳量が4.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7トン(ホルスタイン種)を下回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者
養豚(一貫、繁殖)	母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間肥育豚又は子豚出荷頭数が15頭を下回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が17頭を下回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が19頭を下回っている者
養豚(肥育)	出荷豚1頭当たりの飼料要求率が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間出荷豚1頭当たりの飼料要求率が4.0を上回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.6を上回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.3を上回っている者
肉用牛(繁殖、肥育、一貫)	繁殖牛の分娩間隔又は肥育牛の1日平均増体量が2年連続して悪化し、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が16月(488日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.50kgを下回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が14月(424日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.55kgを下回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が13.5月(412日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.60kgを下回っている者
卵鶏	飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2年連続して悪化し、かつ、直近の飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.5を上回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)2.3を上回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.2を上回っている者
肉鶏	飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2年連続して悪化し、かつ、直近の飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.3を上回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.1を上回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が1.9を上回っている者

長期借入金等負債の償還計画

1 リース事業名:

2 借受者名:

(単位:千円)

	借入先	○年度末残高	資金名	借入金等の用途	利率	償還期間	年度別長期借入金等の償還				
							○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
長期借入金等						~					
						~					
						~					
						~					
	長期借入金等の計①	0					0	0	0	0	0
	繰越欠損額②										
	当機構の既貸付の貸付残高③										
	上記リース債権の残額④						0	0	0	0	0
	小計⑤=①+②+③	0					0	0	0	0	0
	今回貸付申請額⑥										
	上記リース債権の残高⑦						0	0	0	0	0
	債務の合計⑧=⑤+⑥	0					0	0	0	0	0
上記債務の償還財源											
	計	0					0	0	0	0	0

「長期借入金等負債の償還計画」の記載に当たっての留意事項

1 債務について

- (1) 長期借入金とは、金融機関等から借入期間が 1 年以上の借入金とします。
- (2) 長期借入金に役員からの借入金がある場合は、当該役員への返済の有無によって当該償還の必要額を記載して下さい。
- (3) 直近の決算において繰越等損がある場合であって、当該繰越等損の解消等に向けた年度別計画がある場合は、当該解消等額を、それ以外については、5 年間で解消等できる平均額を記載して下さい。
- (4) 借入利率が変動利率の場合は、直近の利率を記入して下さい。

2 償還について

- (1) 償還初年度以降の減価償却費は、今回の貸付を受ける貸付施設等の減価償却費を含めて記載して下さい。
- (2) 償還年度に係る当期利益は、直近 3 年間の実績の平均を用いて下さい。
- (3) 当期利益以外の償還財源（例：引当金純増、固定資産処分、増資、その他投資資金回収など）があるときは、これを含めても構いません。この場合、根拠となる書面を添付して下さい。
- (4) 増頭等事業の拡大等により、償還財源となる利益が見込まれる場合は、当該利益を見込んでも構いませんが、その利益が生じる根拠となる明細を添付して下さい。

3 貸付け

- (1) 貸付施設等の貸付けは、「長期借入金等負債の償還計画」の「上記債務の償還財源」の合計欄の額が、「債務の合計」欄の年度別長期借入金等の償還額を上回る場合に行います。
- (2) 上記の額が下回る場合には、貸付はできませんが、諸般の事情で貸付を強く要望するときは、連帯保証人が必要となります。連帯保証に関しては、別に定める「連帯保証人制度の必要性及びその運用について」を参考にして下さい。

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
(〇〇〇リース)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名
部課名電話番号
氏名 印

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付けできない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。
記

要件等	申請者名						
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。		適 ・ 否				
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。		適 ・ 否				
	「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」1の(1)から(6)に該当しないこと。		該当せず ・ 該当する				
項 目			年度	年度	年度		
飼養家畜の生産性	酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量(品種:)	kg	kg	kg		
		養豚	繁殖	母豚1頭当たりの肥育豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
			一貫	母豚1頭当たりの子豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
	肥育		出荷豚1頭当たりの飼料要求率				
	肉牛経営	繁殖	繁殖牛の分娩間隔(月又は日)				
		一貫	繁殖牛の分娩間隔又は出荷牛平均の1日平均増体重(月(日)又はkg)				
		肥育	出荷牛平均の1日平均増体重(品種:)	kg	kg	kg	
	採卵鶏	飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)					
	肉用鶏	飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷鶏平均)					
	収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。				○ ・ ×	
3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)							
・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。				○ ・ ×			
・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。				○ ・ ×			
・ 農業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。				○ ・ ×			
経営リースで、堆肥化施設等を設置する場合、当機構が定める「家畜ふん尿処理施設の設計・審査技術」に基づいて設計されていることを畜産環境アドバイザーの確認を受けた。			○ ・ × ・ 該当なし				
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類			確認 ・ 未確認				
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書		適 ・ 否				
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書(連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)		適 ・ 否				

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

経営状況報告書

氏名(法人名)
 (法人の代表者氏名)
 住所
 電話番号
 (法人の担当者所属氏名)

1 経営概要

(1)事業内容(養牛の場合、飼養品種・成育段階別の頭数を記載、食肉等関係の業種は、店舗展開・既存施設の概要を記載)

(2)法人の資本金(出資金)等

資本金の額 (千円)	資本構成内訳		備考
	株主名等	金額(千円)	

(3)従業員数(貸付申請時点)

ア 家族従業員 人
 イ 雇用従業員 人
 ウ 計(ア+イ) 人

2 経営成績(最近過去3年の実績)

区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1業種別販売状況			
(1)業種			
(2)販売金額			
2税引後当期損益			
3繰越損益			
借入金残高			
(1)短期借入金			
(2)長期借入金			

注1)主要項目についてはコメントしてください。

2)法人にあっては、過去3年の決算書及び事業内容書(報告書)等を添付してください。

3)上記についての最近3年の確定申告書の写し(税務署が収受したことが判る申告書)を添付してください。

4)繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)を添付して下さい。

5)「販売額」は、業種により「〇〇収入」として適宜変更して下さい。

3 今後の経営計画(見込み)

区 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2税引後当期損益			
3繰越損益			

4 今回新規に導入する機械装置に要する資金計画

(例えば、年収(年間売上高)のうち当該機械装置に係る貸付料、ランニングコスト等の支出見込み等の内訳)

5 本件債務に係る連帯保証等の有無(有の場合はその内容)

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載された既存の資料がある場合は、当該資料でも可。

事業計画書

氏名(法人名)
(法人の代表者氏名)

1. 損益状況表

項目	実績		見込			合計
	年度	年度	年度	年度	年度	
収益の部	売上高					
	その他収益					
	小計①					
費用の部	素畜費					
	飼料費					
	人件費					
	管理費					
	リース料					
	減価償却費					
	その他費用					
	小計②					
当期損(▲)益 ③(①±②)						

前期繰越損(▲)益④						
当期損(▲)益⑤						
次期繰越損(▲)益 ⑥(④±⑤)						

※1 売上高は、貸付申請の物件に係るものを記入し、経営リースでは農業関係収入、食肉リースでは食肉関連を記入する。それ以外の収入は、その他収益に記入又は別に添付する。費用も同様。

※2 リース料は、基本貸付料と附加貸付料及び消費税の合計額です。

※3 ③と⑤の「当期損益」の額は、法人税等を控除するため、一致しない場合がある。

※4 表中の▲は、損失額を指す。

2. 中期資金計画

項 目		実 績		見 込			合 計
		年度	年度	年度	年度	年度	
前期繰越金①		千円	千円	千円	千円	千円	千円
収入の部	売上金						
	その他の収入金						
	借入金受入(イ)						
	小 計 ②						
支出の部	飼料購入費						
	素畜購入費						
	人 件 費						
	管 理 費						
	リース料						
	借入金返済(ウ)						
	その他支出						
小 計 ③							
次期繰越金④ (①+②-③)							

借入金残高

期首借入金残高(ア)						
当期借入額(イ)						
当期返済額(ウ)						
当期末借入金残高 (ア+イ-ウ)						

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載してある既存の資料がある場合は、その資料で充分です。

貸付対象施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書

1 建築確認

(1)貸付対象施設の構造(木造又はそれ以外)

(2)貸付対象施設の面積

(3)設置場所に係る地域指定等(都市計画区域その他建築確認の必要性に影響を与える地域指定等について記載すること)

(4)建築確認の必要性(必要又は不要)

2 農地転用

(1)設置場所の現況地目

(2)農地転用許可の必要性(必要又は不要)

3 その他の法的手続

上記に倣って具体的に記載すること。

参考 1 号
(申請金額が500万円以上)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

〇〇県〇〇部〇〇課長

平成〇〇年度畜産高度化支援リース事業の貸付申請について(副申)

このことについて、全国農業協同組合連合会〇〇県本部長から、別添のとおり貸付申請書の提出があったので、下記意見を添えて送付します。

記

(貸付対象施設等が家畜ふん尿処理施設等である場合)

- 1 畜産高度化支援リース事業実施要領第1の2の要件を満たしているか。
- 2 家畜ふん尿等の処理及び利用方法並びに貸付施設等が、貸付申請者の経営に適しているか。
- 3 堆肥舎等、屋根掛け、尿貯留施設及びスラリータンクの申請については、コスト分析基準の基準額を超えていないか。(超えている場合は、やむを得ない理由及びそれを証する書面が添付されているか。)

(貸付対象施設等が飼料の生産・給与等施設等、家畜飼養管理等施設等又は、特認施設等である場合)

- 1 畜産高度化支援リース事業実施要領第1の2の要件を満たしているか。
- 2 貸付施設等が、貸付申請者の経営に適しているか。

参考 2 号

(借受団体→(県経由)→機構)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受団体 (〒)住 所
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
借受団体名 全国農業協同組合連合会〇〇県本部
代表者氏名 本部長 〇 〇 〇 〇 印

畜産高度化支援リース事業貸付申請書の提出について(進達)

このことについて、別紙のとおり提出します。

記

1 貸付申請書

転貸借受団体及び借受者からの貸付申請書(別紙様式)のとおり

2 検収を委任する場合の相手先

(1)検収委任 (〇〇農業協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)

3 添付書類

- (1)見積書及びカタログ等
- (2)その他関連する書類

参考 3 号

(受託団体→(県経由)→機構)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

受託団体 (〒)住 所
電 話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
受託団体名 全国農業協同組合連合会〇〇県本部
代表者氏名 本部長 〇 〇 〇 〇 印

畜産高度化支援リース事業貸付申請書の提出について(進達)

この度、下記の貸付申請者から別添のとおり、畜産高度化支援リース事業貸付対象施設等貸付申請書の提出があり、関係書類を審査したところ適当と認められますので、貴機構との業務委託契約書に基づき進達します。

記

- 1 貸付申請者及び貸付希望施設等
貸付申請者からの貸付申請書(別紙様式)のとおり
- 2 検収を委任する場合の相手先
 - (1)業務委託 (〇〇農業協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)
 - (2)検収委任 (〇〇農業協同組合)(無い場合は、「なし」と記入)
- 3 添付書類
 - (1)貸付申請書一式
 - (2)その他関連する書類

参考 4 号

(再受託団体又は転貸借受団体→受託団体又は借受団体)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

全国農業協同組合連合会〇〇県本部長 殿

再受託団体(〒)住 所
電 話 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇
団 体 名 〇〇農業協同組合
代表者氏名 代表理事組合長 〇 〇 〇 〇 印

畜産高度化支援リース事業貸付申請書の提出について(進達)

この度、下記の貸付申請者から別添のとおり、畜産高度化支援リース事業貸付対象施設等貸付申請書の提出があり、関係書類を審査したところ適当と認められますので進達します。

記

- 1 貸付申請者及び貸付希望施設等
貸付申請者からの貸付申請書のとおり
- 2 添付書類
貸付申請書一式

堆肥保管施設リース事業の留意事項

平成23年 6月 1日23環機第421号 一部改正

平成23年12月28日23環機第852号 一部改正

平成24年 4月 1日24環機第221号 一部改正

本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」といいます。)の堆肥保管施設リース事業を実施するために留意すべき事項について説明します。

第1 本事業の対象施設等について

本事業で整備する堆肥置場は、堆肥舎等で生産された堆肥を経営外の耕種農家等での利用促進を図るため、耕種農家等との利用規約に基づき、耕種農家の使用時期まで保管若しくは、保管中に耕種農家のニーズに即したものに調整するためのもので、堆肥を調整・運搬・散布する施設等も対象としております。

なお、経営内の利用分やホームセンターなど不特定多数へ販売のための堆肥置場は、本事業の対象にはなりません。

第2 貸付対象施設等の内容について

貸付対象施設等は、この事業の目的から実施要領別表4の項目及び品目の貸付対象施設等の欄に掲げる施設・機械・装置に限定しますので、この表に記載されていないものは、本事業の対象にはなりません。

1 堆肥保管施設について

(1) 堆肥置場

家畜の生ふん尿は搬入せず、既存の堆肥舎等で堆肥化された堆肥を搬入し、耕種農家の田畑等へ散布するまでの間、特段の調整を行うことなく保管する場所、若しくは、搬入した発酵度合いの低い未熟な堆肥について水分・発酵の度合を耕種農家のニーズに応じ調整し、耕種農家の田畑等へ散布するまでの間保管する場所です。

なお、堆肥の保管は、バラ形態で行うこととしますが、トランスバックに詰めたものとか袋詰めのを置くことも差し支えありません。

(2) 堆肥置場に係る補助金等の取扱い

ア 堆肥置場の建設に当たっては、「畜産振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号)の4の規定に基づき、5千万円以上のものについては、費用対効果分析を行い、投資効率が1を超えるものについて貸付を行うものとします。

また、5千万円を下回るものについては、同4の(2)のアの別表第3の2に規定されたコスト分析基準額(200㎡未満24(26)千円/㎡、200㎡以上22(24)千円/㎡)を超えないよう低コスト化に努めてください。

なお、コスト分析基準額を超える場合は、超える理由を貸付申請書に明記し、やむを得ない場合のみ貸付けが認められます。

イ 柱芯々面積の工事費は、コスト分析基準額を限度として、その1/2が補助対象となります。コスト分析基準額を超過した部分は、購入価額には含まれますが、補

助対象からは除外します。

ウ エプロンは、幅4mを基準としますが、堆肥の調整・保管を円滑に行う上で拡張が必要な場合は、その必要性を明示した上で幅6m位まで広くすることは差し支えありません。

なお、エプロンに係る工事費は、購入価額には含まれますが、補助対象からは、除外されます。以下の「犬走り」、「雨樋」等も同じ扱いとなります。

エ 側壁の高さは、概ね2m以上4m以下、有効堆積高は、側壁高の0.8以上を基準とします。

オ 堆肥置場は、新設のみを補助対象とします。従って、既存施設の改造や屋根掛けの場合は、補助対象になりません。

カ 堆肥置場の基盤は、殆どがコンクリートとなりまので、貸付期間は別表の堆肥置場(主としてコンクリート製のもの)の17年が適用となります。

(注)主として金属製のものは、現時点では、具体的なリース物件はありません。

キ 堆肥置場の規模計算は、様式例1「堆肥保管施設の規模計算(例)」により、算定してください。

ク 堆肥置場で袋詰め等の作業をする場合は、カの規模計算で求めた面積に余裕率(最大20%まで)等を考慮した面積部分で袋詰め等の作業を行うこととなります。

ケ 側壁から屋根までの部分及び屋根等は、豪雨・豪雪・強風等に耐えるしっかりした構造とすることが必要です。経費等の面で止むを得ず軽量鉄骨やビニールパイプ構造を選択する場合も、本事業の対象となります。

なお、屋根等が破損した場合の改修及び劣化後の更新は自己資金で対応することとなります。

(3)改造等

耕種農家のニーズに合致する堆肥の発酵度が高い高品質なものに調整する必要があると判断される場合に限り、堆肥置場に自己資金等でエアレーション装置を設置することができます。なお、この場合、既存の堆肥舎では耕種農家のニーズに応じた高品質な堆肥の生産ができない理由を、貸付申請書に明確に記述した上で、堆肥置場における改造申請書を提出する必要があります。

また、堆肥置場と工事を同時に施工する場合には、ブローア設置に係る溝きり工事等の経費については、柱芯々面積の補助対象経費から除外します。

2 発酵機(装置)、ショベルローダーについて

(1)発酵機(装置)については、新設する堆肥置場内で保管スペースを大幅に縮小させることなく、攪拌又は切返しにより発酵等を円滑に促進することが可能であるものとします。

なお、堆肥置場は、調整・保管している堆肥をいつでもどこからでも搬出できる構造であることが必要です。

(2)新設する堆肥置場以外の場所に設置される発酵機(装置)は、本事業の対象にはなりません。

(3)発酵機(装置)は、設置する堆肥置場の規模に見合った能力であり、かつ、適正な価額であることが求められます。

(4)ショベルローダーについては、新設する堆肥置場において切返し及び運搬車へ

の積み降ろし作業を行うために導入するものです。

(5) ショベルローダーの購入価額は、5百万円(税込み)を限度としますが、取扱量を踏まえた稼働量から能力の高いものを希望する場合は、1千万円(税込み)まで認めますが、申請書に必要性等の理由を明示する必要があります。

(6) ショベルローダーの貸付を希望する場合は、様式例2の「ショベルローダーの稼働計画等について」及びその別紙の「ショベルローダーのバケット容積計算について」に必要事項を記入の上、貸付申請書に添付してください。なお、バックホー、フォークリフト等は貸付の対象になりません。

3 堆肥の散布機械について

(1) 牽引式のマニアスプレッダーについては、牽引するトラクターは本事業の対象になりません。

(2) 自走式マニアスプレッダーは対象になりますが、散布量及び散布面積から見て、過大投資にならないよう留意してください。

(3) マニアスプレッダーの貸付を希望する場合は、様式例3の「マニアスプレッダーの稼働計画等について」に必要事項を記入の上、貸付申請書に添付してください。

4 ダンプカー及びトラックについて

(1) ダンプカー及びトラックは、既存の堆肥舎から新設の堆肥置場への堆肥の搬入及び新設の堆肥置場から耕種農家等の散布場所の圃場等に搬出するためのものです。積載トン数は、原則として2トンクラスを基準とし、1借受者1台とします。従って、ダンプカーとトラックの双方を借受ることはできませんので、いずれかの1台を選択してください。

2トン以上の車輛を希望する場合は、様式例5の「ダンプカー又はトラックの稼働計画等について」に必要事項を記入の上、貸付申請書に添付してください。

(2) ダンプカー及びトラックのあおりを嵩上げする場合は、その設置経費も本事業の貸付対象になります。

(3) トランスバックでの運搬を主とする場合は、ユニック付きのトラックも本事業の貸付対象になります。

(4) マニアスプレッダーを散布する圃場に運搬する目的のトラック(車輛運搬車)は、対象になりません。

(5) 車両登録及び自動車税等の経費は、自己負担となりますので、見積書の積算に含めないでください。

(6) ダンプカー又はトラックの貸付を希望する場合は、様式例4の「ダンプカー及びトラックの稼働計画等について」に必要事項を記入の上、貸付申請書に添付してください。

ダンプカー又はトラックは、通年的に利用することが基本となりますので、年間稼働計画については、少なくとも、1週間当たり2日以上(又は1カ月当たり概ね10日以上または1年間当たり概ね120日以上)の稼働日数が必要になります。

第3 貸付けの相手方等について

1 貸付の相手方

(1) 過去に国の事業及び平成19年度までの1/2補助付きリース事業によって、堆肥舎等を整備した者もこの事業の貸付対象者となりますが、重機などの貸付施設等において重複がないように確認の上、本事業を申請してください。

(2)本事業の貸付申請者は、原則として新規要望者とします。

~~2 新規要望者の採択について~~

~~本事業の効果、公平性及び透明性等を確保するため、ポイント制を導入し次により実施します。~~

~~(1)貸付を希望する者については、別紙「堆肥保管施設リース事業の採択に係るポイント指標」に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い者から貸付を行うこととします。~~

~~(2)配分した者については、ポイント付けした事項について、確実な執行を確保するため、設置後1年を経過した時点で、検証結果(様式例25)について当機構に報告をお願いすることとします。なお、申請時に付与したポイントの確認ができない場合は、解約を行う場合があります。~~

~~(3)ポイント付けは、貸付を希望する者が自ら(受託団体が代わって行ってもかまわない。)を行い、都道府県を經由して当機構に報告して下さい。なお、ポイントの項目に記載された注意事項に留意してください。~~

~~(4)ポイントの高い者から内示を都道府県にしますが、同点ポイントの者が複数おり、予算を超えるときは、当機構で調整した上で内示します。~~

~~(5)貸付契約後に、ポイント付けの際に申告した内容と実績等が大きく異なる場合、契約を解除することもあります。~~

第4 貸付期間等について

1 貸付施設等の貸付期間は、実施要領別表4の「貸付対象施設等及び貸付期間」によります。

貸付申請書の貸付期間の短縮又は延長については、申請書の「貸付申請書の貸付期間の短縮又は延長(理由)」欄に必要事項を記入してください。法定耐用年数が10年未満の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の100分の70(端数切捨て)、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の100分の60(端数切捨て)の期間まで短縮することができますが、貸付期間の延長は出来ません。

2 貸付期間を短縮した貸付施設等は、譲渡後、法定耐用年数が満了するまでの間は、補助目的に沿って適切に使用して頂く必要があります。法定耐用年数が満了する前に、譲渡した貸付施設等を補助の目的外の使用をする場合は、事前に当機構あてに連絡するとともに、その残存期間に応じて補助金及び消費税相当額を返還して頂きます。

第5 貸付料について

1 貸付料の年額＝基本貸付料の年額＋附加貸付料の年額＋消費税額及び
地方消費税額(以下「消費税」という。)相当額

基本貸付料の年額＝(貸付施設等の取得価額-譲渡価額)÷貸付期間

取得価額＝購入価額-補助金額

(取得価額は千円単位とし、千円未満の端数は切り上げます。)

購入価額＝支払対価の額-消費税額(購入価額は千円単位とします。)

譲渡価額＝取得価額×10%

2 附加貸付料の年額＝[貸付施設の取得価額-(譲渡価額+前年度までに納入した基本貸付料の額)]×機構理事長が定めた料率(基準料率)

- 3 消費税相当額＝基本貸付料の年額×5%
(譲渡時には、譲渡価額の5%が消費税相当額になります)
- 4 上記の金額算出上の取扱いは、次のとおりとします。
 - (1) 算出単位及び端数の整理
 - ア 上記金額の算出に当たっての算出単位は、円位までとします。
 - イ 譲渡代金(譲渡価額＋消費税相当額)の算出に当たり、消費税相当額の計算において生じた端数(1円未満の端数をいう。以下同じ)は、切り捨てるものとします。
 - ウ 機構が提示する条件に係る額及び精算額を納入すべき日までの日数に係る附加貸付料相当額及び消費税相当額の計算において生じた端数は、それぞれ切り捨てるものとします。
 - エ 違約金の計算において生じた端数は、切り上げるものとします。
 - (2) 貸付料の算出(年1回払いの場合)
 - ア 第1回及び最終回の基本貸付料の計算においては、年額を月割計算し、生じた端数は、第1回分については切り上げ、最終回分については切り捨てるものとします。また、他の回の年額算出に当たり生じた端数は、当該金額を第1回の基本貸付料に加算するものとします。
 - イ 第1回及び最終回の附加貸付料の計算においては、年額を月割計算し、生じた端数は、切り捨てるものとします。また、他の回の年額算出に当たり生じた端数は、切り捨てるものとします。
 - ウ 基本貸付料に5パーセントを乗じる消費税相当額の計算においては、生じた端数は、切り捨てるものとします。
 - エ 初回の貸付料は、借受者の負担軽減のため1/3になっております。
 - (3) 貸付料の年4回払いについて
年4回払いを希望する場合は、貸付申請書(別紙様式の1または別紙様式の2の2の様式1号の1または2)の貸付料の納入方法欄の口に✓印を記入し選択してください。この場合、貸付申請者及び借受団体または受託団体は、年4回払いとすることについて事前に調整してください。

第6 貸付施設等の譲渡について

貸付期間が満了したときは、譲渡代金の納付をもって借受者等に貸付施設等が譲渡されますので、所有権移転手続きを必要とするものは必ず行ってください。

第7 貸付施設等のうち車両登録及び自動車税について

- 1 トラック及びダンプカー並びに公道を走行するショベルローダー等については、車両登録が必要となりますので、登録に必要な書面(新規検査登録に係る機構の委任状、機構理事長の印鑑証明等)を、貸付契約締結後に販売業者あてに送付します。登録は、所有者が財団法人畜産環境整備機構、使用者が貸付申請者となるようにして下さい。
- 2 自動車税、登録費用等は、リース対象経費として認められていないので、貸付申請時の見積書には、この事項は記載しないでください。
- 3 自動車税については、借受者が納入することとなっていますので、できるだけ所管する自動車税事務所から、所定の納税管理人を指定する申告書を入手し、当該申告

書に借受者が記名、押印した上で、機構に提出し、納税実務を行う者が機構から借受者になるよう手続きをお願いします。

第8 保険の取扱いについて

- 1 損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設以外は、機構が一括して「動産総合保険」に加入しています。
- 2 損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等については、機構を保険金受取人として、貸付申請者が保険契約に加入してください。この場合、保険契約期間は、貸付施設等の貸付期間と同一又は貸付期間中これを更新し継続となる契約としてください。

第9 貸付の申請について

1 貸付対象施設等の選定

(1) 貸付対象施設等の選定に当たっては、次の事項に留意してください。

ア 貸付対象施設等を選定する際は、価格競争原理を導入することとし、3者以上による見積合わせを行うことを基本とします。

イ 貸付対象施設等の見積合わせは、原則として貸付申請者が実施してください。

また、貸付申請者の了承を得て借受団体又は受託団体等が実施しても差し支えありません。

ウ 貸付申請者は、見積合わせに際して、自らが希望する機械装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスについて十分検討し、できる限り低コストなものを選定するよう努めてください。また、貸付申請者は、検討の結果を踏まえ見積合わせの条件を設定し、販売業者等に当該条件を説明の上、見積合わせを実施してください。

なお、見積書については、「販売業者等との売買契約手続き等について(詳細版)」を参考にしてください。

(2) 貸付申請者が行う具体的な貸付対象施設等の選定、書類整備等

見積合わせにおける販売業者等の選定については、原則として、予め貸付対象施設等の銘柄又は販売業者等を特定し、見積り合わせを行わないでください。また、見積合せの都度、それぞれを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管してください。

2 貸付申請書の添付書類等は実施要領及び畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表の添付資料欄に記載された書面であるか確認してください。

(1) 農業環境規範に基づく点検シート

(2) 平成〇〇年度堆肥保管施設リース事業への参加申請に係る配合飼料価格安定制度加入に関する申告書は様式例5を参考に作成してください。

(3) 共同利用の施設等にあつては、様式例6を参考として共同利用契約書を作成してください。

(4) 見積合わせ結果表は、様式例7、8、9により作成してください。

(5) 堆肥保管施設リース事業貸付施設等利用規約は、様式例10、11を参考に作成してください。

3 その他貸付申請の参考とする書類等

(1) 堆肥保管施設の堆肥利用促進計画の概要(様式例12)

貸付対象施設等の導入後(計画)における堆肥の利活用の促進が図られるのかについて、現状と比較して作成してください。

- (2) 貸付対象施設等設置予定場所(様式例13)
 - (3) 貸付対象施設等設置予定場所見取り図(様式例14、15)
 - (4) コスト分析について(様式例16)
 - (5) 堆肥保管施設の規模計算(様式例1)
 - (6) 貸付対象施設等の稼働計画等について(様式例2、3、4)
 - ア ショベルローダー、マニアスプレッター、ダンプカー、トラック
 - イ ショベルローダーについてはバケット容量計算書が必要となります。
 - (7) 今回の申請額が5,000万円を超える場合は、費用対効果分析(畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較)が必要となります(別紙参考2)。
 - (8) 貸付対象施設等の内訳及び金額(様式例17、18)
 - (9) 畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表(様式例19)
 - (10) 貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標(様式例20)
 - (11) 長期借入金等負債の償還計画(様式例21)
 - (12) 経営状況報告書(様式例22)
 - (13) 事業計画(様式例23)
 - (14) 特殊肥料生産業者届出書等の写し(届出を行っている者)
 - (15) 堆肥の成分分析結果の写し(分析を行っている者)
 - (16) 必要な法的手続きに関する調書(様式例26)
- 4 補助金付きリース事業に係る消費税についての確約書
- 5 都道府県畜産主務課にあつては、貸付申請者が、実施要領第1の2の(4)の要件を満たしており適当であること並びに貸付対象施設等が当該貸付申請者において、堆肥の利用促進に寄与することを内容とする意見等を様式例24により作成し、添付してください。
- 6 当該貸付施設等を設置するために必要な法的手続きに関する調書(様式例26)

第10 売買契約の締結等について

- 1 売買契約の締結に際しては、機構と販売業者等がそれぞれの契約書に印紙税法に定められた額の印紙を貼り、それぞれ消印することになっています。
- 2 検収が終了して、所有権が機構に移転するまでの倒産、銀行取引停止や自然災害等の危険については、関係する直接の当事者である借受団体及び借受者と受託団体、再受託団体、販売業者等との間において解決していただきます。

第11 貸付対象施設等の検収について

貸付対象施設等の検収は、機構が別に定める「畜産環境整備機構貸付施設等検収要領」及び販売業者に通知した「販売業者等の売買事務について(詳細版)」に基づき実施してください。

第12 貸付契約の変更及び解約、貸付施設等の維持管理等に関する設置場所の変更、改造等の申請及び進達文書は、畜産高度化支援リース事業関係規程集によってください。

堆肥保管施設リース事業の採択に係るポイント指標

~~耕畜連携の取組が高いとされた要望に対して、優先的に貸付を行うこととします。~~
~~次の1から5の耕畜連携の取組等に対してポイント付けを行い、原則として、合計ポイントの高い者に配分とします。~~

~~1 堆肥の流通コスト~~

~~新たに設置される施設整備費(千円)÷新たな施設で耕種農家に供給する堆肥の量(トン)~~

- ~~(1) 8千円/トン以上 0ポイント~~
- ~~(2) 7～8千円/トン未満 1ポイント~~
- ~~(3) 6～7千円/トン未満 2ポイント~~
- ~~(4) 5～6千円/トン未満 3ポイント~~
- ~~(5) 4～5千円/トン未満 4ポイント~~
- ~~(6) 4千円/トン未満 5ポイント~~

~~(注)~~

- ~~① 新たに設置される堆肥置場の施設整備費は、購入価額(補助金額及び消費税を含む。)として下さい。~~
- ~~② 耕種農家へ供給する堆肥の量は、新たに設置される堆肥置場で調製された堆肥の耕種農家への年間の供給量とします。~~
- ~~③ 建設単価は、特定地域以外の200平米以上の堆肥置場の単価に基づいているので、それ以外の地域及び面積で算出された単価については、特定地域以外の200平米以上の堆肥置場の水準の単価に補正した上で、当該単価に該当するポイントの付与をして下さい。~~

~~2 耕畜連携の促進に係る取組(貸付申請につき各項目は1回のみカウント)~~

- ~~(1) 特殊肥料生産業者の届出 1ポイント~~
- ~~(2) 堆肥の成分分析 1ポイント~~
- ~~(3) 耕種農家への堆肥の運搬 1ポイント~~
- ~~(4) 耕種農家における堆肥の散布 1ポイント~~

~~(注)~~

- ~~① (1)の特殊肥料生産業者の届出は、既に行われた届出及び届出の申請中も対象になります。~~
- ~~② (2)の堆肥の成分分析は、直近1年間の実績及び今後貸付開始から1年以内に成分分析を行う場合も対象になります。~~
- ~~③ (3)の耕種農家への堆肥の運搬は、畜産農家が堆肥置場から耕種農家の圃場等へ運搬する場合に対象になります。~~
- ~~④ (4)の耕種農家における堆肥の散布は、畜産農家が自ら散布する場合に対象になります。コントラ等に委託する場合は対象となりません。~~

~~3 耕畜連携による流通の範囲~~

~~施設から堆肥を供給する耕種農家戸数のうち(1)の区域を超えて供給する耕種農家戸数の割合が50%以上の場合~~

- ~~(1) JA区域内かつ市町村区域内 0ポイント~~
- ~~(2) (1)の区域を越える流通 1ポイント~~

~~(注)~~

- ~~① JA及び市町村の区域は、合併特例法が改正された1995年時点とする。~~
- ~~② 離島において、島内に1市町村かつ1JAのみの場合には、(1)の区域内であっても、島内を流通する場合、1ポイント付与することとします。~~

~~4 新たに施設を設置することによる、堆肥を利用する耕種農家の増加戸数~~

- ~~(1) 増加なし 0ポイント~~
- ~~(2) 1戸の増加 1ポイント~~
- ~~(3) 2戸の増加 2ポイント~~
- ~~(4) 3戸の増加 3ポイント~~
- ~~(5) 4戸の増加 4ポイント~~
- ~~(6) 5戸以上の増加 5ポイント~~

~~(注)~~

- ~~① 新たに設置される堆肥置場を利用することで耕種農家が前年に比べ増加する場合、その増加戸数1戸につき1ポイントを付与します。~~
- ~~② 既に耕種農家へ供給を行っている者で、新たに設置される堆肥置場から供給する耕種農家戸数に変化がない場合は0ポイントになります。~~

~~5 新たに施設を設置することによる、耕種農家へ堆肥を供給する畜産農家の増加戸数~~

- ~~(1) 増加なし 0ポイント~~
- ~~(2) 1戸の増加 1ポイント~~
- ~~(3) 2戸の増加 2ポイント~~
- ~~(4) 3戸の増加 3ポイント~~
- ~~(5) 4戸の増加 4ポイント~~
- ~~(6) 5戸以上の増加 5ポイント~~

~~(注)~~

- ~~① 新たに設置する堆肥置場の利用拡大を図るため、貸付申請者(畜産農家)以外の畜産農家から堆肥を搬入(無償を含む。)等する場合に、増加する当該畜産農家が対象になります。~~
- ~~② 新たな畜産農家が集団等へ参入(増加)し、新たに設置される堆肥置場を利用して耕種農家に堆肥を供給する場合、当該集団等に新たに参入(増加)する畜産農家がポイントの対象になります。~~

堆肥保管施設リース事業貸付申請に添付する書面の様式例一覧

様式例の 番号	堆肥保管施設リース事業の留意事項に基づく様式例	
1	堆肥保管施設の規模計算(例)	
2	ショベルローダーの稼働計画等について	
2の別紙	ショベルローダーのバケット容量計算について	
3	マニユアスプレッダーの稼働計画等について	
4	ダンパー及びトラックの稼働計画等について	
5	配合飼料価格安定制度加入に係る申告書	
6	共同利用契約書(例)	
7	堆肥保管施設リース事業に係る見積合わせ等について(結果報告)	
8	貸付施設等の選定について(報告)※受託団体等保管分	
9	貸付施設等の選定について(記録)※受託団体等保管分	
10	堆肥保管施設リース事業貸付施設等利用規約(2者)	
11	堆肥保管施設リース事業貸付施設等利用規約(3者)	
12	堆肥保管施設の堆肥利用促進計画の概要	
13	貸付施設等設置予定場所	
14	貸付施設等設置予定場所見取り図(畜産農家設置例)	
15	貸付施設等設置予定場所見取り図(圃場設置例)	
16	コスト分析について(報告)	
17	別表1 貸付施設等の内訳及び金額(堆肥置場)	
18	別表2 貸付施設等の内訳及び金額(堆肥置場以外のもの)	
19	畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表	
20	貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標	
21	長期借入金等負債の償還計画	
22	経営状況報告書	
23	事業計画書	
24	畜産高度化支援リース事業の貸付申請について(副申) (堆肥保管施設リース事業に係る意見書)	
25	堆肥保管施設リース事業の採択に係るポイント指標の実績報告	
26	必要な法的手続きに関する調書	
別紙参考1	見積書(例)	
" 2	畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較 畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較(算定基礎資料)	

様式例 1

堆肥保管施設の規模計算(例)

1 計算諸元

(1) 既存堆肥舎等(発酵舎、発酵装置、乾燥舎を含む)における堆肥生産量(年間)

① 家畜飼養頭数と堆肥原料ふんの発生量

② 既存堆肥舎等のタテ・ヨコ・側壁高から年間処理量を計算

平成19年度までの1/2補助付きリースの規模計算ソフトに基づき計算するとともに、畜産農家が経験的に把握している堆肥生産量と比較検討し、堆肥生産量(年間)を計算する。

③ 既存堆肥舎等での堆肥生産量(年間)を算出

(2) (1)の堆肥生産量のうち、堆肥保管施設への堆肥搬入仕向量

(3) 堆肥保管施設から、経営外の畜産農家及び耕種農家への仕向量

(4) 堆肥保管施設での保管日数

(5) 堆肥保管施設の側壁高(m)又は堆積高(m)

(6) 堆肥保管施設での堆肥の比重

2 規模計算

堆肥保管施設の必要面積(柱芯芯面積)は、次の算式により計算する。

$$M = (A \div 12) \times (B \div 30) \div C \div H$$

M: 必要面積 m^2 計算結果() m^2

A: 堆肥保管施設への堆肥搬入量(1年間当たり重量トン)

B: 堆肥保管施設での保管日数(1年間における保管日数)

C: 堆肥保管施設での堆肥の比重(平均;0.7)

H: 堆肥保管施設の側壁高m又は堆積高m

3 建設面積

2でも求めた面積を基準とする。

様式例 2

ショベルローダーの稼働計画等について
貸付申請者名

1 稼働計画

区分	合計 (A)+(B)			堆肥置場における切り 返し作業(A)			堆肥置場から耕種農家(散布圃 場)への運搬に際しての積み込作 業(B)			
	稼働 日数 日	稼働 時間 時間	作 業 取 扱 量 t	稼働 日数 日	稼働 時間 時間	切 返 量 t	稼働 日数 日	稼働 時間 時間	積 込 み 運 搬 量 t	散布 面積 ha
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
年度 計										

2 貸付申請ショベルローダーについて

(1)メーカー名・車名	
(2)型式	
(3)馬力数	
(4)バケット容量	

3 上記のショベルローダーを必要とする理由

<p>(理由) 記入例</p> <p>今回整備する堆肥置場において、切り返しによる調整作業、堆肥の置き場所の移動、耕種農家への運搬時の積み込み作業を効率的に行うため、ショベルローダー(バケット容量00.0m³)が必要となります。</p> <p>ショベルローダーのバケット容積計算は、別紙のとおり。</p>

別紙

ショベルローダーのバケット容積計算について

I バケット容積計算方法について

- (1) 次のⅡの表に堆肥置場の規模諸元及びショベルローダーの作業諸元を入力する。
- (2) Ⅲの表に計算結果が出力されます。
- (3) Ⅳの表でショベルローダーの必要容積を決定します。

Ⅱ 次の表に堆肥置場の規模諸元及びショベルローダーの作業諸元を入力してください。

項 目	緒 元	単 位
(1) 堆肥置場の巾 (タテ)		m
(2) 堆肥置場の長さ(ヨコ)		m
(3) 堆肥の堆積高 (側壁×0.8の高さから側壁高の間)		m
(4) 1カ月当たりの繰り返し作業(調整作業)を行う日数		日
(5) 1日当たりの作業時間		時間
(6) ショベルローダー1回当たりの作業時間		分

Ⅲ 計算結果は次のとおりです。

項 目	計算結果	単 位
(1) 堆肥置場の堆積の容積 算式 = 巾 × 長さ × 堆積高		m ³
(2) 1日当たりの繰り返し容積 算式 = 堆積容積 ÷ 30日 × 1カ月当たり繰り返し作業日数		m ³
(3) 1時間当たりの繰り返し容積 算式 = 1日当たりの繰り返し容積 ÷ 1日当たり作業時間		m ³
(4) 1時間当たりの繰り返し回数 算式 = 60分 ÷ ショベルローダー1回当たりの作業時間(分)		回
(5) 1回当たりの繰り返し容積 算式 = 1時間当たりの繰り返し容積 ÷ 1時間当たりの繰り返し回数		m ³

Ⅳ ショベルローダーのバケットの必要容積の計算

項 目	計算結果	単 位
(1) 有効容積		m ³
(2) 有効容積率(80%)		m ³
(3) 小数点第2位を切り上げ		m ³

以上の計算から、00.0m³程度のバケット容量のショベルローダーを選定する。

様式例 3

マニアスプレッダーの稼働計画等について

貸付申請者名

1 稼働計画

月 別	稼働日数 日	運搬・散布 延 台 数 台	散布対象 実農家数 戸	散布延面積 ha	散布量 (重量) t
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
年度計					

2 貸付申請機械

(1)メーカー名・車名	
(2)型式	
(3)積載トン数	
(4)その他(装備等)	

3 上記の貸付申請機械を必要とする理由

(理由)

様式例 4

ダンプカー及びトラックの稼働計画等について

貸付申請者名

1 稼働計画

区分	合計 (A)+(B)			既存堆肥舎から堆肥 置場への運搬(A)			堆肥置場から耕種農家(散布 圃場)への運搬(B)			
	稼働 日数 日	稼働 台数 台	運搬 量 t	稼働 日数 日	稼働 台数 台	運搬 量 t	稼働 日数 日	稼働 台数 台	運搬 量 t	散布 面積 ha
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
年度計										

2 貸付申請機械

(1)メーカー名・車名	
(2)型式	
(3)積載トン数	
(4)その他(装備等)	

3 上記の貸付機械を必要とする理由

(理由)

様式例 5

平成 年度 堆肥保管施設リース事業への貸付申請に係る配合飼料
価格安定制度加入に関する申告書

財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

私は、平成 年度堆肥保管施設リース事業への貸付申請に当たり、畜産高度化支援リ
ース事業実施要領第1の2の(4)のイの(エ)に定められた貸付要件である配合飼料価格
安定制度への継続加入等の状況について、下記の通り申告します。

また、本申告に虚偽があった場合については、貸付申請の取り消し等を承諾します。

なお、貴機構が配合飼料価格安定制度における基本契約等の締結状況を照会するに当
たり、本事業の貸付に関する以下の情報を関係機関に提供することについて同意します。

平成 年 月 日

申請者

住 所

法人名

氏名又は法人の代表者

印

記

以下の項目のうち、該当するいずれか1つの項目について□にチェックしてください
(また、その内訳について次のページも記入ください。)

□1 私は、本年度の配合飼料価格安定制度に加入しています。

(「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」に定める「配合飼料価格安定基
金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する本年
度の数量契約の写しを、この申告書に添付してください。)⇒ ①～④を記
入

□2 私は、前年度及び本年度のいずれも、配合飼料価格安定制度に加入していません。

⇒ ③、④を記入

□3 私は、今後、配合飼料の価格差補てんに関する本年度の数量契約の締結を行う意
志があり、同契約書の写しを後日提出します。

⇒ ①～④を記入

□4 私は、前年度の配合飼料価格安定制度に加入していましたが、別添の理由により、
配合飼料の価格差補てんに関する本年度の数量契約を締結していません。

(自給飼料への転換等、本年度に配合飼料価格安定制度への加入を止めた
理由を記述し、この申告書に添付してください。)⇒ ①～④を記入

① 畜産経営者名 (申請者と同じ場合は、記入不要)
等

(個人経営者の場合)

・住 所:

・氏 名:

(法人経営者の場合)

- ・所在地:
- ・法人名:
- ・代表者名:

注: 配合飼料価格安定基金における契約書上の氏名・住所等を記入してください。

② 配合飼料価格安定基金の加入状況 (該当欄に○を記入してください)

	前年度	本年度
(社)全国配合飼料供給安定基金(全農基金)		
(社)全国畜産配合飼料価格安定基金協会(畜産基金)		
(社)全日本配合飼料価格・畜産安定基金(商系基金)		

③ 経営類型 (該当欄に○を記入してください)

酪農経営	肉用牛経営			養豚経営	採卵鶏	肉用鶏	その他
	繁殖	育成	肥育				

④ 配合飼料の購入先 (記入例: 農業協同組合、飼料販売代理店、飼料(株)等)

農業協同組合 支店
飼料販売代理店 支店
飼料(株) 支店

その他

様式例 6

財団法人畜産環境整備機構貸付施設等共同利用契約書(例)

集団名 ○○共同利用組合 所在地 ○○県○○市○○
集団の構成員(◎印は代表者、☆は保管責任者)
住所 ○○○○○○ 氏名 ◎○○○○◎印
○○○○○○ ☆○○○○印
○○○○○○ ○○○○○印
○○○○○○ ○○○○○印
貸付施設等名 ○○○○○○ (型式等)
保管場所

第1 この契約は、畜産環境整備機構貸付施設等(以下「貸付施設等」という。)の共同利用の原則を定め、集団の構成員相互の信頼のもとに貸付施設等の利用管理の適正を図るために定める。

第2 貸付施設等は、下記の方法及び計画により共同利用する。

- 1 共同利用の方法
- 2 共同利用の計画

第3 貸付施設等の貸付料、保険料負担金並びに関連する公租公課及び維持管理費の負担方法は、下記のとおりとする。

- 1 貸付料及び保険料負担金
- 2 公租公課
- 3 維持管理費

第4 貸付施設等の利用者は、利用の都度、貸付施設等共同利用記録簿に利用状況を記入するものとする。

第5 本契約に記載のない事項は、構成員全員の賛成により決定する。

附則 本契約書は平成 年 月 日に集団の総意としてとりきめたものであるが、貸付施設等の検収の日から発効するものとする。

なお、本契約書を改訂したときは、借受団体(受託団体)へ届出るものとする。

財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

受託団体または借受団体

名 称

代表者名

印

堆肥保管施設リース事業に係る見積合わせ等について(結果報告)

平成 年 月 日付けで進達しました貸付申請に係るこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 貸付申請の内容

- (1) 借受者の氏名(団体名)
環 境 太 郎
- (2) 借受者の住所(所在地)
〇〇県〇〇市大字〇〇 〇〇-〇〇
- (3) 貸付申請に係る貸付対象施設等及び価額(消費税込み)
 - 堆肥置場 0,000,000 円
 - ショベルローダー 0,000,000 円
 - マニアスプレッダー 0,000,000 円

2 見積合わせ等の実施状況

3者の見積合わせを実施し、最低価額を提示した販売業者を選定した。

- (1)堆肥置場
 - 〇〇建設(株) 0,000,000 円
 - △△施設(株) 0,000,000 円
 - ××工務店(株) 0,000,000 円
- (2)ショベルローダー
 - 〇〇機械(株) 0,000,000 円
 - △△畜産(株) 0,000,000 円
 - 〇〇商事(株) 0,000,000 円
- (3)マニアスプレッダー
 - 〇〇機械(株) 0,000,000 円
 - △△畜産(株) 0,000,000 円
 - 〇〇商事(株) 0,000,000 円

※ 最低価格以外の見積書の添付は必要ありません。受託団体または借受団体等で保管して下さい。

様式例 8

貸付対象施設等の選定について(報告)

貸付申請者
住 所
氏 名 印
記録者名 印
(貸付申請者、受託団体等または
借受団体等の担当)者)

私は、堆肥保管施設リース事業に係る貸付対象施設等を申請するに当たり、下記により当該貸付対象施設等を選定しました。

記

- 1 見積合わせの実施者等
実施者氏名(団体名)
実施年月日
貸付対象施設等名
- 2 貸付対象施設等の選定条件
- 3 見積合わせの結果

※ 本報告は、受託団体または借受団体等の段階で保存することとし、畜環機構への提出は、必要としません。

貸付対象施設等の選定について(記録)

貸付申請者

住 所

氏 名 印

記録者名 印

(貸付申請者、受託団体等または
借受団体等の担当者)

私は、堆肥保管施設リース事業に係る貸付対象施設等を申請するに当たり、下記により当該貸付対象施設等を選定しました。

記

1 導入予定の貸付対象施設等名

(1) 製造メーカー名

(2) 名称

(3) 選定理由

(注) 選定理由をできるだけ具体的に記載してください。

2 貸付対象施設等の選定に活用した提供情報、選定のために行った自主調査等の概要

(1) 貸付対象施設等の選定に活用した提供情報の概要

ア 利用情報の提供元及び提供情報の名称

イ 具体的に活用した情報の内容

機械: ①メーカー名、②機種、③価格、④機械導入事業名等、⑤その他

施設: ①施工業者名、②施設名、③規模・構造、④工事費(本体工事費、付帯工事費、工事雑費)、⑤施設導入事業名等、⑥その他

(2) 選定のために行った自主調査の内容

ア 調査農家の概要

①所在地、②牧場名、③畜種、④飼養頭数、⑤その他

イ 調査施設の概要

機械: ①メーカー名、②機種、③価格、④機械導入事業名及び導入年度(自己資金・融資等の場合はその旨を記載のこと)、⑤その他

施設: ①施工業者名、②施設名、③規模・構造、④工事費(本体工事費、付帯工事費、工事雑費)、⑤施設導入事業者名及び導入年度(自己資金・融資等の場合はその旨を記載のこと)、⑥その他

注1: 複数件数を調査し、選定の参考にした場合には、それらについても記載してください。

注2: イの施設の工事費は、明細を付記又は添付してください。

3 販売業者との価格交渉の経緯

(注) 調査結果等を踏まえた価格交渉の経緯を日付順に具体的に記載してください。

※ 本報告は、受託団体または借受団体等の段階で保存することとし、畜環機構への提出は、必要としません。

様式例 10(二者規約の場合)

堆肥保管施設リース事業貸付施設等利用規約

堆肥保管施設リース事業の借受者(以下「甲」という。)及び堆肥利用者(以下「乙」という。)は、財団法人畜産環境整備機構(以下「畜環機構」という。)が実施するリース事業を活用し、堆肥の利活用促進を図るため、次の事項により規約を締結する。

第1条 貸付施設等の保管設置場所は、次のとおりとし、甲及び乙は、善良なる管理者として注意義務を負うことにより、本リース事業貸付施設等の運営管理を行うものとする。

保管設置場所:

第2条 甲及び乙は、本リース事業における次の目標を達成するため、両者が協力して取り組むものとする。

事業目標:

第3条 甲及び乙は、平成 年 月から平成 年 月までの3カ年間、以下の「堆肥保管施設運営計画」により、堆肥の調整・保管施設の運営を的確に行うものとする。

(単位:日、t)

区分	初年度 (年度)	2年度 (年度)	3年度 (年度)	計	備考
調整・保管の年間延日数					
堆肥の搬入量					
畜産農家仕向量					
耕種農家仕向量					
仕向量 計					

(注)1 計画値を記入してください。

(注)2 堆肥の搬入者、畜産農家及び耕種農家が複数の場合は、その内訳を別紙として添付してください。

第2条 甲及び乙は、前条の「堆肥保管施設運営計画」において、堆肥の耕種農家仕向量が減少する事態が発生する場合は、堆肥利活用者を募集するなど、同計画の達成に努めるものとする。

平成 年 月 日

甲 リース事業借受者(畜産農家)

住所(TEL)

氏名

印

乙 堆肥利活用者(耕種農家)

① 住所(TEL)

氏名

印

② 住所(TEL)

氏名

印

③ 住所(TEL)

氏名

印

(注)1 第3条に係る「堆肥保管施設運営計画」の積算資料及び堆肥利活用のフローチャート等を添付すること。

(注)2 甲及び乙が多数である場合は、この規約書には、代表者のみを記載し、他の構成員は、別表として差し支えない。

様式例 11(三者規約の場合)

堆肥保管施設リース事業貸付施設等利用規約

堆肥保管施設リース事業の堆肥センター管理主体等借受者(以下「甲」という。)、堆肥搬入者(以下「乙」という。)及び堆肥利用者(以下「丙」という。)は、財団法人畜産環境整備機構が実施するリース事業を活用し、堆肥の利活用促進を図るため、次の事項により規約を締結する。

第2条 甲、乙及び丙は、本リース事業における次の目標を達成するため、三者が協力して取組むものとする。
事業目標:

第2条 貸付施設等の保管設置場所は、次のとおりとし、甲、乙及び丙は、善良なる管理者として注意義務を負うことにより、本リース事業貸付機械施設の運営管理を行うものとする。
保管設置場所:

第3条 甲、乙及び丙は、平成 年 月から平成 年 月までの3カ年間、以下の「堆肥保管施設運営計画」により、堆肥の調整・保管施設の運営を的確に行うものとする。

(単位:日、t)

区分	初年度 (年度)	2年度 (年度)	3年度 (年度)	計	備考
調整・保管の年間延日数					
堆肥の搬入量					
畜産農家仕向量					
耕種農家仕向量					
仕向量 計					

(注)1 計画値を記入してください。

(注)2 堆肥の搬入者、畜産農家及び耕種農家が複数の場合、その内訳を別紙として添付してください。

第4条 甲、乙及び丙は、前条の「堆肥保管施設運営計画」において、堆肥の耕種農家仕向量が減少する事態が発生する場合は、堆肥利活用者を募集するなど、同計画の達成に努めるものとする。

平成 年 月 日

甲 リース事業借受者(堆肥センターの管理者主体等)

住所

氏名

Ⓔ

乙 堆肥の搬入者(畜産農家)

① 住所(TEL)

氏名

Ⓔ

② 住所(TEL)

氏名

Ⓔ

丙 堆肥利活用者(各耕種農家)

① 住所(TEL)

氏名

Ⓔ

② 住所(TEL)

氏名

Ⓔ

③ 住所(TEL)

氏名

Ⓔ

(注)1 第3条に係る「堆肥保管施設運営計画」の積算資料及び堆肥利活用のフローチャート等を添付すること。

(注)2 甲、乙及び丙が多数である場合は、この規約書には、代表者のみを記載し、他の構成員は、別表として差し支えない。

様式例 12

堆肥保管施設の堆肥利用促進計画の概要

1 畜産農家における飼養頭数とふん尿の発生量(現状)

(例)家畜の種類	飼養頭数	ふん	尿
成牛	〇〇頭	〇〇〇kg/日	〇〇〇kg/日
育成牛	〇〇頭	〇〇〇kg/日	〇〇〇kg/日
計	〇〇頭	〇〇〇kg/日	〇〇〇kg/日
年間発生量		〇〇〇トン/年	〇〇〇トン/年

2 堆肥生産とその利用状況

区分		数量(トン/年)	堆肥の供給面積等
現 状	堆肥生産量	貸付申請者の生産量	(棟、m ²)
		他の畜産農家の搬入量	(戸)
		計①	—
	の内 訳	経営内利用量	(自家圃場など) ha
		経営外利用量	既存耕種農家 戸、a
堆 肥 置 場 設 置 後	既 存 の 堆 肥 の 利 用	経営内利用量②	(自家圃場など、ha)
		経営外利用量(既存耕種農家 戸)③	ha
		小計(④=②+③)	ha
	堆 肥 置 場 仕 向	既存堆肥の仕向量(⑤=①-④)	—
		他の畜産農家の搬入量⑥	(戸)
		小計(⑦=⑤+⑥)	(棟、m ²)保管月数
	利 用 計 画	経営外利用量 (既存耕種農家 戸)	ha
経営外利用量 (新規耕種農家 戸)		ha	

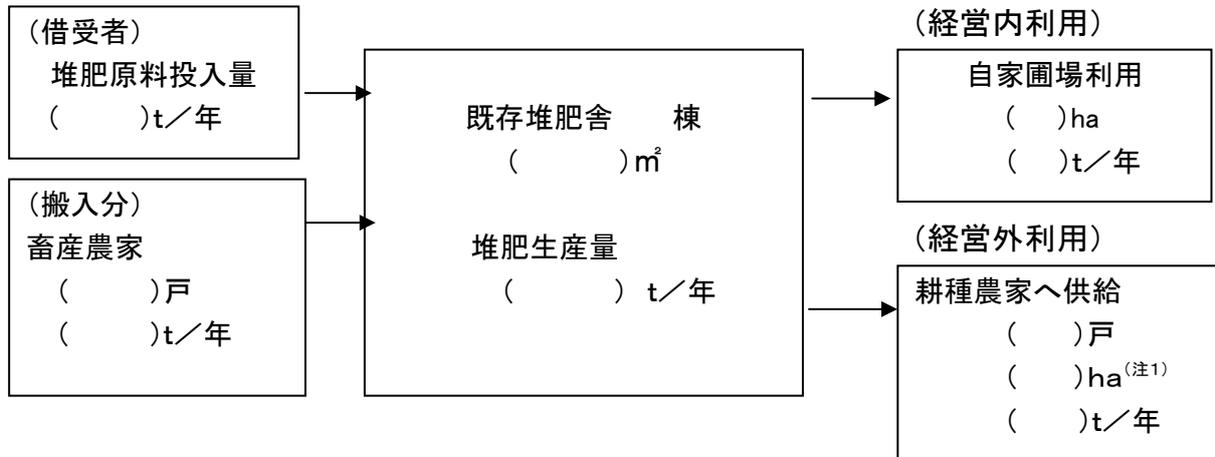
注

- 1 耕種農家への堆肥の供給が50トン/haを超える場合は、その特殊性について説明すること。
- 2 新設する堆肥置場の面積は、既存の堆肥舎で生産される堆肥の数量から、自家圃場で利用若しくは耕種農家に供給する堆肥を除いた数量の生産に見合ったものとする。
- 3 これまで自家圃場で利用若しくは既存の耕種農家に供給していた堆肥を、新設する堆肥置場で調整保管した上で、既存又は新たな耕種農家に振り向ける場合は、その必要性等の理由を説明のこと。
- 4 堆肥の現状と堆肥置場設置後の利用状況は、別添フローのとおり。

別添

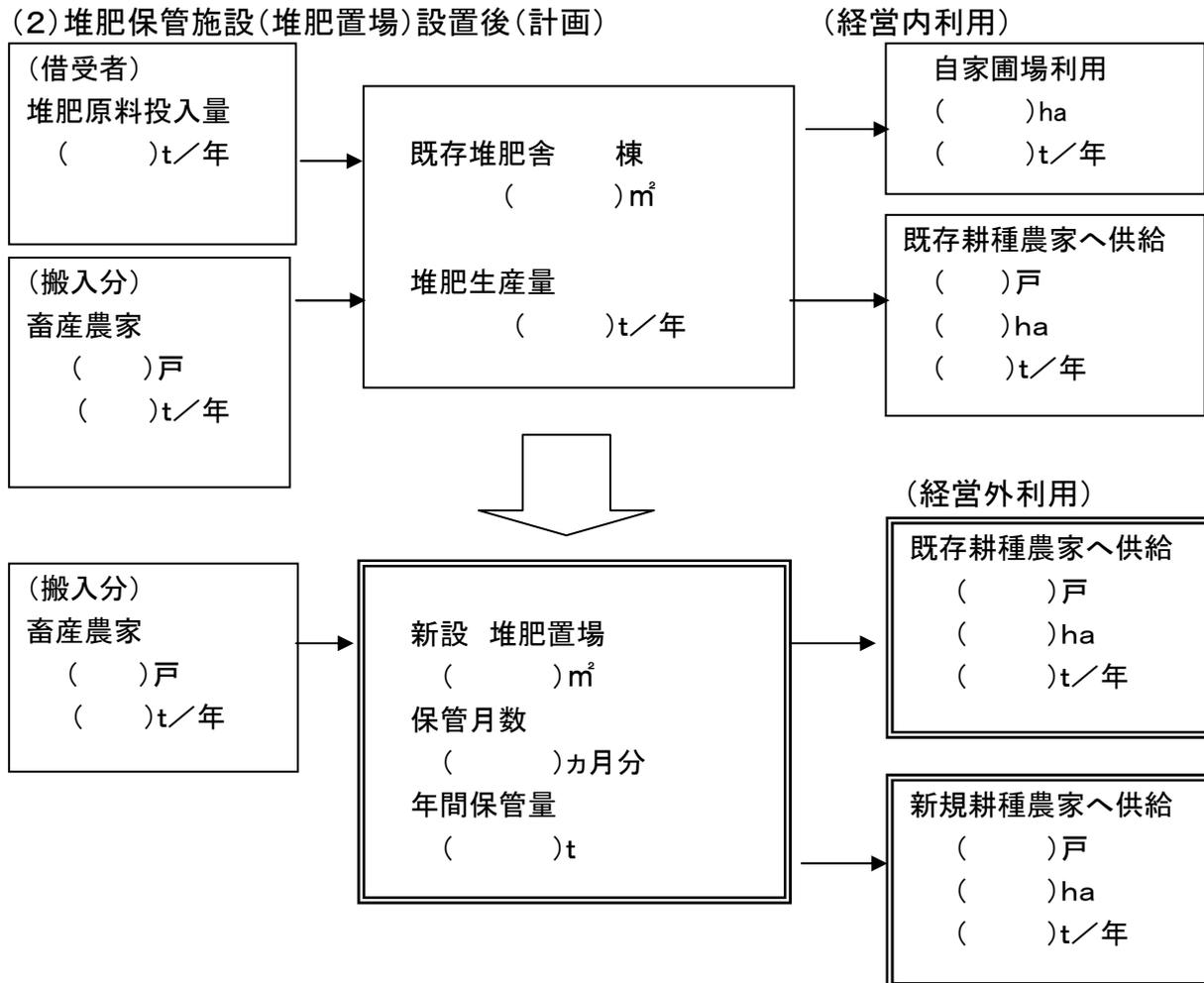
堆肥の現状と堆肥置場設置後の利用状況(フロー)

(1) 現状



(注1) 耕種農家の供給総面積

(2) 堆肥保管施設(堆肥置場)設置後(計画)



様式例 13

貸付機械等設置予定場所

インターネット等の地図情報

(市町村名が記載されている地図)

$$\frac{1}{75,000}$$

(注)ハサミで切り、ノリで張る

インターネット等の地図情報

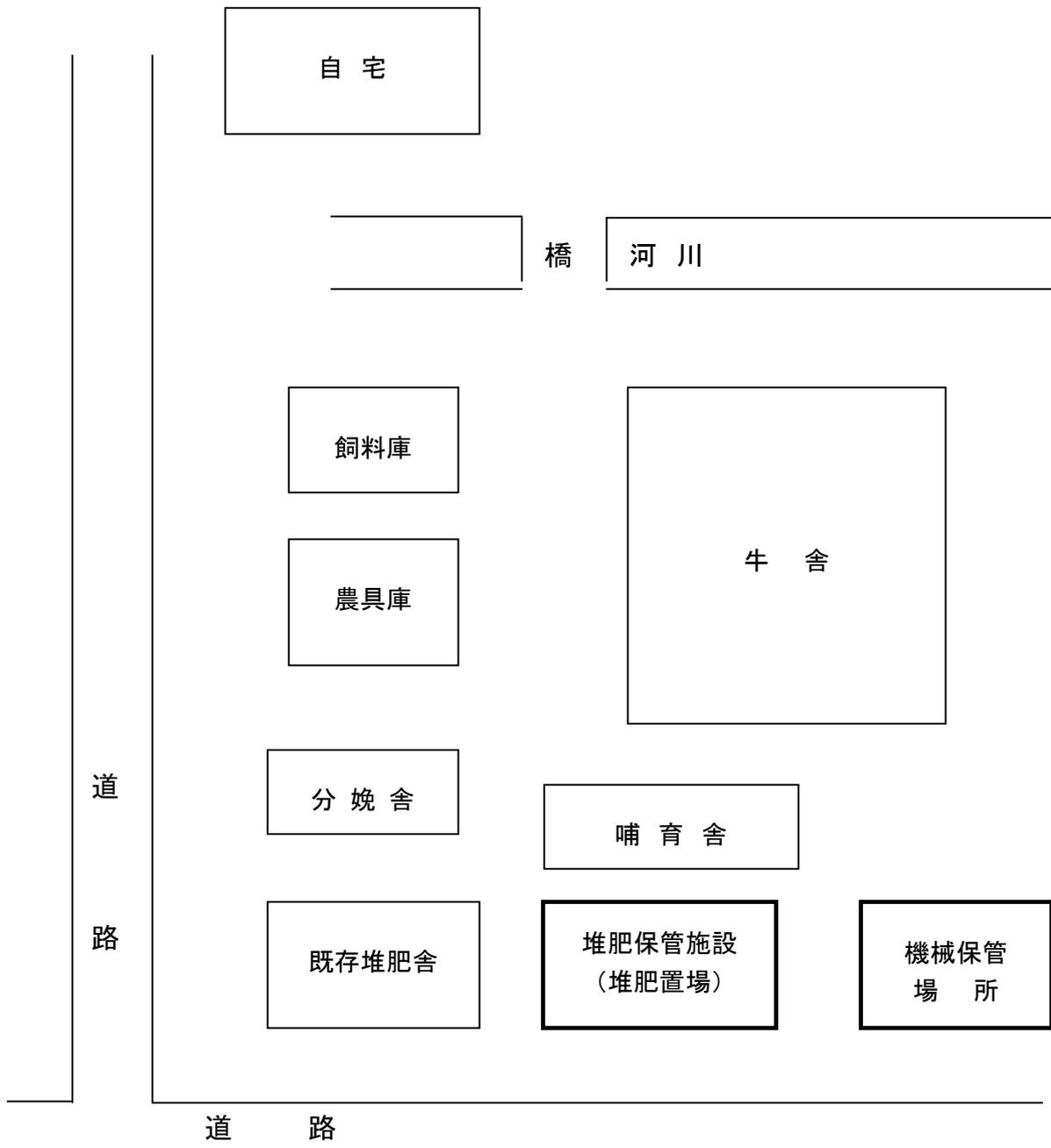
(市町村名大字・字が記載されている地図)

$$\frac{1}{8,000}$$

(注)ハサミで切り、ノリで張る

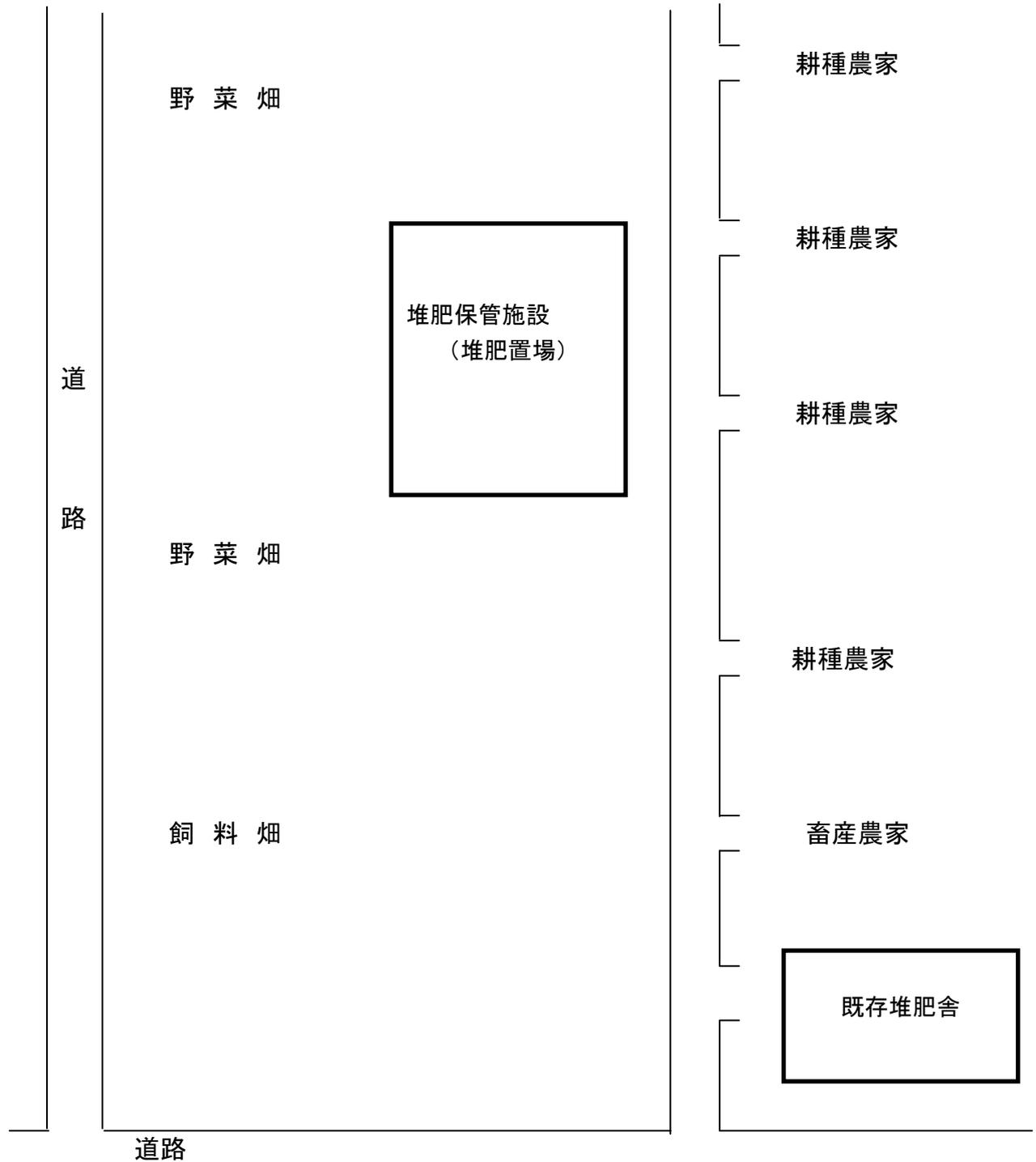
様式例 14

貸付対象施設等設置予定場所見取り図
(堆肥保管施設を畜産農家の近くに設置する場合の例)



様式例 15

貸付対象施設等設置予定場所見取り図
(堆肥保管施設を耕種農家の圃場に設置する場合の例)



財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿

借受者 住所〒
氏 名

印

コスト分析について(報告)

1 計画額及び基準額との比較(消費税込み)

区 分		計画額	対基準額比	(参考)基準額
通常地域	200 m ² 未満	円	%	24 千円/m ²
	200 m ² 以上	円	%	22 千円/m ²
特別地域	200 m ² 未満	円	%	26 千円/m ²
	200 m ² 以上	円	%	24 千円/m ²

(注)1 特別地域(豪雪地帯対策特別措置法第二条により指定された地域及び離島振興法第二条により指定された地域(小笠原諸島振興開発特別措置法及び奄美群島振興開発特別措置法ならびに沖縄振興特別措置法の対象地域を含む))における額

2 計画額は、堆肥置場の柱芯々面積単価をとします。

2 計画額が基準額を上回った理由

(注)1 基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を記載してください。

2 1に係る根拠(証拠)資料を添付してください。

様式例 17

別表 1

貸付施設等の内訳及び金額（堆肥置き場）

借 受 者	氏 名 (法人名・代表者名)									
	自宅住所									
	堆肥置き場 の設置場所									
貸付希望施設等	貸付施設等									
	銘柄又は製造業者									
	販売業者名									
	総 面 積			m ²		m ²		m ²	0	m ²
	柱芯々の面積			m ²		m ²		m ²	0	m ²
購入価額	①	本体価額		円		円		円	0	円
	②	消 費 税	0	円	0	円	0	円	0	円
	③=①+②	合 計	0	円	0	円	0	円	0	円
	④	柱芯々面積金額 (消費税を含む)		円		円		円		円
芯々面積単価	⑤	柱芯々面積単価 (消費税を含む)	0	円	0	円	0	円		円
	⑥	コスト分析 基 準 額	0	円	0	円	0	円		円
補助金額	⑦	⑤<⑥の場合 (消費税含まず)	0	円	0	円	0	円		円
	⑧	⑦の千円未満 を切捨てた額	0	円	0	円	0	円	0	円
	⑨	⑤>⑥の場合 (消費税含まず)	0	円	0	円	0	円		円
	⑩	⑨の千円未満 を切捨てた額	0	円	0	円	0	円	0	円
取得価額 (リース金額)	⑪=①- (⑧OR⑩)	補助金額を 差引いた額	0	円	0	円	0	円	0	円

様式例 18

別表2

貸付施設等の内訳及び金額（堆肥置き場以外のもの）

借 受 者	氏 名 (法人名・代表者名)									
	自宅住所									
	貸付施設等 の設置場所									
貸付希望施設等	貸付施設等									
	銘柄又は製造業者									
	型 式									
	販売業者名									
購入価額	本体価額 (①+②)	0	円	0	円	0	円	0	円	
	内 訳	本体価額 ①		円		円		円	0	円
		消費税額 ②	0	円	0	円	0	円	0	円
	1/2の価額	③=①×1/2	0	円	0	円	0	円	0	円
		③の千円未満 を切上げた額	0	円	0	円	0	円	0	円

畜産高度化支援リース事業貸付申請に係る審査表
(1/2補助付きリース)

平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構環境整備部 殿

所属団体名
部課名電話番号
氏 名 印

下記の貸付申請者に係る要件等及び貸付けできない申請者に係る審査を行ったので、下記のとおり報告します。

記

要件等	申請者名					
	貸付申請者は、貸付申資者の要件を満たしているか。		適 ・ 否			
	貸付申請施設等は、貸付けの対象となる施設等であるか。		適 ・ 否			
	「畜産高度化支援リース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」 1の(1)から(6)に該当しないこと。		該当せず ・ 該当する			
項 目			年度	年度	年度	
飼養家畜の生産性	酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量(品種:)	kg	kg	kg	
	養豚	繁殖	母豚1頭当たりの肥育豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
		一貫	母豚1頭当たりの子豚年間出荷頭数	頭	頭	頭
		肥育	出荷豚1頭当たりの飼料要求率			
	肉牛経営	繁殖	繁殖牛の分娩間隔(月又は日)			
		一貫	繁殖牛の分娩間隔又は出荷牛平均の1日平均増体重 (月(日)又はkg)			
		肥育	出荷牛平均の1日平均増体重(品種:)	kg	kg	kg
		採卵鶏	飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)			
	肉用鶏	飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷鶏平均)				
収益性の分析	過去3年の単年度ごとの決算が連続して損失を生じていない。			○ ・ ×		
	3年連続で損失が発生している場合には次のいずれかの要件を満たしている。(該当するものを○印を付ける。)					
	・ 3年平均で損失金額の割合が売上高の5%以内である。			○ ・ ×		
	・ 損失の原因が災害などの特別損失でそれを除けば損益はプラスである。			○ ・ ×		
・ 農業外収入の余剰以下である(個人事業者の場合)。			○ ・ ×			
経営リースで、堆肥化施設等を設置する場合、当機構が定める「家畜ふん尿処理施設の設計・審査技術」に基づいて設計されていることを畜産環境アドバイザーの確認を受けた。			○ ・ × ・ 該当なし			
実施要領に定める貸付申請書の添付書類の他に必要な添付書類			確認 ・ 未確認			
添付資料	3千万円から1億円未満の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書		適 ・ 否			
	1億円以上の場合は、貸付施設等を導入後の経営状況報告書及び事業計画書 (連帯保証を求められた場合は、連帯保証書)		適 ・ 否			

注 選択する事項については、該当するものを○で記すこと。

様式例20

貸付できない申請者の経営形態別生産性の指標

経営形態	貸付できない申請者
酪農	経産牛1頭当たりの年間搾乳量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の乳量が4.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7トン(ホルスタイン種)を下回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、経産牛1頭当たりの年間乳量が7.5トン(ホルスタイン種)を下回っている者
(一貫、繁殖)養豚	母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間肥育豚又は子豚出荷頭数が15頭を下回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が17頭を下回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、母豚1頭当たりの年間肥育豚又は子豚出荷頭数が19頭を下回っている者
(肥育)養豚	出荷豚1頭当たりの飼料要求率が2年連続して悪化し、かつ、直近の年間出荷豚1頭当たりの飼料要求率が4.0を上回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.5を上回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、出荷豚1頭当たりの年間飼料要求率が3.3を上回っている者
(繁殖、肥育、一貫)肉用牛	繁殖牛の分娩間隔又は肥育牛の1日平均増体量が、2年連続して悪化し、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が16月(488日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.50kgを下回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が14月(424日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.55kgを下回っている者
	貸付申請額が4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、直近の繁殖牛の分娩間隔が13.5月(412日)を越え又は肥育牛(黒毛和種)の1日平均増体量が0.60kgを下回っている者
卵鶏	飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2年連続して悪化し、かつ、直近の飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.5を上回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)2.3を上回っている者
	貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(50%産卵日齢に達してから1年間又は採卵鶏平均)が2.2を上回っている者
肉鶏	飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2年連続して悪化し、かつ、直近の飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.3を上回っている者
	借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が2.1を上回っている者
	貸付申請額が、4千万円超の場合、借入金の収入(売上高等)に対する割合が100%超で、かつ、飼料要求率(餌付けから49日齢時又は出荷肉鶏平均)が1.9を上回っている者

様式例 2 1

長期借入金等負債の償還計画

1 リース事業名:

2 借受者名:

(単位:千円)

借入先		○年度末残高	資金名	借入金等の用途	利率	償還期間	年度別長期借入金等の償還				
							○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
長期借入金等						~					
						~					
						~					
						~					
	長期借入金等の計①	0					0	0	0	0	0
	繰越欠損額②										
当機構の既貸付の貸付残高③											
上記リース債権の残額④							0	0	0	0	0
小計⑤=①+②+③		0					0	0	0	0	0
今回貸付申請額⑥											
上記リース債権の残高⑦							0	0	0	0	0
債務の合計⑧=⑤+⑥		0					0	0	0	0	0
上記債務の償還財源											
	計	0					0	0	0	0	0

「長期借入金等負債の償還計画」の記載に当たっての留意事項

1 債務について

- (1) 長期借入金とは、金融機関等から借入期間が 1 年以上の借入金とします。
- (2) 長期借入金に役員からの借入金がある場合は、当該役員への返済の有無によって当該償還の必要額を記載して下さい。
- (3) 直近の決算において繰越等損がある場合であって、当該繰越等損の解消等に向けた年度別計画がある場合は、当該解消等額を、それ以外については、5 年間で解消等できる平均額を記載して下さい。
- (4) 借入利率が変動利率の場合は、直近の利率を記入して下さい。

2 償還について

- (1) 償還初年度以降の減価償却費は、今回の貸付を受ける貸付施設等の減価償却費を含めて記載して下さい。
- (2) 償還年度に係る当期利益は、直近 3 年間の実績の平均を用いて下さい。
- (3) 当期利益以外の償還財源(例:引当金純増、固定資産処分、増資、その他投資資金回収など)があるときは、これを含めても構いません。この場合、根拠となる書面を添付して下さい。
- (4) 増頭等事業の拡大等により、償還財源となる利益が見込まれる場合は、当該利益を見込んでも構いませんが、その利益が生じる根拠となる明細を添付して下さい。

3 貸付け

- (1) 貸付施設等の貸付けは、「長期借入金等負債の償還計画」の「上記債務の償還財源」の合計欄の額が、「債務の合計」欄の年度別長期借入金等の償還額を上回る場合に行います。
- (2) 上記の額が下回る場合には、貸付はできませんが、諸般の事情で貸付を強く要望するときは、連帯保証人が必要となります。連帯保証に関しては、別に定める「連帯保証人制度の必要性及びその運用について」を参考にして下さい。

経営状況報告書

氏名(法人名)
(法人の代表者氏名)
住所
電話番号
(法人の担当者所属氏名)

1 経営概要

(1)事業内容(養牛の場合、飼養品種・成育段階別の頭数を記載、食肉等関係の業種は、店舗展開・既存施設の概要を記載)

(2)法人の資本金(出資金)等

資本金の額 (千円)	資本構成内訳		備考
	株主名等	金額(千円)	
	-----	-----	
	-----	-----	

(3)従業員数(貸付申請時点)

ア 家族従業員 人
イ 雇用従業員 人
ウ 計(ア+イ) 人

2 経営成績(最近過去3年の実績)

区分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2税引後当期損益			
3繰越損益			
借入金残高 (1)短期借入金 (2)長期借入金			

注1)主要項目についてはコメントしてください。

2)法人にあっては、過去3年の決算書及び事業内容書(報告書)等を添付してください。

3)上記についての最近3年の確定申告書の写し(税務署が収受したことが判る申告書)を添付してください。

4)繰越欠損金がある場合は、直近3年の決算書(貸借対照表、損益計算書、それらの説明付属資料等を含む。)を添付して下さい。

5)「販売額」は、業種により「〇〇収入」として適宜変更して下さい。

3 今後の経営計画(見込み)

区 分	平成 年度	平成 年度	平成 年度
1業種別販売状況 (1)業種			
(2)販売金額			
2税引後当期損益			
3繰越損益			

4 今回新規に導入する機械装置に要する資金計画

(例えば、年収(年間売上高)のうち当該機械装置に係る貸付料、ランニングコスト等の支出見込み等の内訳)

5 本件債務に係る連帯保証等の有無(有の場合はその内容)

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載された既存の資料がある場合は、当該資料でも可。

平成 年 月 日作成

事業計画書

氏名(法人名)
(法人の代表者氏名)

1. 損益状況表

項目		実績		見込			合計
		年度	年度	年度	年度	年度	
収益の部	売上高						
	その他収益						
	小計①						
費用の部	素畜費						
	飼料費						
	人件費						
	管理費						
	リース料						
	減価償却費						
	その他費用						
	小計②						
当期損(▲)益 ③(①±②)							

前期繰越損(▲) 益④						
当期損(▲)益⑤						
次期繰越損(▲) 益 ⑥(④±⑤)						

※1 売上高は、貸付申請の物件に係るものを記入し、経営リースでは農業関係収入、食肉リースでは食肉関連を記入する。それ以外の収入は、その他収益に記入又は別に添付する。費用も同様。

※2 リース料は、基本貸付料と附加貸付料及び消費税の合計額です。

※3 ③と⑤の「当期損益」の額は、法人税等を控除するため、一致しない場合がある。

※4 表中の▲は、損失額を指す。

2. 中期資金計画

項目	実績		見込			合計
	年度	年度	年度	年度	年度	
前期繰越金①	千円	千円	千円	千円	千円	千円
収入部	売上金					
	その他収入金					
	借入金受入(イ)					
	小計②					
支出部	飼料購入費					
	素畜購入費					
	人件費					
	管理費					
	リース料					
	借入金返済(ウ)					
	その他支出					
小計③						
次期繰越金④(①+②-③)						

借入金残高

期首借入金残高(ア)						
当期借入額(イ)						
当期返済額(ウ)						
当期末借入金残高(ア+イ-ウ)						

(注)この用紙は、様式例です。

上記の内容が記載してある既存の資料がある場合は、その資料で充分です。

様式例 24

番 号
平成 年 月 日

財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

〇〇県〇〇部〇〇課長 印
畜産高度化支援リース事業の貸付申請について(副申)
(堆肥保管施設リース事業)

このことについて、〇〇〇〇〇連合会から別添のとおり貸付申請書の提出があったので、別記意見を添えて送付します。

別記

堆肥保管施設リース事業に係る意見書

借受団体又は受託団体名

借受者名

堆肥保管施設リース事業実施要領第3の貸付けの相手方の要件を満たしていること。

貸付施設等の利用について、堆肥の利用先との間に堆肥の調整・保管の年間延日数、堆肥の仕向量、貸付施設機械の保管設置場所等に関する規約が締結されており、その規約が適切であること。

導入する貸付対象施設等の種類・規模については、借受者の経営規模、導入施設等の経済性等及び堆肥の利用状況について十分検討し、適正な規模であること。

また、堆肥保管施設の設置と併せてショベルローダー(上限額1,000万円(消費税込み))の導入を図る場合は、その必要性及び作業能力が妥当であること。

当該貸付施設等を整備することにより、堆肥保管が適切に運営され、堆肥の利用促進が図られること。

貸付施設等の購入額(消費税込み)が5,000万円以上の場合は、貸付施設等について、費用対効果分析により投資効率が1を上回っていること、並びに貸付施設の貸付けた年度の翌年度から3年目までの運営計画が策定されていること。

貸付施設等の内訳及び金額

別表(様式例18、19)のとおり

等の意見の記述をお願いします。

様式例 25

~~(借受者→受託団体又は借受団体等→都道府県→機構)~~

~~平成 年 月 日~~

~~財団法人畜産環境整備機構 理事長 殿~~

借受者住所〒

借受者名 _____ 印

貸付契約番号 _____

~~堆肥保管施設リース事業の採択に係るポイント指標の実績(報告)~~

指標項目	計画	実績	理由
1 堆肥の流通コスト	-	-	——
(1) 堆肥置き場の面積	(㎡)	(㎡)	——
(2) 事業費(税込み)①	(千円)	(千円)	——
(3) 耕種農家への供給量②	(t)	(t)	=
(4) 堆肥のコスト(①/②)	(千円/t)	(千円/t)	-
2 耕畜連携の促進に係る取組	(該当欄に○を記載)	(該当欄に○を記載)	=
(1) 特殊肥料生産業者の届出	-	-	-
(2) 堆肥の成分分析	-	-	-
(3) 耕種農家への堆肥の運搬	=	=	=
(4) 耕種農家における堆肥の散布	-	-	
3 耕畜連携による流通の範囲	(該当欄に○を記載)	(該当欄に○を記載)	-
(1) JA区域内かつ市町村区域内	=	=	=
(2) (1)の区域を越える流通	-	-	-
4 新たに施設を設置することによる、堆肥を利用する耕種農家の増加戸数	=	=	
(1) 新たに参画する耕種農家戸数	(戸)	(戸)	
5 新たに施設を設置することによる、耕種農家へ堆肥を供給する畜産農家の増加戸数			——
(1) 新たに参画する畜産農家戸数	(戸)	(戸)	
(2) 新たに参画する畜産農家の供給量	(t)	(t)	-

~~(注) 1の(3)・(4)、4及び5について計画の20%を越える場合、1の(1)・(2)、2及び3については、変更がある場合その理由を記載下さい。なお、記入欄に記載できない場合は、別紙に記載下さい。~~

貸付対象施設等を設置するために必要な法的手続に関する調書

1 建築確認

(1) 貸付対象施設の構造(木造又はそれ以外)

(2) 貸付対象施設の面積

(3) 設置場所に係る地域指定等(都市計画区域その他建築確認の必要性に影響を与える地域指定等について記載すること)

(4) 建築確認の必要性(必要又は不要)

2 農地転用

(1) 設置場所の現況地目

(2) 農地転用許可の必要性(必要又は不要)

3 その他の法的手続

上記に倣って具体的に記載すること。

別紙参考1

平成 年 月 日

御 見 積 書(例)

財団法人 畜産環境整備機構 御中

合計金額(総面積の金額)

¥0,000,000_

本体価額:0,000,000(千円単位としてください)

消費税額: 00,000

※本体価額のうち芯々面積部分の金額及び面積
000,000円 00m²

工 事 名:〇〇〇〇様 堆肥置き場

工事場所:〇〇県〇〇市〇〇 00-00

工 期:受注後00ヶ月

支払条件:貴機構の支払い条件による

会 社 名 〇 〇 〇 〇 株式会社

代表者名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

〒000-00

〇〇県〇〇市〇〇 00-00

TEL 000-000-0000

FAX 000-000-0000

担当者 〇 〇 〇 〇

畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較

受託団体(借受者)		借受者	
物件所在地			

事業効果総括表

区 分	算式	数値	単位	備考
総事業費	①	15,687	千円	
年総効果額	②=(a)の②	26,803	千円/年	
うち内部経済効果	③=(a)の①	1,772	千円/年	
廃用損失額	④	0	千円	
総合耐用年数	⑤	18.8	年	
還元率	⑥	0.0767		
妥当投資額	⑦=②/⑥-④	349,525	千円	
うち内部経済効果	⑧=③/⑥-④	23,108	千円	
投資効率	⑨=⑦/①	22.28		
うち内部経済効果	⑩=⑧/①	1.47		

(a) 年間効果額集計表

効 果 種 別	効果額	単位	備考
内 部 効 果	堆きゅう肥生産量増加効果	1,772	千円/年 ①
外 部 効 果	地域生活環境改善効果	25,031	千円/年
	衛生水準改善効果	0	千円/年
	水質保全効果	25,031	千円/年
	廃棄物処理費節減効果	0	千円/年
年 総 効 果 額	26,803	千円/年	②

(b) 堆きゅう肥生産量増加効果額算出表

項 目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
事業実施後堆きゅう肥製造量	①	886	t	
事業実施前堆きゅう肥製造量	②	0	t	
堆肥製造増加量	③=①-②	886	t	
地域内販売単価	④	2,000	円/t	
事業実施後維持管理費	⑤	0	円	
事業実施前維持管理費	⑥	0	円	
維持管理費増加額	⑦=⑤-⑥	0	円	
堆きゅう肥生産量増加効果額	⑧=③×④-⑦	1,772	千円	

(c) 衛生水準向上効果額算出表

項 目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
家畜排せつ物当たり防臭剤等の薬剤 散布単価	①	918	円	
家畜排せつ物量	②		t	
衛生水準向上効果額	③=①×②	0	千円	

(注) 民家等と離れている畜舎については、算出しないこと。

(d) 水質保全効果額算出表

項 目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
家畜頭数	①	225	頭	
1頭当たり年間窒素排せつ量	②	-	kg/頭	
年間総窒素排せつ量	③=①×②(別 表ウ)	10,651.50	kg	
流出比率	④	50	%	
窒素浄化単価	⑤	4,700	円/kg	
水質保全効果額	⑥=③×④× ⑤	25,031	千円	

(e) 廃棄物処理費節減効果額算出表

項 目	算式	数値	単位	備考(算出根拠)
廃棄物処理量	①		t	
処理単価	②		円/t	
廃棄物処理節減効果額	③=①×②	0	千円	

(注) 処理単価は、実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

畜産環境リース事業に係る費用と効果の比較(算定基礎資料)

ア 廃用損失額(既存施設残存価値)算出表

施設名	取得価格 (千円) ①	耐用年数 ②	取得年 (西暦)	使用年数 ③	使用可能年数 ④=②- ③	残存率 ⑤=④/ ②	残存価格 (千円) ⑥=①×⑤	耐用年数の根拠
					0			
					0			
					0			
合計	0						0	

イ 総合耐用年数算出表

施設名	事業費(円) ①	耐用年数 ③	単年度事業費 (円) ②=①/③	耐用年数の根拠
既設の堆肥舎(旧 1/2)	9,975,000	20	498,750	
今回導入の堆肥置き場	5,712,000	17	336,000	
合計	15,687,000 ④=①の合計	18.8 ⑥総合耐用年数 (④/⑤)	834,750 ⑤=②の合計	

ウ 年間総窒素排せつ量

畜種	頭数 ① (頭)	窒素量 ② (kg)	年間窒素排せつ量 ①×② (kg)	備考
乳用牛	経産牛		119.96	0.00
	育成牛		47.34	0.00
肉用牛	繁殖牛		84.15	0.00
	育成牛		28.88	0.00
	肥育牛		64.81	0.00
豚	繁殖豚雌		15.12	0.00
	繁殖豚雄		16.57	0.00
	子豚		3.64	0.00
	肉豚		11.45	0.00
採卵鶏	成鶏		1.33	0.00
	ひな		0.53	0.00
ブロイラー			0.82	0.00
合計	0		0.00	

畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱

平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4748 号

畜産業においては、配合飼料価格の高騰などにより生産コストが上昇しており、畜産経営体等の経営力の向上を図るため、生産性及び飼料自給率の向上や安全な国産畜産物の安定供給の確保が喫緊の課題となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、畜産業を営む者等における畜産経営の生産性や飼料自給率の向上、飼料生産受託組織等の経営高度化、飼料製造事業者の飼料原料の多角化等のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 2 号の規定に基づき補助することとし、もって畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに畜産業振興事業の実施について（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、平成 24 年度畜産業振興事業（補正予算関係）に係る公募要領（平成 24 年 1 月 18 日付け 24 農畜機第 4213 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

第 2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 畜産経営強化緊急支援事業

公募団体は、第 3 の 1 に規定する借受者が、畜産経営の生産性向上、畜産物の付加価値の向上に資するほか、労働力の軽減、飼料自給率の向上を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体（公募団体が別に定めるリース会社等という。以下同じ。））に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、

公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

公募団体は、第3の2に規定する借受者が、経営の高度化を図るために必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

3 とうもろこし代替原料定着緊急支援事業

公募団体は、第3の3に規定する借受者が、飼料原料の多角化に資するために、こうりゃん等のとうもろこし代替原料の定着を図る実証的な取組に必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

4 効率的生産継続支援事業

公募団体は、第3の1及び第3の2の借受者が1又は2の事業により電力供給を必要とする機械装置を導入する際に、畜産物の効率的な生産の継続のために電力を供給する機械装置をリース方式により一体的に導入する場合に、当該機械装置の貸付者（公募団体又は貸付主体）に対し支払う貸付料について負担の軽減を図るものとし、公募団体自らが貸付けを行わない場合には、貸付主体に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成するものとする。

5 推進指導

公募団体は、1から4までの事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催並びにリース事業の推進及び調査を行うものとする。

第3 機械装置の借受者

1 第2の1の事業の借受者は、農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合であって畜産業の振興を目的とする法人（以下「農協等」という。）及び次の（1）から（3）までの要件のいずれかを満たす末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

（1）畜産業を営む者又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）

- 第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)若しくは農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律132号)第72条の3に規定する農事組合法人をいう。)であって、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者
- (2) 畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について(平成18年7月26日付け18生畜第1014号農林水産省生産局畜産部長通知)に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定(特認)基準において都道府県知事が特に認めた者
- (3) (1)又は(2)を含む2戸以上の農業者が構成する集団
- 2 第2の2の事業の借受者は、農協等並びに次の(1)及び(2)の要件をいずれも満たす末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。
- (1) コントラクター等
- 次のアからケまでのいずれかの組織形態のコントラクター(飼料生産受託組織をいう。)、TMRセンター(完全混合飼料の飼料生産組織をいう。)を営む者及びその他の飼料生産組織
- ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。
- ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- イ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
- ウ 土地改良区
- エ 農事組合法人(農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。)
- オ 農事組合法人以外の農業生産法人
- カ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。)
- キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの
- ク 農業(畜産を含む。以下、この項に同じ。)を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法(平成17年法律第86号。以下同じ。)第575条第1項に規定する持分会社(以下「持分会社」という。)であって、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に適合するもの

- (ア) 農業を主たる事業として営んでいること
- (イ) 株式会社にあつては、株主の総数が 50 人以下であり公開会社（会社法第 2 条第 5 号に規定する公開会社をいう。）でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること
- (ウ) 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること

ケ 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次の（ア）から（ウ）までのすべての要件に適合するもの

- (ア) 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること
- (イ) 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること
 - a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること
 - b 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること
 - c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと
 - d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと
 - e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること
- (ウ) エ、オ又はクに掲げる法人となることが見込まれる組織であること

(2) 経営高度化組織

経営の高度化を図る組織として、次のアからウまでのいずれかを満たす組織であること

- ア 平成 27 年度までに経営の法人化を図ることが平成 25 年度末までに開催される総会の議決等により確実と見込まれるもの
- イ 平成 27 年度までに飼料生産受託面積（国産粗飼料増産対策事業実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生畜第 4388 号農林水産事務次官依命通知）別表の 1 の（1）から（6）までに定める作業を受託する面積（自ら飼料を販売している組織にあつては飼料生産作業面積）をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。）を平成 23 年度又は平成 21 年度から平成 23 年度の 3 カ年の平均と比較して、北海道は概ね 40ha、都府県は概ね 20ha（中山間地域にあつては、北海道は概ね 20ha、都府県は概ね 10ha）以上拡大することが平成 25 年度末までに開催さ

れる総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下の（ア）から（ク）までのいずれかに該当する地域をいう。

- （ア）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき
特定農山村地域
- （イ）山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき
指定された振興山村
- （ウ）過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- （エ）半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき
指定された半島振興対策実施地域
- （オ）離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき
指定された離島振興対策実施地域
- （カ）沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 1 号
に規定する沖縄
- （キ）奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に
規定する奄美群島
- （ク）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 2 条第
1 項に規定する小笠原諸島

ウ その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事がイに掲げるものと同等以上の効果を有すると判断し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めたもの

- 3 第 2 の 3 の事業の借受者は、農協等及び関税込率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 6 条で規定する原料品又は関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 3 条で規定するとうもろこしを用いて、家畜・家きん用飼料を製造する事業者である末端借受者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。
- 4 第 2 の 4 の事業の借受者は、第 2 の 1 又は第 2 の 2 の事業を実施する者とする。

第 4 貸付対象機械装置の範囲

- 1 第2の1から4までの事業における貸付けの対象となる機械装置（以下「貸付対象機械装置」という。）の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。
- 2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。
- 3 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。
- 4 貸付対象機械装置は、貸付主体がリース物件として貸付可能なものとする。

第5 事業の実施

1 事業実施要領の作成

公募団体は、この事業の実施に当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 事業参加申請書等の作成

(1) 借受者は、公募団体が別に定める事業参加申請書を作成し、公募団体に提出するものとする。

(2) 公募団体は、(1)により事業参加申請書の提出があった場合には、事業参加申請書の内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に報告するものとする。また、必要に応じて都道府県知事に助言を求めることができるものとする。

3 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。この場合は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託先、手数料等を定めた事業委託要領を作成するものとする。

4 環境と調和のとれた農業生産活動

公募団体は、第2の1の事業を実施する場合には、末端借受者から「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シートの提出を受けるなどにより、環境規範の遵守の状況を把握するとともに、末端借受者において環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう指導に努めるものとする。

5 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

公募団体は、平成24年度に第2の1の事業を実施する場合、原則として、

配合飼料価格安定制度（「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和 50 年 2 月 13 日付け農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填をいう。）に係る基本契約及び平成 23 年度の数量契約を締結している末端借受者が平成 24 年度においても継続して数量締結をしていることを確認するものとする。また、平成 25 年度に同事業を実施する場合、原則として、同基本契約及び平成 24 年度の数量契約を締結している末端借受者が平成 25 年度においても継続して数量契約を締結していることを確認するものとする。

6 事業の実施方法

リース方法は、（1）から（3）までのいずれか又は複数の方法とする。

（1）公募団体は、借受者が貸付主体から借り受ける機械装置の取得価額のうち、第 2 の 1 及び第 2 の 3 の事業にあつては 3 分の 1、第 2 の 2 及び第 2 の 4 の事業にあつては 2 分の 1 に相当する金額について貸付主体を通じて借受者へ助成する。

（2）公募団体は、借受者が貸付主体から借り受ける機械装置の取得価額を補助し、当該機械装置の取得価額のうち、第 2 の 1 及び第 2 の 3 の事業にあつては 3 分の 1、第 2 の 2 及び第 2 の 4 の事業にあつては 2 分の 1 に相当する金額について貸付主体を通じて借受者へ助成する。

この場合、貸付主体は、当該機械装置の取得価額から借受者への助成相当額を差し引いた残額をリース料として回収し、公募団体を通じて当該額を機構に返還するものとする。

なお、公募団体が、当該方法を採用する場合は、（1）の方法と併せて実施する態勢を整えるものとする。

（3）公募団体は、借受者が借り受ける機械装置取得価額のうち、第 2 の 1 及び第 2 の 3 の事業にあつては 3 分の 1、第 2 の 2 及び第 2 の 4 の事業にあつては 2 分の 1 に相当する金額について借受者へ助成する。

この場合、公募団体は、当該機械装置の取得価額から借受者への助成相当額を差し引いた残額をリース料として回収し、当該額を機構に返還するものとする。

7 再貸付け

機械装置の貸付けを受けた農協等は、末端借受者に当該機械装置を再貸付けできるものとする。

なお、農協等が、借り受けた機械装置を直接使用する者となる場合にあつては、末端借受者に係る規定に従うものとする。

8 貸付期間

貸付対象機械装置の貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めるものとする。

(1) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転する場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）の70%（法定耐用年数が10年以上の貸付対象機械装置については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、貸付主体が貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を借受者に移転することを前提に、公募団体が別に定めるものとする。

ただし、貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

(2) 貸付期間終了後に貸付対象機械装置の所有権を移転しない場合

貸付対象機械装置の貸付期間は、法定耐用年数とする。

なお、貸付期間終了後の貸付対象機械装置の取扱いについては、公募団体が別に定めるものとする。また、再貸付けを行う場合にあっては、貸付対象機械装置の購入に要する経費の一部が補助されることから、この事業の趣旨を踏まえ、再リース料を設定するよう、公募団体が貸付主体を指導するものとする。

9 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の所有権の移転

貸付主体は、貸付対象機械装置について8に基づく貸付期間終了後の適正な譲渡額をあらかじめ設定していた場合において、当該機械装置に係る貸付期間が終了したときは、当該譲渡額により借受者に当該機械装置の所有権を移転することができるものとする。

10 途中解約等の禁止

借受者は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。

ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約又は解除する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として借受者が貸付主体に支払うものとする。

11 貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等並びに消費税及び地方消費税とする。なお、基本貸付料、附加貸付料等については以下のとおりとする。

(1) 基本貸付料

基本貸付料は、第2の1及び第2の3の事業については、貸付対象機械装置の取得価額に3分の2を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額とし、第2の2及び4の事業については、貸付対象機械装置の取得価額に2分の1を乗じて得た額から譲渡額を控除して得た額を当該貸付対象機械装置の貸付期間で除して得た額とする。

(2) 附加貸付料等

附加貸付料等は、リース契約締結時において貸付主体が別に定める額とする。

ただし、貸付主体は、附加貸付料等を定めるに当たっては、公募団体から貸付対象機械装置の購入に要する経費の全部又は一部が補助されることから、資金調達にかかる金利相当分を低減するなど、この事業の趣旨を踏まえ、極力、低廉な額とするよう努めるものとする。

12 基本貸付料等の徴収

公募団体は、6の(2)の方法により、事業を実施する場合には、貸付主体から貸付対象機械装置に係る基本貸付料及び譲渡額の全額、6の(3)の方法により、事業を実施する場合には、借受者から貸付対象機械装置に係る貸付料及び譲渡額の全額をそれぞれ徴収するものとする。

13 契約書類の徴収

公募団体は、貸付主体が借受者とリース契約を締結した場合は、速やかにその契約に係る書類の写しを徴収するものとする。

14 その他

国又は機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

第6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成24年度から平成25年度までとする。

第7 事業の推進指導等

- 1 貸付主体及び借受者は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、事業の趣旨、内容等について周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

- 3 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、他の補助事業等との関連及び活用に配慮するものとする。

第8 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第9 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、第5の2により提出された事業参加申請書を取りまとめ、自ら作成する事業実施計画とともに、別紙様式第1号の畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認められる場合には、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 借受者は、貸付主体とリース契約を締結した場合、速やかに公募団体が別に定める実績報告書を作成し、公募団体に提出するものとする。
- (2) 公募団体は、(1)により実績報告書の提出があった場合には、その内容を取りまとめ、当該借受者が属する都道府県知事に対し、

その実施状況を報告するものとする。

- (3) 公募団体は、第2の事業が完了した日から換算して1カ月を経過した日又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

第10 補助金の返還

- 1 公募団体は、第5の12に基づき貸付主体から貸付対象機械装置に係る基本貸付料等を徴収した場合には、その全額を機構に返還するものとする。
- 2 公募団体は、借受者又は貸付主体から貸付対象機械装置の貸付期間中において、当該機械装置の利用状況について報告を受け把握するとともに、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者又は貸付主体に対して助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。
 - (1) リース契約を解約又は解除したとき
 - (2) 借受者が経営を中止したとき
 - (3) 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき
 - (4) 申請書等に虚偽の記載をしたとき
 - (5) リース契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。
 - (6) 変更の届出、報告等を怠ったとき

第11 調査及び報告

- 1 理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、公募団体、貸付主体等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 公募団体は、貸付主体及び借受者に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第12 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、第9の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額

に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。

ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 公募団体は、1 のただし書により補助金の交付申請をした場合において、第 9 の 4 の事業実績を報告するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
- 3 公募団体は、1 のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第 9 の 4 の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第 5 号の畜産経営力向上緊急支援リース事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2 の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、機構に返還しなければならない。

第 13 帳簿等の整備保管等

公募団体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して 5 年間とする。

第 14 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日付 24 農畜機第 4748 号）

この要綱は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。

別表 1

(1) 畜産経営強化緊急支援事業

区分	対象機械装置	内容（貸付対象機械装置）
1 畜産経営の生産性向上及び畜産物の付加価値向上に資する機械装置	畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置 等
	乳質改善、管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、乳頭洗浄機、哺乳ロボット 等
	省エネ機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置 等
	畜産物の付加価値向上に資する機械装置	動力噴霧機、車両消毒装置、食肉加工機械、乳製品加工機械 等
2 畜産経営における労働力軽減に資する機械装置	自動給餌機関係機械装置、管理機械	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、バッチカルミキサー、ペールフィーダー 等
	酪農関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置 等
	鶏卵関係機械装置	集卵装置、汚卵洗浄機 等
3 飼料自給率向上に資する機械装置	耕起・播種機械装置	サブソイラ、プラウ、ディスクハロー、スタブルカルチ、ロータリ、ブロードキャスタ、ディスクカルチ、コンビドリル、ソイルルースナー、シーダ、プランタ、施肥播種機、グラスシーダー、バキュームシーダー、ダブルソイラー、牧草追播種機、ツースハロー 等
	覆土・鎮圧機械装置	ハロー、ローラー、K型ローラー、パワーハロー、パスチャーハロー、カルチパッカ 等
	たい肥調整機械装置	ホイールローダー、油圧ショベル、移動式たい肥かくはん機 等
	たい肥散布機械装置	ライムソーワ、ブロードキャスタ、マニユアワゴン、マニユアスプレッダー、マニユアローダ、スカベンジャー、コンポキャスタ、自走式マニユアスプレッダー、ハイドロマニユアスプレッダー、スラリーインジェクター、レインガン、ファームワゴン（散布可能なものに限る）、バキュームカー（散布可能なものに限る）、スラリートンカー（散布可能なものに限る） 等

	飼料収穫機械装置	モア、モアコンディショナー、フロントモアコン、フォーレイジハーベスター、ハイダンプロゴン、自走式モアコンディショナー、自走式ハーベスター、稲ホールクロップ収穫機、ローダバケット、フォーレイジワゴン、ピックアップワゴン 等
	飼料調整機械装置	テッダ、レーキ、ヘーメーカ、ヘーベラー、ロールベラー、ラップマシーン、細断型ロールベラー、細断型ベラーラッパー、ベールグリッパー、自走ロールベラー、自走ラップマシーン、サイロプレス、メイズベラー、サイレイジカッター、ロールベールカッター、飼料攪拌機、フォーレイジカッター、サイレイジクラブ 等
	エコフィード給餌装置	機械エコフィード給餌システム(リース対応可能なもの) 等
	飼料米利用に必要な機械装置	粉碎機、混合機、飼料タンク 等
	リキッドフィード給餌装置	飼料タンク、混合機(配合飼料とリキッドフィードを混合するのであって、リキッドフィードの製造を目的としないもの)、パイプライン、飼槽 等
	エコフィード混合給餌装置	①自家配合飼料給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破砕機、混合機、パイプライン 等 ②TMR給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破砕機、混合機(TMRセンター)、パイプライン 等
4	効率的な畜産物生産に資する機械装置	大型送風機械装置 大型温風機械装置
5	都道府県知事が特に必要と認める機械	1から4の機械と同様の効果がある機械として、都道府県知事が特に必要と認める機械

(2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

区分	対象機械装置	北海道	都府県
1 飼料播種 機械装置	牧草播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12条播き以上のものに限る。	
	追播種機		
	とうもろこし播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のもの又は作業能率が50a/1時間以上のものに限る。	
	飼料用稲直播機	複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調整機能等を有するものに限る。	
	簡易草地更新機械	複合作業機を含み、草地等の簡易更新（除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥・播種、覆土・鎮圧等）に係る作業に要する機械。	
2 収穫・調製用機械装置	モアコンディショナー ヘイコンディショナー	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル（肉用牛は1.6メートル）以上のものに限る。	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。
	フォーレイジハーベスター	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はとうもろこし専用機に限る。	乗用トラクター用又は自走式のものに限る。
	とうもろこし収穫機	とうもろこし雌穂収穫専用アタッチメントに限る。	
	テッター、レーキ テッターレーキ	乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のものに限る。	乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のものに限る。
	ロールベラー	ピックアップ幅1.2メートル以上のロール型、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー又は汎用型飼料収穫機に限る。	ピックアップ幅1.0メートル以上のロール型、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー又は汎用型飼料収穫機に限る。
	梱包解体機、運搬機	積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。	
	梱包格納用機械		
	サイレージ取出機 積込機	フロントローダー、ホイールローダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限る。	
飼料攪拌機 飼料粉碎機			

	稲わら収集機 アンモニア処理機	
3 その他	家畜糞尿土壌還元用機 械	乗用トラクター用又は自走式の家畜糞尿散布機
	作業管理システム機 器	

※ 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械装置と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り助成対象とする。

※ 本表の運搬等の機械には、汎用のあるトラック等は含まないものとする。

※ 本表のほか、コントラクター等の経営の高度化に資するものとして都道府県知事が特に認めた機械についても、助成対象とする。

(3) とうもろこし代替原料定着緊急支援事業

区分	対象機械装置
飼料原料の多角化に資する機械装置	原料受け入れタンク、搬送用コンベヤ、計量器、挽砕・粉碎機、製品保管用タンク 等

(4) 効率的生産継続支援事業

区分	対象機械装置
効率的生産の継続に資する機械装置	自家発電機、配電盤

別表 2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第5の6の(1)にあつては、3分の1相当定額
2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第5の6の(1)にあつては、2分の1相当定額
3 とうもろこし代替原料定着緊急支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第5の6の(1)にあつては、3分の1相当定額
4 効率的生産継続支援事業	リース物件の取得に必要な経費	定額 ただし、第5の6の(1)にあつては、2分の1相当定額
5 推進指導	公募団体が1から4までの事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催並びにリース事業の推進及び調査に必要な経費	定額

別紙様式第1号

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業
(※対象となる事業名を記入) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名 印

平成 年度において、畜産経営力向上緊急支援リース事業(※対象となる事業名を記入)を下記のとおり実施したいので、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱第9の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙(※対象となる別紙の番号を記入)の「平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業(※対象となる事業名を記入)実施計画」のとおり

※対象となる別紙の番号及び事業名は、以下のとおり

- 別紙1 畜産経営強化緊急支援事業(及び効率的生産継続支援事業)
- 別紙2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業(及び効率的生産継続支援事業)
- 別紙3 どうもろこし代替原料定着緊急支援事業
- 別紙4 推進指導

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
(1) 畜産経営強化緊急 支援事業				
(2) 飼料生産受託組織 等経営高度化緊急支 援事業				
(3) とうもろこし代替 原料定着緊急支援事 業				
(4) 効率的生産継続支 援事業				
(5) 推進指導				
合計				

(注) 事業の一部を委託して行う場合は、その委託費の額を括弧書きで記載するとともに、委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

別紙 4

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業（推進指導）実施計画

1 事業推進会議の開催 (単位：円)

開催時期	参集範囲	内容	事業費	備考
計				

2 リース事業の推進及び調査 (単位：円)

内容	事業費	備考
計		

別紙様式第2号

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業
(※対象となる事業名を記入) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営力向上緊急支援リース事業(※対象となる事業名を記入)について、下記の理由により変更したいので承認されたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱第9の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載すること

また、添付書類については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合、新たに添付すること

別紙様式第3号

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業
 (※対象となる事業名を記入) 補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
 氏 名
 代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
 あった畜産経営力向上緊急支援リース事業 (※対象となる事業名を記入) に
 ついて、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、畜産経
 営力向上緊急支援リース事業実施要綱第9の3の(2)の規定に基づき請求し
 ます。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ②×% =④	今回概算 払請求額 ②×% -④	備 考
	事業費 ①	機 構 補助金 ②	事業費 ③	機 構 補助金	事業費 出来高 ③/①			
	円	円	円	円	%	円	円	
計								

(注) 事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別支出実績
 及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第4号

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業
(※対象となる事業名を記入) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営力向上緊急支援リース事業(※対象となる事業名を記入)について、下記のとおり実施したので、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱第9の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1) 1から3は、別紙様式第1号の記に準じるものとする。

2) 3について、実績額の上段に計画額を()書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

7 添付資料

対象となる事業ごとに、貸付対象機械装置の実績明細を添付すること。
実績明細は、別紙様式第1号の別紙をもとに作成する。

別紙様式第5号

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業（※対象となる事業名を記入）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所
氏 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営力向上緊急支援リース事業（※対象となる事業名を記入）について、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱第12の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額金 円を返還します。

記

- 1 畜産経営力向上緊急支援リース事業補助金の額の確定額
（平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）内訳資料、その他参考となる資料等を添付すること。